

平成24年 第1回

# 身延町議会定例会会議録

平成24年3月 5日 開会  
平成24年3月14日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 4 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 5 日

平成24年第1回身延町議会定例会(1日目)

平成24年3月5日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長施政方針
- 日程第5 教育委員長教育方針
- 日程第6 提出議案の報告並びに上程
- 日程第7 提出議案の説明

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 野 島 俊 博 | 2番  | 望 月 明   |
| 3番  | 河 井 淳   | 4番  | 芦 澤 健 拓 |
| 5番  | 松 浦 隆   | 6番  | 深 沢 脩 二 |
| 8番  | 草 間 天   | 9番  | 川 口 福 三 |
| 10番 | 渡 辺 文 子 | 11番 | 穂 坂 英 勝 |
| 12番 | 伊 藤 文 雄 | 13番 | 望 月 広 喜 |
| 14番 | 望 月 秀 哉 | 15番 | 福 與 三 郎 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員(3人)

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 9番  | 川 口 福 三 | 10番 | 渡 辺 文 子 |
| 11番 | 穂 坂 英 勝 |     |         |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	赤坂次男
会計管理者		串松文雄	財政課長	笠井一雄
政策室長		丸山優	町民課長	佐野文昭
税務課長		佐野勇夫	身延支所長	千頭和勝彦
下部支所長		渡辺明彦	教育委員長	千須和繁臣
教育長		佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課長		佐野正美	福祉保健課長	依田二郎
子育て支援課長		稲葉義仁	建設課長	藤田政士
産業課長		竹ノ内強	土地対策課長	滝戸文昭
観光課長		熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課長		遠藤庄一		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 秋山和子  
録音係 依田光太

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（秋山和子君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（福與三郎君）

本日は大変にご苦労さまでございます。

平成24年身延町議会第1回定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

3月に入りまして若干寒さも緩みまして春の気配が濃くなってまいりました。議員各位には年度末で何かとお忙しい中をご出席いただきまして心から敬意を表す次第であります。

さて本定例会は平成24年度当初予算案を審議する最も重要な議会であり、町長から提出されます諸議案は多種多様にわたる膨大なものでいずれも重要な内容を有するものでございます。

議事が円滑に進められ、慎重なご審議により適正・妥当な結論が得られますよう、お願い申し上げます。

早春とは申しまして寒暖の差が激しい時季であります。各位にはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第116条の規定によって、

9番 川口福三君

10番 渡辺文子君

11番 穂坂英勝君

以上3名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

お諮りいたします。

本定例会の会期は平成24年3月5日から3月14日までの10日間とすることにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は平成24年3月5日から3月14日までの10日間とすることに決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、議長から本定例会に執行部の出席を求めたところ、

お手元に配布のとおり出席の通知がありました。

次に議会としての報告事項はお手元に配布のとおり、各種行事等に参加しておりますのでご了承ください。

#### 日程第4 町長施政方針。

町長が施政方針を行います。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

おはようございます。

遅れておりました梅の花も開き、一雨ごとに春が感じられる季節になってまいりました。

平成24年身延町議会第1回定例会の開会にあたり、提出いたしました案件のうち主なものにつきまして、その概要をご説明申し上げますとともに私の所信の一端を申し述べ、議員の皆さまならびに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げたいと存じます。

私は平成20年10月24日就任以来、3年と4カ月が経過いたしました。私は就任以来「みんなでつくろう みんなのふるさと」を政治信条に公正・公平はもちろんのこと、町民の皆さまが住んでよかったと実感できる町をつくってまいります。そのことが私の理想としております「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」につながりますので、職員の先頭に立ちますと申し上げ職員ともども努力をしてまいりました。

この間、国においては政権の交代がありました。さらに昨年の中東大震災とこれに伴う原子力発電所事故は各地に甚大かつ深刻な被害を及ぼしました。本町においても計画停電により子どもたちの生活に大きな影響を受けましたし、後半は台風12号・15号により、わが町も久しぶりに永久橋2橋の流失や河川の土石流や増水により大変な被害を被ったところであります。これらのことから特に地方自治体の知恵と努力が町の発展と活性化に直結してまいることを実感しております。

わが町の人口減少に少しでも歯止めをかけるべく職員ともども全力で取り組み身延町の活性化のために頑張っており、この気持ちをなお一層強くしている今日このごろであります。

世界経済は、欧州におけるギリシャなどの財政問題は世界の金融危機に発展するリスクを抱えております。さらに発行残高の大きいスペイン国債やイタリア国債も市場価格の低下という現実に直面してきつつあります。まさに欧州全体の危機対応能力が問われているところでもあります。

さて、国内に目をやりますと不安定な政局と厳しい経済状況の中、また高齢化に伴う社会保障関係費の増大や東日本大震災の復旧に充てる復興債などを含む国債を発行したことが影響し、国の債務残高が平成23年12月末時点で95兆6,385万円となり、過去最大を更新したと発表されました。これは平成22年度末比で39兆4,847万円の増となり、国民1人当たり約759万円の借金を背負っていることとなります。

政府は23年度末には借金が1兆円を突破するとの見込みを国会に提出しており、国の財政は一段と悪化が予想されます。

ちなみに、わが町の地方債残高は平成23年度末見込みで特別会計も含め169億1,478万円で、平成22年度末比で4億7,292万円の減であります。これをわが町の平成24年2月1日現在の人口1万4,645人で計算しますと町民1人当たり115万5千円と

なり前年度比1万1千円の減となります。

今後も本町の財政運営において地方債残高の抑制は不可欠でありますので、地方債の発行に際しては対象事業の選択等に十分配慮してまいりたいと思います。

次に今回、提案させていただいております一般会計補正予算ならびに特別会計補正予算につきましては事業の精査により歳入歳出予算科目全般にわたって、減額の補正をさせていただいております。

まず歳入ですが、国・県支出金につきましては主に児童および社会福祉関係事業において年度内の事業量を考慮し、それぞれの負担に応じて減額等の補正をさせていただきました。

ただし、地方交付税につきましては1億8,842万8千円および繰越金2億8,184万1千円を追加補正させていただき、今後の財政基盤の強化を図るため基金に積み立てる予定でございます。

次に歳出ですが、年度内の各事業量に応じてそれぞれの予算について増減をさせていただいたところであります。

また諸支出金、財政調整基金へ2億円、減債基金へ1億円、公共施設整備基金へ1億円の元金積立金を追加補正いたしました。この追加補正により前年比2億6,700万円余の基金が増額され、やっと合併時の基金現在高を上回ることになりました。

また補正予算のうち県の減額補正ならびに事業の進捗状況に伴い、農林業基盤整備事業、道路改良事業、下部地区公民館建設事業、簡易水道事業等の繰越明許費補正をさせていただきました。繰越事業につきましては事業の早期完成を目指し、職員一丸となって取り組んでまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に平成24年度の身延町一般会計予算は総額79億2,040万円に対前年比9.2%の減としたところであります。この主な要因といたしましては、下部地区公民館建築事業の完了による約2億5,600万円の減と公債費4兆5,624万円の減によるもので、これは新町として取り組んでまいりました集中改革プラン等によります行財政経費削減の効果であると考えられます。

本町の一般財源の主なものといたしまして、町税13億7,304万8千円を計上させていただきました。また地方交付税総額は地方交付税と臨時財政対策債を合算した45億1,200万円の計上となり歳入全体の57%を占め、自主財源である町税が全体の17.4%であることから国への財源依存度の高さを再認識したところでもあります。

本年度の主な事業につきましては、国や県の施策に基づきまして、緊急雇用対策として緊急雇用創出事業特例基金事業に3,958万円余を、ドクターヘリ場外離着陸場整備事業として3,900万円を計上いたしました。

また町民の移動手段の確保を図るため、みのぶ乗り合いタクシー事業および廃止路線代替バスの維持費、ならびに町営バス運行経費等に7,739万円を計上いたしました。さらに新規事業として、環境にやさしいまちづくりを推進することを目的とした住宅用太陽光発電システムを設置した者に対する補助金として150万円を計上しました。

次に地域拠点施設となる身延地区公民館下山分館新築事業の設計費に1,400万円余を計上いたしました。また、防災行政無線デジタル化更新事業の設計費に1,463万円余を計上いたしました。どちらも平成25年度以降に工事費を予算計上し、施設整備を行っていきたいと考えております。

次に地域基盤整備事業として町道整備等を継続的に実施し、農林業の基盤整備、有害鳥獣対策経費を充実させました。特に町北部地区において実施している中山間地域総合整備事業の本格的な事業実施が昨年度から継続的に行われていることから、農業基盤の充実が図られるものと大いに期待しているところであります。

特別会計につきましては、身延町国民健康保険特別会計ほか20の特別会計により総額60億7,478万5千円となったところでございます。

主な事業はライフライン整備として、引き続き特別会計において簡易水道事業ならびに下水道事業を推進させたところでもあります。また社会保障制度の一端を担う国民健康保険特別会計においては医療費負担の増額に伴い、平成24年度に国民健康保険税の税率改正を行い、被保険者への負担増を求めた予算となっております。

また、介護保険特別会計につきましても第5期介護保険事業計画において、3年に一度の保険料改定が行われることにより、それぞれの負担増は現在の厳しい経済状況下において、大変ですが、ご理解とご協力をいただきたいと思います。

次にJR身延線、下部温泉駅の無人化と全線運転再開についてであります。

昨年12月15日にJR東海静岡支社から春のダイヤ改正に併せ3月17日から下部温泉駅の営業終了の申し出がありました。このことについて、身延線下部温泉駅と鯉沢口駅の無人化の撤回を求めて、2月7日に市川三郷町とともにJR東海静岡支社に両駅の駅員配置の継続を求める陳情を行いました。

市川三郷町は地元住民1,200名の署名と鯉沢口駅無人化の撤回を求める請願書を、本町は下部温泉駅に駅員の配置継続を求める要望書を身延町、身延町議会、下部区長の連名で提出をいたしました。これに対してJR東海静岡支社の回答は、「要望はもらったが要望には沿いかねるので両駅の駅員無配置化は計画どおり実施する」とのことでした。

次にJR身延線全線運転再開について申し上げます。

JR東海静岡支社は2月15日に昨年9月の台風15号の影響により、盛り土が崩壊する等の被害を受けた身延線の内船駅から身延駅間については復旧作業の目途が立ったため、3月17日の始発から所定のダイヤで全線で運転を再開すると発表いたしました。

JR身延線全線運転の再開は、災害後の昨年11月1日に峡南5町の町長名による要望書と身延町商工会長名による要望書により東海旅客鉄道株式会社にJR身延線の完全運行を求める活動を行ってまいりました。一日も早い復旧を求めていただけない、全線運行に伴い観光客の回復を大きく期待するところであります。

次に定住促進対策についてであります。

町では2年間、定住促進対策として山梨県の新たな住まい手事業を導入し、空き家の実態調査や田舎暮らし体験ツアー、身延暮らしセミナーなどを実施し、4世帯7名の方々が町内の空き家に転入していただきました。しかしながらツアーやセミナーの参加者からは、身延町に定住できるのかを1年くらい、週末等を利用しながら身延での暮らしを体験したいという意見があり、定住につながるものであればと24年度国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用し、空き家を改修するとともに周辺の遊休農地と一緒に貸し出す事業を計画いたしました。

今後、古関や大須成・曙地区の空き家や全町的な空き家実態調査で見つかった空き家等の情報提供も併せて行ってまいりたいと考えております。

なお、町内の若者の定住促進と地域活性化のための施策として人材育成研修事業で提案の

あった婚活支援事業について、23年度役場内プロジェクトチームでの検討を重ねた結果、具体的な事業内容が決まりましたので当初予算に計上させていただきました。

次に国民健康保険特別会計と後期高齢者医療制度についてであります。

国民健康保険につきましては、第1回臨時議会におきまして条例改正の議決をいただいているところであります。大変厳しい国保財政であることから、昨年度に引き続いての税率改正を行うとともに、加入者の国保税の負担を軽減するため、一般会計から借入をして収支の均衡を図っていくことになりました。

税率の改正の周知としましては、広報3月号への掲載を行うとともに国保加入者の全世帯主に「改正についてのお知らせ」と題しまして国保の状況、統計資料、税率改正等の資料を送付させていただき、ご理解とご協力をお願いさせていただいております。

また後期高齢者医療制度でございますが、この制度は75歳以上と一定の障害のある65歳以上の方が対象で、山梨県後期高齢者医療広域連合において平成20年度から開始しております。

保険料につきましては2年ごとに見直しを行うことで、前回の22年度は保険料の改正は行わず、医療給付金の積立金等を投入して運営してきました。

今回の見直しにつきましては、高齢化の進展に伴う医療費の増大により、現行の保険料では不足分を補えないということで引き上げに踏み切っております。

なお、上げ幅を抑えるため、医療給付金の積立金と県財政安定化基金を投入しての改正となっております。国民健康保険および後期高齢者医療制度は医療費抑制が課題となっております。医療費抑制のためには健診率の向上、生活習慣病予防に重点を置き、日常生活の見直しや健康意識を高める活動を推進していくこととしております。

次に介護保険事業計画策定と保険料についてであります。

介護保険は3年ごとに計画を策定し、事業計画や介護保険料の見直しをしております。今回、平成24年から平成26年の第5期介護保険事業計画について、介護保険運営協議会に諮り計画の策定と第5期の介護保険料について答申をいただきましたが、保険料の大幅なアップが必要となりました。

具体的には基準額の年額が4万7,040円から6万8,220円、金額にして2万1,180円増額、率にして45%のアップとなりました。この原因としては高齢化の進行に伴う利用者が増えたことにより介護給付費が大幅に伸び、さらに介護保険を納める第1号被保険者が減少することにより、一人ひとりへの負担が増えること。また平成23年度末には基金をすべて取り崩し、さらに不足するため県から2,772万円を借り入れるため借入金の返済分の増などによるものであります。

次に、農業振興地域整備計画の総合見直しについてであります。

平成21年12月15日に施行された農業振興地域の整備に関する法律の改正に伴い、平成22年12月10日付けで山梨県農業振興地域整備基本方針が変更されました。これらの変更を受け、町では身延農業振興地域整備計画の総合見直しを進めております。

平成24年5月を目途に変更計画案を策定し、知事の同意、公告縦覧手続きを経て身延農業振興地域整備計画を変更する予定であります。

今回の変更は設定された農用地が道路敷き等の公共的な用に供した土地、また森林原野化した耕作放棄地で自然的条件から見て農業の振興を図ることが相当でない土地等に変ったもの

などの見直しが主なものであります。

次に大豆、枝豆出荷奨励金についてであります。

遊休農地の有効活用や耕作放棄地の解消を目的に町内で生産した大豆をゆば製造業者、道の駅しもべ、JA各支店に出荷した農家に対し、1キログラム当たり100円の奨励金を交付してまいりました。

枝豆につきましては曙大豆、枝豆オーナー制度や曙大豆枝豆収穫体験等で体験した人、新聞、テレビ、インターネット、口コミなどで知った人たちで需要が増えております。しかし、枝豆栽培については消毒の制限による病虫害、摘み取りおよび袋詰めなどに手間がかかること。採算性が大豆の生産より劣ることなどの理由から出荷量を控える農家もあります。

枝豆の供給拡大、農業者の生産意欲の向上、町の推奨作物の振興を図る目的で大豆出荷奨励金交付要綱を改正し、平成24年度から新たに枝豆も加え、枝豆1キログラム当たり100円の奨励金を交付してまいりたいと考えております。

次に、下部地区県営ため池等整備事業についてであります。

下山地区のうち端淵、早川表、川除下、大庭東、本町東裏、仲町東裏、新町東、荒町東、宮原の優良農地を縦断する農業用排水路は、農業生産の上で基幹的施設としての役割と排水や防火用水などの地域用水としての役割も果たしており、住民生活に欠くことのできない水路となっております。

昭和30年ごろ造られて以来、本格的な改修は行われておらず、維持管理も大きな負担となってきました。このため水路の改修を行うことで周辺地域への水漏れなどの被害を防ぎ、農業経営の向上ならびに地域生活環境の安定を図るために、県営事業としてため池等整備事業を新規採択していただきました。

事業期間は平成24年度から平成28年度までの5年間で、水路とそれに付随する管理用道路の改修工事が主なものであります。総事業費約1億7千万円。財源内訳は国が50%、県が25%、町が25%であります。

次に湯町簡易水道事業の竣工についてであります。

湯町簡易水道事業は、湯町温泉街の老朽管の解消および未普及地域の統合とエリア拡張を目的に合併前から悲願の事業であり、これまで給水しておりました配管が大変古く漏水や破裂などが頻繁に起こり管理運営も大変でありました。この事業は、下部温泉駅前から湯町温泉郷を経て廻り沢地内までを給水エリアとして、平成19年度より工事を開始して以来、5年間をかけた本年3月をもって全工事が完了いたします。

これまでの事業内容につきましては、配管等給水事業として本管総延長は7,663メートルであります。また配水池につきましては、ステンレス製の2槽式で貯水量は720立方メートル1基、浄水場関係では急速ろ過機2基を配置し、1日の処理水量1,804立方メートルであります。総事業費は6億1,292万5千円を投入して完成したことにより、今後は観光地として安全で安心なおいしい水の供給が開始されることとなります。

次に、公共下水道事業の加入状況についてであります。

公共下水道の各戸への接続については平成24年2月20日現在、中富処理区は加入戸数988戸で加入率65%、身延地区は加入戸数182戸で加入率28.3%、下部処理区は加入戸数23戸で加入率19%という状況でございます。今後も加入率アップに向け、ご理解・ご協力をお願いするところであります。

次に、身延町住宅用太陽光発電システム設置費補助金についてであります。

住宅用太陽光発電システム設置費補助金については、町民による新エネルギーの活用を支援することで、地球温暖化の防止および環境意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進するため、町内の住宅に新たに住宅用太陽光発電システムを設置する者に対して4月から補助金を交付したいと考えております。

なお、新年度予算では30基分の予算を計上しておりますが、多くの町民の皆さまに有効活用していただきたいと考えております。

次に、学校統合後期計画についてであります。

教育委員会では大幅な児童生徒数の減少の中、現在、町立小中学校統合計画を進めております。そして、学校統合前期計画では豊岡小学校・身延小学校、下山中学校・身延中学校、西嶋小学校・静川小学校の3組の統合について取り組みを行いました。その結果、統合期日の一部変更はありましたが、平成22年度に豊岡小学校と身延小学校が、平成23年度に下山中学校と身延中学校が統合し、西嶋小学校と静川小学校につきましては平成24年度の統合が決定しております。

今後は最終目標の実施に向けて、教育委員会の取り組みを促し、次の段階の後期計画策定を進めてまいります。

後期計画策定にあたっては、前期計画でいただいたご意見や議会でご検討いただいた学校統合は3小1中とすべきとの結論なども参考にするとともに、今回実施させていただいた小学校以下の児童保護者を対象としたアンケート調査結果もふまえて、後期計画策定について教育委員会で議論を進めてまいります。

次に身延地区公民館、下山分館建設についてであります。

身延地区公民館、下山分館建設計画につきましては、身延町新町建設計画として位置づけ、これまでに何回かの協議を続けてきたところであります。現在の下山分館は昭和45年に竣工され、41年を経過している公民館であり、早急な対応が必要とされておりました。今回、平成24年度当初予算にその事前予算として基本設計業務委託料等を計上させていただいたところであります。今議会においてご議決いただきましたのちには、地域住民が交流する場として、また地域の中核的拠点として、地域住民の方々が利用しやすく、使い勝手のよい公民館として早期完成に向け、職員ともども全力を傾注していきたいと考えております。

次に第28回国民文化祭やまなし2013についてであります。

国民文化祭は昭和61年度に東京都を会場として開催されたのを皮切りに、会場は各都道府県を持ち回りで開催されている文化の祭典であります。このたび、平成25年の第28回国民文化祭が山梨県を会場として開催されることが決まり、第28回国民文化祭やまなし2013と題して、この実施に向け準備を進めているところであります。平成25年1月12日、土曜日から11月10日、日曜日の11カ月間の長期にわたり県内各地で開催することとなり、各市町村においては主催事業に最も適した時期を選んで開催することとなっております。

本町においては美術展工芸部門、切り絵部門、かるた競技部門の3事業を行うこととなり、この2月16日に実行委員会を設置したところであります。平成24年度より事前準備が開始されますが、この予算を当初予算に計上させていただき、実施に向けて着々と準備を進めていきたいと考えております。

町民の皆さまには、国民文化祭という日本最大の文化イベントに触れる絶好の機会でもあり

ますと同時に全国から多くのお客さまに身延町を訪ねていただいて、しかも訪ねてよかったと感じていただくことが絶対条件であります。本祭典が充実したものになりますように、町として最善を尽くしてまいりたいと考えております。

次に平成23年4月定例会以降の主な行事への参加等について申し上げます。

12月18日、身延健康マラソン大会。12月20日、町長と語る小中学生の集い。12月22日、門内の整備について身延山に説明。12月26・27日、沖縄県八重瀬町児童来町。12月27日、下部温泉駅無人化について地元説明。12月28日、門内の整備について門内自治会に説明。1月1日、身延山新年祝祷会。1月4日、役場仕事始め式。1月8日、平成24年身延町成人式。1月10・11日、上水道災害現地査定。1月15日、平成24年身延町出初め式。1月19・20日、平成南部藩、地域づくり成果報告会、盛岡市。1月24日、平成24年身延町議会・第1回臨時会。2月7日、JR静岡支社陳情。2月9日、平成24年身延町議会第2回臨時会。2月12日、第62回富士川駅伝。2月14・15日、山梨県町村会研修会、東京。2月23日、富士山の日制定記念式典、富士河口湖町。その間、各種団体の新年会や総会に出席をいたしました。

これからも厳しい財政運営が続くことが考えられます。こういうときこそ、町民の皆さまも町が何をしてくれるのかのみを期待するのではなく、今まで以上に自分は町のため、地域のために何ができるのかを考えていただくときではないんだろうかと思えます。

結びに「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」の実現に向けて、特に財政の健全化に向けては職員と知恵を出し合いながら、子や孫に負の財産を残さないよう、先頭に立ってまいる所存でありますので、議員の皆さまや町民の皆さまの格段のご協力をお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(福與三郎君)

町長の施政方針が終わりました。

日程第5 教育委員長教育方針。

教育委員長が教育方針を行います。

千須和教育委員長。

○教育委員長(千須和繁臣君)

平成24年度身延町教育委員会教育方針および主要施策についてご説明させていただきます。

今、日本は混沌の只中にあります。少子高齢化・人口減少、財政や年金問題、円高や経済への先行き不安、加えて東日本大震災や放射能汚染への対応など、国民は将来への展望が開かず、もがき苦しんでいるように見えます。

こうした中において、わが国の将来の発展の原動力として教育が果たす役割への国民の期待はますます高まっているものと考えます。将来への国づくりやまちづくりの礎となるものは人づくりであり、すなわち教育をおいてほかにはありません。

教育は人格の完成を目指し、個性を尊重しつつ個人の能力を伸張し、自立した人間を育て幸福な生涯を実現する上で不可欠のものです。こうした教育の使命は今後いかに時代が変わろうとも普遍的なものです。こうした教育の果たす使命を常に中心に置き、私ども教育委員会は教育行政を推進してまいります。

それでは平成24年度の主要施策を中心にご説明させていただきます。

最初に身延町の将来を背負って立つ人づくりのための学校教育の充実について申し上げます。子どもたちの確かな学力の向上と生きる力の育成、豊かな心を育む教育の推進を図るため、まず第1の柱として学校教育環境の整備が挙げられます。学校教育環境の整備を図るため、次の5つを重点施策として推進します。

1つ目は学校統合計画の推進。2つ目は安全・安心で信頼される学校づくり。3つ目は身延中学校プールの維持修繕。4つ目は統合に伴う児童生徒送迎のスクールバス運行。5つ目はスクールカウンセラーの配置。以上5項目です。

まず、学校統合計画の推進です。

学校統合計画の目指すところは適正規模の確保による、よりよい教育環境の整備にあります。前期計画の進捗状況をふまえながら後期計画の策定に向けての取り組みを推進し、速やかな適正規模の確保を図ります。

次に安全・安心で信頼される学校づくりです。

東日本大震災時の各学校における避難行動を振り返る中で、学校における安全管理、危機管理体制の再確認や見直し等を実施し、児童生徒が災害や事故等の危険から、みずからの命を守れるよう安全教育の充実を図ります。

次に身延中学校プールです。

身延中学校プールについては昭和48年建設以来すでに38年が経過し、著しく老朽化する中でプールサイド、プール槽内などの塗装が剥がれ、モルタルの剥離等により生徒が足を傷つけることなどが心配される状況となっていました。これへの対策としてプール槽のコンクリート工事およびプールサイドの塗装等の修繕を行います。

次に学校統合に伴うスクールバスの運行です。

西嶋小学校と静川小学校の統合に伴い、スクールバスの運行を行います。このことにより統合に伴う足の確保や保護者負担を軽減するとともに、公共交通機関が不足している中においても良好な通学環境を確保します。

次にスクールカウンセラーの配置です。

中学校を中心にスクールカウンセラーを配置し、いじめ、不登校、暴力行為等の未然防止と問題発生時の早期対応を行います。

次に大きな括りの第2の柱として、学校教育内容の充実が挙げられます。

学校教育内容の充実のために、次の4項目の重点施策を実施します。

1つ目は学習指導要領全面実施への対応。2つ目は学力向上パイロットスクール事業の推進。3つ目は複式学級解消のための町単教員の配置。4つ目は特別支援教育の推進です。

まず、学習指導要領全面実施への対応です。

新学習指導要領に基づく教科書改訂は小学校においては平成23年度に実施され、平成24年度は中学校において実施されます。教育委員会では確かな学力の定着に向けて、中学校における新たな教科書に準拠した教師用指導書、関係資料・図書、教材等の整備を図ります。

次に、学力向上パイロットスクール事業です。

中富中学校では平成23年度に続き、24年度においてもパイロットスクール校の指定を受け、学力向上のための実践的研究を行います。そしてその成果は生徒に還元するとともに町内はもとより県下の各学校への普及を図ります。

次に複式学級の解消です。

24年度において町内の小学校では大幅な児童数の減少に伴い、2つの学校で複式学級が生じます。複式学級は2学年を1名の教師が指導する形となり、確かな学力の向上等の観点から教育委員会は解消に努めてきました。これについては継続的な取り組みを行ってまいります。

次に、特別支援教育の推進です。

学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症等も含めた障害などを持った児童生徒が増加傾向にあり、学級経営が困難な状況に陥るケースがあります。このため特別支援学級の開設のほか、特別支援教育支援員を配置し、チームティーチングの活用などにより個々の障害の状態、発達段階や特性に応じた特別支援教育の推進に努めます。

次に大きな括りの第3の柱として、健康な児童生徒の育成が挙げられます。このことについては、次の事項を重点として進めます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射能汚染の被害が広がっています。特に食材についてはその汚染が心配され、国民の大きな関心を集めています。こうした状況下において、教育委員会では学校給食実施にあたっては、定期的に放射能に関する食材サンプリング調査等を実施し、より安全な給食の提供に努めてまいります。学校教育関係は以上です。

次に、生涯学習関係についてであります。

ご存じのとおり、生涯学習とは一人ひとりが健康で豊かな生活を営むことや仕事に役立つ知識や技術を身につけ生きがいのある充実した人生にするために、自分の意思に基づくことを基本として必要に応じて自分に適した手段や方法を選んで、自主的に生涯を通じて行う学習活動のことです。

学習には、あらゆる学習活動が含まれております。家庭や学校で行われている基礎的・基本的なものから趣味・教養、地域づくり活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、芸術・文化活動、国際交流活動、ボランティア活動等、社会教育分野のものまで幅広いものがあります。

今日の急激な社会構造の変化に対処していく中で学び、楽しみ、交流する生涯学習のまちづくりのために、また必要な知識や楽しみ、生きがいを見い出すためにも町民誰もが等しく、学校教育や社会教育あるいはスポーツ、文化、ボランティア活動などを通じて学び合い助け合いながら、生涯にわたり学習していく環境づくりを進めていかなければならないと考えます。このことを念頭に、次の4つを重点施策として推進してまいります。

1つ目の重点施策は、生涯学習の拠点整備と第28回国民文化祭の充実です。

生涯学習の拠点施設である公民館は町民が集い、語り合う交流の場として、子どもからお年寄りまで一人ひとりがよりよく生きる知恵と力を身につけるために学習・文化活動を幅広く営む場です。平成23年度に建設中の下部地区公民館も、下部地区への中心的拠点整備として合併以来、待望されており、地域住民が利用しやすい、使い勝手のよい地区公民館として完成予定であります。

今後、地域の各集落公民館活動の拠点となり、いつでも、どこでも、誰もが学べる機会と場として、健康で個性的かつ創造性豊かな町民を育み、地域に根ざした学習課題に取り組めるよう生涯学習活動を進めてまいります。

さらに身延地区公民館下山分館は昭和45年に竣工され、現在で41年を経過している公民館であり、早急な対応が必要とされておりました。今回、平成24年度当初予算に、その準備段階としての予算を計上させていただき、平成25年度完成を目指し、地域住民が交流するコミュニケーションの場として、また地域の中核的拠点として早期完成に向け、全力を傾注して

いきたいと考えております。

今後も公民館は町民と町民を結ぶ場として、町民の力を地域に返していくための拠点としての役割を果たしていけるよう支援していきたいと考えております。

また平成25年には第28回国民文化祭が開催されることとなり、平成24年度から本格的な準備に入ります。本町においては美術展工芸部門、切り絵部門、かるた競技部門の3事業を行う予定で、この2月に実行委員会を設置し実施に向けて着々と準備を進めているところであります。

町民の皆さまには国民文化祭という日本最大の文化イベントに触れる絶好の機会でもありますので、ぜひ多くの方にご来場いただき、本祭典が充実したものになりますように町として最善を尽くしてまいりたいと考えております。

2つ目は生涯スポーツの推進です。

町民一人ひとりが生涯の各時期において心身ともに健康な生活を営む上で年齢や体力、目的に応じて誰でも、いつでも、どこでも町民スポーツを合言葉にスポーツを身近に親しむことができる環境づくり、体制づくりの推進に努めます。

また遅沢スポーツ広場をはじめ、町内各スポーツ施設の充実などスポーツの場の提供や指導者の養成・確保、スポーツ情報の提供など町民がいつでも、誰でも気軽にスポーツに親しめる各種の条件整備を進めるとともにスポーツ推進員、町体育協会等の自主活動の支援をしていく中で地域の特性を生かしたスポーツ振興を図るため、各専門部の自主的大会などを支援しながら、さらに町民のスポーツに対する機運の醸成と町民スポーツの推進に努めてまいります。

今後も地域スポーツが衰退することのないよう、地域に根ざした生涯スポーツ環境づくりに努め組織強化を図ってまいります。

3つ目は芸術・文化の推進と文化財の保護です。

町民一人ひとりが生きがいのある充実した生活を営むために芸術・文化に親しみ、活動できる環境づくりを推進することが求められている中で、多様な芸術・文化活動の促進や伝統文化の継承、発展、新しい文化の創造を図るため、人材の養成や芸術・文化団体の育成に努めるほか子どもたちの芸術・文化に対する興味・関心を高めていくため、文化情報の発信、多様な芸術鑑賞や魅力ある企画展などの参加を通して、子どもたちの豊かな人間性と個性を伸ばす教育的支援に力を注いでまいります。

さらに今後も町民一人一芸運動を念頭に、町民みずからが率先して文化芸能活動に参加していただき、その成果を発表する機会、場所の提供や各種文化団体やサークル活動を支援しつつ、優れた知性と心豊かな文化意識の高揚に努めてまいります。

また地域を彩る自然、歴史、文化財などについては、ふるさと身延町の貴重な文化的資源として、さらにその価値と魅力を次世代に継承していく取り組みが必要であります。そのため、郷土の文化財や受け継がれてきた伝統芸能などについては、その保護と活用に努めるとともに地域固有の歴史遺産を学ぶ機会などの充実に努め、さらに保護・伝承するための調査を実施しながら適切な保存対策と資料の保存、管理に取り組んでまいります。

4つ目は青少年健全育成の推進です。

子どもたちのすこやかな成長・発達には、家庭と地域の教育力をより一層向上させていくことが大切であります。特に家庭は教育の出発点であり、子どもの健全な育成の基盤であることから、家庭教育支援体制の充実やそのネットワークづくりに努めてまいります。このため、今

年度も特に地域の子どもは地域で育てることを基本として地域住民が一体となり、まちぐるみで子どもたちの育成と安全・安心を確保するよう努め子どもの安全見守り隊、各種研修会への参加の呼びかけ、各種情報の共有化等、家庭、地域、学校が連携する機会を増やし支援してまいりたいと考えます。

今後も青少年育成身延町民会議が掲げる大会スローガンの1つでもあります地域の子どもは地域で守り育てるのもと、町全域であいさつ運動、子どもを守る運動等、地域ぐるみで青少年健全育成のための諸活動の推進をしてまいります。

また生涯学習課では、悪化している経済環境の中で予断を許さない本町財政状況を十分ふまえ、各担当とも必要な施策の見極めを行うとともに各種補助金等の見直しもさらに検討してまいりたいと考えております。

以上、前段は学校教育、後段は社会教育について、平成24年度の身延町教育方針を申し述べさせていただきます。

教育の目的は人格の完成を目指し、社会の形成者として必要な資質を備え、誰もが豊かな人生を送ることができるよう、あらゆる機会や場における学習が必要であり、生涯にわたって学習できる社会の実現を図ることが重要だと考えます。すなわち町民が心身の発達段階に応じて、社会で自立していくために必要な基礎的・基本的な知識技能を体系的に身につけ、そして人格を磨きながら豊かな人生を送ることができるようにしなければなりません。

こうした中、教育委員会といたしましては、その使命と責任を自覚するとともに学校・家庭・地域・関係機関・各団体と一層の連携を深めながら学校教育、社会教育の振興に全力を傾注してまいります。町民の皆さまおよび町議会議員の皆さまのより一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

○議長（福與三郎君）

教育委員長の教育方針が終わりました。

ここで先ほど町長の説明の中で一部、間違いがございましたので訂正を求められております。これを許します。

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいまお許しをいただきました。誠にありがとうございます。

先ほど行政報告の中で、国の債務の残が958兆6,385万円と申し上げましたけども、これがまことに申し訳ございませんが、958兆6,358億円でございます。万円ではなくて億円でございます。

同じく平成24年度末の比で39兆4,847万円と申し上げましたが、同じく億円の誤りでございます。

次に町の公債費を4兆5,624万円の減と申し上げましたが、4億5,624万円の誤りでございます。

お詫びをして訂正をさせていただきたいと思っております。

なお、あと1点でございますけれども、平成23年第4回の定例会と申し上げるべきところを平成23年4月のと申し上げたそうでございます。お詫びを申し上げ、訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（福與三郎君）

議事の途中ではありませんけども、ここで暫時休憩をいたします。

再開は10時25分といたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時25分

○議長（福與三郎君）

休憩前に引き続き、再開をいたします。

日程第6 提出議案の報告ならびに上程を行います。

議案第6号 身延町防災会議条例の一部を改正する条例について

議案第7号 身延町税条例の一部を改正する条例について

議案第8号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第9号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第10号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第11号 身延町下部奥の湯温泉条例の一部を改正する条例について

議案第12号 身延町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第14号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更について

議案第15号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定について

議案第16号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定について

議案第17号 身延山駐車場の指定管理者の指定について

議案第18号 総門駐車場の指定管理者の指定について

議案第19号 平成23年度身延町一般会計補正予算（第7号）について

議案第20号 平成23年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第21号 平成23年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

議案第22号 平成23年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第23号 平成23年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）について

議案第24号 平成23年度身延町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第25号 平成23年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

議案第26号 平成23年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第2号）について

議案第27号 平成24年度身延町一般会計予算について

議案第28号 平成24年度身延町国民健康保険特別会計予算について

議案第29号 平成24年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第30号 平成24年度身延町介護保険特別会計予算について

議案第31号 平成24年度身延町介護サービス事業特別会計予算について

議案第32号 平成24年度身延町簡易水道事業特別会計予算について

議案第 33 号 平成 24 年度身延町農業集落排水事業特別会計予算について  
議案第 34 号 平成 24 年度身延町下水道事業特別会計予算について  
議案第 35 号 平成 24 年度身延町青少年自然の里特別会計予算について  
議案第 36 号 平成 24 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算について  
議案第 37 号 平成 24 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算について  
議案第 38 号 平成 24 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算について  
議案第 39 号 平成 24 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算について  
議案第 40 号 平成 24 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について  
議案第 41 号 平成 24 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について  
議案第 42 号 平成 24 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算について  
議案第 43 号 平成 24 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について  
議案第 44 号 平成 24 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について  
議案第 45 号 平成 24 年度身延町西嶋財産区特別会計予算について  
議案第 46 号 平成 24 年度身延町曙財産区特別会計予算について  
議案第 47 号 平成 24 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算について  
議案第 48 号 平成 24 年度身延町下山地区財産区特別会計予算について  
議案第 49 号 財産の取得について  
以上 44 議案を一括上程いたします。

#### 日程第 7 提出議案の説明。

議案第 6 号から議案第 49 号までについて、町長より提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ただいまご指名をいただきましたので、提出案件の提案理由についてご説明を申し上げます。  
今回、提出いたしました案件は条例および規約案件 9 件、指定管理者の指定案件が 4 件、平成 23 年度補正予算案件が 8 件、平成 24 年度当初予算案件が 22 件、財産の取得案件が 1 件の計 44 件となっております。

それでは、個々について順を追って申し上げます。

まず議案第 6 号 身延町防災会議条例の一部を改正する条例について。

身延町防災会議条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

平成 24 年 3 月 5 日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、身延町防災会議条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第 7 号 身延町税条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町税条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提出日、提出者名は同じですので省略をいたします。

#### 提案理由

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法および地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律等の施行に伴い、身延町税条例の一部を改正する必要が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第 8 号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町介護保険条例の一部を改正する条例の議案を提出させていただきます。

提案理由につきましては、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行および第 5 期身延町介護保険事業計画の策定に伴い、身延町介護保険条例の一部を改正する必要が生じました。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第 9 号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

身延町の公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

#### 提案理由

道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する必要が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第 10 号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について。

身延町営住宅条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

#### 提案理由

地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による公営住宅法の一部改正に伴い、身延町営住宅条例の一部を改正する必要が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

議案第 11 号 身延町下部奥の湯温泉条例の一部を改正する条例について。

身延町下部奥の湯温泉条例の一部を改正する条例の議案を提出させていただきます。

#### 提案理由

温泉受給者の受給時における温泉の特質にかかる均衡を期するため、身延町下部奥の湯温泉条例の一部を改正する必要が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第 12 号 身延町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

身延町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例議案を提出いたします。

提案理由につきましては、昨年度に引き続き特別職の給料を減給するため、身延町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由でございます。

議案第13号 身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由につきましては、昨年度に引き続き特別職の給料を減給するため、身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

議案第14号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更について。

山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更に関する議案を提出させていただきます。

提案理由につきましては山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、および山梨県市町村総合事務組合同規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により協議する必要がある。

なお、共同処理する事務の変更および規約の変更にかかる協議には、地方自治法第290条の規定により議会の議決が必要でございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

議案第15号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定について。

本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者に下記の者を指定することについて、議会の議決を求めます。

#### 記

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称 本栖湖いこいの森キャンプ場

所在地 身延町釜額2035番地

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団 体 の 名 称 特定非営利活動法人みのぶ観光センター

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町切石192の2番地

代 表 者 の 氏 名 理事長 加藤基道

3. 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

提案理由について申し上げます。

平成24年3月31日に指定管理者の指定期間が満了するので、新たに指定管理者を指定する必要が生じた。については指定管理者の指定にあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要でございます。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第16号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定について。

身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者に下記の者を指定することについて議会の議決を求める。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称 身延駅前しょうにん通り第1駐車場

所在地 身延町角打3072番地

名 称 身延駅前しょうにん通り第2駐車場

所在地 身延町角打3100番地

名 称 身延駅前しょうにん通り第3駐車場

所在地 身延町角打3009番地

名 称 身延駅前しょうにん通り第4駐車場

所在地 身延町角打3001番地

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団 体 の 名 称 身延駅前しょうにん通り駐車場組合

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町角打3099番地

代 表 者 の 氏 名 組合長 雨宮民樹

3. 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まででございます。

次に議案第17号 身延山駐車場の指定管理者の指定について。

身延山駐車場の指定管理者に下記の者を指定することについて議会の議決を求める。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称 身延山駐車場

所在地 山梨県南巨摩郡身延町身延3747番地

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団 体 の 名 称 門前町駐車場管理会

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町身延3705番地

代 表 者 の 氏 名 会長 河西功

3. 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

提案理由につきましては、平成24年3月31日に指定管理者の指定期間が満了するので、新たに指定管理者を指定する必要が生じました。ついては指定管理者の指定にあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要であります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

議案第18号 総門駐車場の指定管理者の指定について。

総門駐車場の指定管理者に、下記の者を指定することについて議会の議決を求めます。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称 総門駐車場

所在地 山梨県南巨摩郡身延町身延4010番地1

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団体の名称 門前町駐車場管理会

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町身延3705番地

代表者の氏名 会長 河住功

3. 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

提案理由について申し上げます。

平成24年3月31日に指定管理者の指定期間が満了するので、新たに指定管理者を指定する必要が生じました。ついては指定管理者の指定にあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要でございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

続きまして議案第19号 平成23年度身延町一般会計補正予算(第7号)でございます。

平成23年度身延町の一般会計補正予算(第7号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億47万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億2,207万3千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条、繰越明許費の追加および変更は「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

次に議案第20号 平成23年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

平成23年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,046万7千円とする。

以下は省略をいたします。

次に議案第21号 平成23年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

平成23年度身延町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ952万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,982万7千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

議案第22号 平成23年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)

平成23年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,445万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,242万1千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第23号でございます。平成23年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）でございます。

平成23年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）は次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,044万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億739万5千円とする。

2は省略をいたします。

（繰越明許費の補正）

第2条、繰越明許費の追加および変更は「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」によります。

以下は省略をいたします。

次に議案第24号 平成23年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）

平成23年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ173万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,340万6千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第25号 平成23年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

平成23年度身延町の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ723万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,422万2千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

議案第26号 平成23年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成22年度身延町の青少年自然の里特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ99万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,829万7千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第27号 平成24年度身延町一般会計予算についてであります。

平成24年度身延町の一般会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ79億2,040万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当および共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項間の流用でございます。

議案第28号 平成24年度身延町国民健康保険特別会計予算についてであります。

平成24年度身延町の国民健康保険特別会計予算は次に定めるところによります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億9,405万3千円と定めます。

以下は省略をさせていただきます。

議案第29号 平成24年度身延町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

平成24年度身延町の後期高齢者医療特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億9,299万8千円と定める。

以下は省略をいたします。

続いて議案第30号でございます。平成24年度身延町介護保険特別会計予算。

平成24年度身延町の介護保険特別会計予算は次に定めるところによります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ21億2,369万4千円と定める。

次に議案第31号 平成24年度身延町介護サービス事業特別会計予算。

平成24年度身延町の介護サービス事業特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ623万1千円と定める。

次に議案第32号 平成24年度身延町簡易水道事業特別会計予算でございます。

平成24年度身延町の簡易水道事業特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9億144万4千円と定めます。

以下は省略をさせていただきます。

議案第33号 平成24年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算。

平成24年度身延町の農業集落排水事業等特別会計予算は次に定めるところによります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,551万8千円と定める。  
次に議案第34号 平成24年度身延町下水道事業特別会計予算でございます。  
平成24年度身延町の下水道事業特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億6,721万6千円と定める。  
以下は省略をさせていただきます。

議案第35号 平成24年度身延町青少年自然の里特別会計予算。  
平成24年度身延町の青少年自然の里特別会計予算は次に定めるところによります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,246万4千円と定める。  
以下は省略をさせていただきます。

次に議案第36号 平成24年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算。  
平成24年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ613万5千円と定める。  
以下は省略をさせていただきます。

議案第37号 平成24年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算についてでございます。

平成24年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算は次に定めるところによります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ31万8千円と定めます。  
以下は省略をさせていただきます。

議案第38号 平成24年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算。  
平成24年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算は次に定めるところによります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ146万3千円と定めます。  
以下は省略をさせていただきます。

議案第39号 平成24年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算でございます。

平成24年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算は次に定めるところによります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ17万1千円と定めます。  
以下は省略をさせていただきます。

議案第40号 平成24年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算でございます。

平成24年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算は次に

定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14万3千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

議案第41号 平成24年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算。

平成24年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ45万円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

議案第42号 平成24年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算。

平成24年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算は次に定めるところにより  
ます。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ34万円と定めます。

以下は省略をさせていただきます。

議案第43号 平成24年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算。

平成24年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算は次に定めるところにより  
ます。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ56万9千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

議案第44号 平成24年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算。

平成24年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算は次に定めるところにより  
ます。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ45万2千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

議案第45号 平成24年度身延町西嶋財産区特別会計予算。

平成24年度身延町西嶋財産区特別会計の予算は次に定めるところにより  
ます。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ43万6千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

議案第46号 平成24年度身延町曙財産区特別会計予算。

平成24年度身延町曙財産区特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ17万5千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

議案第47号 平成24年度身延町大河内地区財産区特別会計予算。

平成24年度身延町大河内地区財産区特別会計予算は次のとおり定めます。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ16万2千円と定めます。

以下は省略をさせていただきます。

議案第48号 平成24年度身延町下山地区財産区特別会計予算。

平成24年度身延町下山地区財産区特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ35万3千円と定める。

最後に議案第49号 財産の取得について。

下記の財産を取得することに議会の議決を求める。

記

1. 財産の種類 土地
2. 所在地 身延町江尻窪字大洞地内
3. 契約の相手方 東京都大田区西蒲田3丁目4番3号 板倉啓子ほか13名
4. 取得の目的 中部横断自動車道建設発生土処理場用地
5. 取得の方法 売買契約
6. 地積 4万9,945.45平方メートル
7. 取得価格 1,897万9,261円

提案理由を申し上げます。

中部横断自動車道建設発生土の処理場用地の取得のため、売買契約を締結する必要が生じた。については身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第3条の規定により、当該財産の取得にあたり議会の議決が必要でございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

以上、申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長(福與三郎君)

町長の提案理由の説明が終わりました。

ここで先ほど議長より議案報告の中で議案第24号、そして議案第33号について文言を抜かしたところがありますので、訂正をして今一度読み上げます。

議案第24号 平成23年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)について

議案第33号 平成24年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について

等という字が抜けておりました。訂正をいたします。

町長。

○町長(望月仁司君)

先ほどの中で誤りが3点ほどございましたので、訂正をお願いするための発言をお許しください。

○議長(福與三郎君)

どうぞ、町長。

○町長（望月仁司君）

先ほど申し上げました中の議案第17号の身延山駐車場の指定管理者の指定の件につきまして、会長名を河西功と申し上げましたが、誤りでございまして河住功でございます。訂正をさせていただきますと思います。

次に議案第25号でございます。歳入歳出予算の金額を723万3千円と申し上げましたが、724万3千円の誤りでございますので訂正をさせていただきますと思います。

次に議案第37号でございますが、これについては「おおはっさか」と申し上げましたが「だいはっさか」の誤りでございますので訂正をお願いしたいと思います。失礼を申し上げます。

○議長（福與三郎君）

続きまして担当課長から詳細説明を受けるわけですが、説明の順序は条例関係、指定管理者関係、補正予算関係、当初予算関係、財産取得関係の順に詳細説明をお願いいたします。

なお、議案第6号および議案第37号から議案第48号までの13件につきましては詳細説明は省略させていただきます。

次に担当課長より詳細の説明を求めます。

まず議案第7号について、税務課長。

税務課長。

○税務課長（佐野勇夫君）

議案第7号 身延町税条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

今回の改正は提案理由にある法律が平成23年12月2日公布、施行されたことにより改正を要するもので、タバコ税の税源移譲、個人住民税の対象所得の税額控除の廃止、東日本大震災に関連する雑損控除の文言整理、東日本大震災を契機として地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するための個人住民税の改正となっております。

税率の改正は平成25年以降からとなっております。

4ページをお開きください。3行目、第95条はタバコ税の税率改正です。

都道府県と市町村の税収を調整するため、都道府県タバコ税の一部を市町村タバコ税に移譲するものです。都道府県分の1千本につき644円が市町村に移譲され、市町村分を1千本につき4,618円から5,262円に644円増額するものです。

この改正は平成25年4月1日から施行するものです。

次に4行目、附則第9条を次のように改める。

9条、削除は退職所得にかかる個人住民税の10%の税額控除を廃止するものです。退職所得の税額は退職所得の金額に6%の税率を乗じた税額から10%を税額控除しております。昭和41年に導入された、この10%の税額控除は退職所得の現年課税化による1年早い徴収により、税額相当にかかる運用益が失われること等を理由に当分の間の措置として導入されたものです。10%は当時の金利水準を考慮して決定されたものですが、今回の改正は最近の金利情勢等をふまえ、これを廃止するものです。

この改正は平成25年1月1日から施行するものです。

次の6行目、附則第16条の2第1項は第95条と同様にタバコ税の税率改正で旧3級品といわれる銘柄のタバコ税の税率改正です。1千本につき305円が都道府県タバコ税から移譲されるものです。

この改正は平成25年4月1日から施行されるものです。

次に7行目の附則第22条第1項は、6月議会で議決された東日本大震災の被災者の雑損控除の特例の文言が地方税等において整備されたことにより改めるものです。内容的には改正はありません。

この改正は公布の日から施行するものです。

この条文の概要は東日本大震災により住宅や家財等について生じた損失額を平成22年度の総所得金額等から考慮し、平成23年度の町民税額を減額する特例です。

次に中段の18行目、附則第23条の次の1条を加えるは個人の町民税の税率の特例で東日本大震災を契機として、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度の間、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率3千円に500円を加算し3,500円とするものです。

この改正は公布の日から施行するものです。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（福與三郎君）

次に議案第8号について、福祉保健課長。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（依田二郎君）

それでは、8ページをお開きください。

身延町介護保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

今回の改正は第5期介護保険事業計画に伴うものです。

3行目をお願いします。

第2条中、平成21年度から平成23年度までを平成24年度から平成26年度までに改め同条第1号中「2万3,520円」を「3万4,110円」に改め、同条第2号から第6号までを次のように改める。この第2条は介護保険料の金額を定めたものです。第5期の平成24年度から平成26年度までの金額を定めたものです。

次に第5条ですが、第5条は保険料の額が確定しない場合には前年の保険料率で徴収し、後期で調整するというものですが、24年度のように保険料が大きく改正される場合には、前半で少なく徴収することになり、後半での負担が大きくなることとなります。そのため今回、前年の保険料でなく、当該年度の保険料で徴収することができるように改正するものです。

それから附則の1は施行期日で平成24年4月1日から施行するというものです。

附則の2は経過措置です。

また附則の3は介護保険料の特例で設けている第4段階の特例、保険料について5万7,990円と定めるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第9号、議案第10号の2件について、建設課長。

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

それでは議案第9号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

先ほど提案理由にもございましたけれども、道路法の施行令の一部が近年の地価水準の変動、

固定資産税の評価額の都市部における上昇、それから地方部における下落、ならびに全国的な地価に対する賃料の割合の上昇、これらをふまえて道路法の施行令の一部が改正されました。山梨県道路法施行令の一部も改正されます。本町の公共物の使用料や町道の占用料等は県道の占用料を考慮しながら定めていることから今回、改正をさせていただきたいと思います。

10ページをお開きください。

10ページの第1条、公共物の管理条例の一部を次のように改正するというので、使用料の改正をお願いするものです。

11ページをご覧ください。

第2条、身延町道路占用料徴収条例の一部を改正するというので占用料の額を改正するものでございます。

次に15ページをご覧ください。

議案第10号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきたいと思います。

地域主権一括法の施行に伴いまして公営住宅法の一部が改正されました。同居親族要件の廃止、それから入居収入基準の条例委任、2点が改正されました。同居親族要件につきまして、条例にて規定する必要が生じたので、町営住宅条例の一部を次のように改正をさせていただきます。

16ページをご覧になってください。

第6条中で第6条1項を規則に改めるということで、このことは先ほど同居親族の廃止ということをお願いしたけれども、この第6条第1項では単身で入居が可能なことをいっております。その引用がなくなりますので今回、規則で定めさせていただきました。

次に附則に次の1項を加えるということでございますけれども、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に限り、第2条第3号の適用について同号中「公営住宅施行令」とあるのは、地域主権および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令、第1条による改正前の公営住宅法の施行令とするということを1項付け加えたいと思います。この項は入居収入基準の改正を1年間だけ猶予をもってということで、従前の公営住宅の施行令の収入基準を使用するというのでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（福與三郎君）

次に議案第11号について、下部支所長。

下部支所長。

○下部支所長（渡辺明彦君）

議案第11号 身延町下部奥の湯温泉条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

町は下部奥の湯温泉を新たな下部温泉郷の源泉として平成19年2月より分湯してまいりました。分湯方法は町が設置した分湯槽などは町が施設設備を管理し、分湯槽から先の施設等につきましては各温泉受給者が設置および管理をすることになっております。しかしながら一部の温泉受給者が分湯槽から距離があるために、使用施設に温泉が到達したときには著しく性能が下がってしまうことに加え、地形的な要因から下部川に沿って分湯槽まで流下した源泉を再

度、上流に向かいポンプアップせざるを得ない状況にあります。したがって、この条例の一部改正は源泉名を下部奥の湯高温源泉としたにもかかわらず、当該温泉の特質を享受できない、このような一部の温泉受給者の不都合を解消するため、町が適当と認める場合は町が設置した送湯管に分湯口を設けることにより、送湯管から直接分湯することができる旨を定めるものでございます。

以上よろしくご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福與三郎君）

次に議案第12号から議案第18号の7件について、総務課長。

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

議案第12号 身延町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、議案第13号 身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、以上2件の詳細説明をさせていただきます。

先に議案2件の共通部分について、説明をさせていただきます。

この2件につきましては、諸般の事情により平成19年度から町長の給料10%減額、教育長は5%の減額を特例として制定したもので、本来、特例は1回が通常ですが、改正時にあたり社会情勢に鑑みという、更新する形でこれまで改正を重ねてきました。今回も特例として上程するものです。

それでは議案第12号について説明します。

20ページをお開きください。町長の給料の減額についてです。

本来、月額69万1千円を支給するところを10%カットで62万2千円を支給する期間の部分を改正するものです。

現行、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間とあるのを平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間とするものであります。

次に議案第13号について説明します。22ページをお開きください。

本来、月額51万7千円を支給するところを5%減額で49万2千円を支給する期間の部分を改正するものです。町長と同じく現行、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間とあるのを平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間とするものでございます。

以上で議案第12号、議案第13号の説明を終わらせていただきます。

次に議案第14号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更についての詳細説明をさせていただきます。

24ページをお開きください。

山梨県内全市町村を対象とした焼却灰等の一般廃棄物の埋め立てが可能な最終処分場を境川に整備することになりました。固有の財産を有し、国交付金等の受け皿となるためには法人格を有する一部事務組合によることが必要であり、人的な軽減や運営経費の縮減、速やかな事業着手を図る観点から全市町村が構成員となっている既存の組合が事業主体となることが効率的かつ合理的であることから山梨県市町村総合事務組合が一般廃棄物最終処分場の設置および管理運営に関する事務を行うことになりました。

以上のことから山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更する必

要が生じたのでお願いするものであります。

規約の一部改正の内容は別表第2、第3条第3号の次に4号として組合立一般廃棄物最終処分場の設置および管理に関する事務を追加し、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げるものであります。

以上で議案第14号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第15号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定について、議案第16号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定について、議案第17号 身延山駐車場の指定管理者の指定について、議案第18号 総門駐車場の指定管理者の指定について、以上4件の詳細説明をさせていただきます。

今回、上程します議案第15号につきましては、1回目の指定管理者の指定期間が平成21年4月1日から3年間で、本年3月31日をもって終了となるため、議案第16号については2回目の指定管理の指定管理が平成21年4月1日から3年間で本年3月31日をもって終了となるため、議案第17号と議案第18号については2回目の指定管理の指定期間が平成19年4月1日から5年間で本年3月31日をもって終了となるため、4月1日からの指定管理について身延町公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条の規定に基づき、2月8日に指定管理者選定委員会を開催し、町長からの諮問に対するの答申は第1回目と2回目に引き続き、指定管理者に選定することにすべて可決していただきました。

そういった経緯をふまえ、今回、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をしていただきたく上程するものであります。4件に共通することは指定管理者は本来、公募すべきものですが、町の条例第5条の指定管理候補者の選定の特例として第1号の公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度、期待できると思料するときに該当すると判断したものであります。

4件とも第1回目と2回目の指定管理者と同じですが、地域の活性化をということで継続のような形になります。

指定の期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間とし、それ以後は改めて施設の管理運営方法等について評価・検討を行うことにいたしました。

それでは、議案番号順に説明をいたします。

議案第15号については、本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定についてですが、指定管理申請者は特定非営利法人みのぶ観光センターです。

主な内容は本栖湖畔にありますキャンプ場の管理運営です。施設利用者ならびに利用料金収入も計画を上回る実績を上げ、本町の本栖湖西岸へ観光客の誘客に効果を果たしております。

次に議案第16号は身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定についてですが、指定管理申請者は身延駅前しょうにん通り駐車場組合です。

主な内容は身延駅前しょうにん通りにあります身延駅前しょうにん通り第1駐車場から身延駅前しょうにん通り第4駐車場までの管理運営です。地域の活力を生かした運営を行い、安定した経営を続け利用者の利便性を図っております。

次に議案第17号は身延山駐車場の指定管理者の指定についてですが、指定管理申請者は門前町駐車場管理会です。

主な内容は、身延山門前町の仲町にあります身延山駐車場の管理運営であります。管理会は

地域に密接に関係する団体であり、安定した経営を続け施設を効果的かつ効率的に運営し、利用者の利便を図っております。

次に議案第18号は総門駐車場の指定管理者の指定についてですが、指定管理申請者は同じく門前町駐車場管理会です。

主な内容は身延山門前町の元町にあります総門駐車場の管理運営であります。管理会の状況は、先ほど説明申し上げたとおりでございます。

以上で指定管理者の指定に関わる議案の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（福與三郎君）

次に議案第19号について、財政課長。

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは議案第19号 平成23年度身延町一般会計補正予算（第7号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては先ほど町長が申し上げたとおり、平成23年度の事業精査により、歳入歳出予算の全科目にわたり減額等の補正をいたしました。さらに次年度以降の財政基盤の強化を図るため、地方交付税の留保分等を合わせまして基金等に積み込み、最終的には増額の補正予算となったところでございます。

それでは7ページをお開き願いたいと思います。第2表 繰越明許費の補正でございます。

最初に追加でございますが、6款1項農業費、中山間地域総合農地防災事業ということで102万円。それから中山間地域総合整備事業2,040万円を追加させていただきます。農地防災のほうにつきましては、栃久保の水路等の部分でございます。中山間総合整備のほうは身延北部の水路、農道、鳥獣害の設置等の事業でございます。いずれも県営土地改良事業の負担金でございます。県が繰り越しをいたしますので、本町でもそれに準じまして繰り越しをいたすものでございます。

次に2項の林業費でございますが、林道和平線の法面改良事業、東電の電柱等の移設に不測の日数を生じているため、205万7千円追加をするものでございます。

次に8款1項土木管理費でございますが、中部横断自動車の建設発生土の残土処理場の用地の購入費でございますが、12月の議会で予算計上したものでございます。土地の購入費と立ち木の補償料等を含めまして、4,025万7千円を繰り越し、追加をするものでございます。

次に2項の道路橋梁費でございますが、町道古関丸畑線、それから町道大道市之瀬線、それから町道飯富宮根線、この3路線を電柱移転のために不測の日数がかかっているということで追加をさせていただきます。

次に6項の下水道費でございますけれども、下水道事業特別会計へ繰り出す繰出金でございますけれども、下水道特別会計で繰り越しをいたします事業の一般会計から繰り出している一般財源分を繰り越すものでございまして、208万7千円でございます。

次に9款3項の防災費でございますが、地域防災力向上支援事業ということで衛星携帯電話と発電機の購入を繰越明許するものでございます。これにつきましては、国の第3次補正で12月の予算に計上をしたものでございます。

次に10款4項社会教育費でございますが、下部地区の公民館の建設事業に関しまして建物自体は完成をするわけでございますが、ネットワークの構築工事がどうしても間に合わないと

ということで、機械機器の設置、IP電話の設置等につきまして378万円を追加させていただくものでございます。

次に変更でございますけども、4款3項簡易水道運営費、これにつきましては2月の臨時議会で災害関連経費を91万7千円、繰り越しをいたしました。今回、簡易水道事業特別会計の繰出金を簡易水道特別会計で繰り越します、その一般財源分を一般会計でも繰り越すものでございます。

次の8ページをご覧ください。地方債補正でございますが変更でございます。

過疎対策事業債の限度額を280万円減額し、1億4,340万円といたします。これにつきましては耐震性貯水槽、それから消防ポンプ車等々、購入をいたし、その実績に併せて精査をした部分の減額でございます。

それから合併特例債につきましても、限度額を1,410万円減額いたしまして、2億8,160万円といたします。これにつきましては、中山間地域総合整備事業の負担金分でございます。

それから臨時財政対策債をゼロといたします。これにつきましては、当初予算で臨時財政対策債を借り換えするということで予算をつくってございます。当然、全部、今までの利率見直しということですので、全部起債を返してしまって、その分を新たに違う利率でお借りをするというような予算編成でございましたが、今回、返すのは全部返しますけども、借りることをしません。ゼロということで、実質的には繰上償還と同じことだということでございます。

それでは歳入から、11ページから説明をまいります。

11ページの3款から8款まで、利子割交付金から自動車取得税交付金までは国税や県税で徴収いたしましたものを各市町村に交付してくれるもので、交付決定に基づきまして増減の補正をさせていただきました。

それから10款の地方交付税につきましては、平成18年度に借り入れの臨時財政対策債を借り入れしないための財源や、これから歳出で説明をいたしますけれども、基金への積み立て等の財源に充当するため、1億8,842万7千円の増額といたしました。

次に12ページをお願いいたします。

12ページの下の方、14款1項1目民生費の国庫負担金でございますが、5節子ども手当の負担金が1,705万3千円の減額でございます。これにつきましては、子ども手当については制度改正がございました。このための国庫の減額でございます。

次の13ページでございますが、2項3目土木費国庫補助金でございますけども、1節の住宅費補助金でございますが、社会資本整備総合交付金ということで公営住宅等のストック総合改善事業、住宅の長寿命化等の計画につきまして79万5千円の増額でございます。

次にその下になりますけども、4目の消防費国庫補助金でございますけども、地域防災力向上支援事業費補助金ということで、衛星携帯電話のそれに用います非常用の発電機8台が国庫の補助対象ということで31万9千円の増額になります。

続きまして次のページをお願いいたします。

15款2項2目民生費県補助金でございます。1節の1番下になりますけれども、重度心身障害者医療対策事業費補助金ということで、870万1千円増額でございます。これにつきましては、重度心身障害者の窓口無料化に関する国のペナルティ部分を県費で補てんをしてくれる、2分の1の部分でございます。

続きまして5目の商工費県補助金でございます。ちょうど真ん中あたりになりますけどもふるさと雇用再生特別基金事業補助金、それから緊急雇用創出の事業臨時特例交付金基金事業補助金ということで、100万円と258万1千円の減額。これは実績に合わせたものでございます。

それから15ページをご覧ください。

16款1項2目利子及び配当金でございますけども、各基金の利子等の補正でございます。ここで出てきました利子等をのちほど歳出のほうでご説明いたしますけども、基金のほうに積み立てる予算でございます。

それから一番下になりますが17款1項2目指定寄附金でございますけれども、地域福祉基金にかかる寄附金が4名の方が48万円。それから教育施設整備基金にかかる寄附金が2名の方から9万9千円ございました。57万9千円の増でございます。

次のページをお願いします。16ページでございます。

20款4項1目雑入でございますが、12節金山博物館の売店の売り上げ収入でございますけども、金山博物館、今年は入場者がたくさんありました。205万円の増額。17節につきましては和紙の里の売り上げ収入でございますけども、900万円減額になります。

次の17ページの21款町債につきましては、先ほど地方債の補正で説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

それでは歳出にまいります。18ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費でございますけども、18節備品購入費330万円の減額。ネットワーク周辺の機器の差金でございます。

それから3目の財産管理費でございますが、18節118万円の減額になります。これは公用車を3台購入いたしました。税務課それから町立図書館、それから産業課で3台、購入をしてございます。その差金でございます。

それから8目の諸費でございますが、この19節に5万円計上をいたしました。これにつきましては下部温泉駅の無人化に伴う負担金ということで、今年度分、3月17日から3月31日までの分、年額70万円でございます。現在これにつきましては東海旅客鉄道株式会社と町と地元3者で協議をしておりますが、仮契約が締結できましたならば、負担金を出すための予算化でございます。

それでは次に21ページをお願いいたします。

8項2目身延支所費でございます。13節につきましては、浄化槽から下水道に接続をしたために浄化槽の点検業務や清掃業務等の委託料を減額38万円にいたしました。また15節につきましては工事請負費、下水道の接続工事で経路等を見直した差金200万6千円の減額でございます。

一番下になりますけども、3款1項1目社会福祉総務費の28節につきましては45万2千円、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

次に22ページをお願いいたします。

3目の高齢者福祉費でございますが、20節につきましては養護老人ホームの入所者数が減りました。6人亡くなったこと等によりまして1,600万円の減額になります。それから28節につきましては介護保険特別会計への繰出金1,287万3千円でございます。

それから次の4目老人医療費でございますけども、これにつきましては20節に18万7千

円。これは県単老人医療費の部分の扶助費の部分でございます。それから23節の2万7千円につきましては、平成22年度に老人医療給付費として国庫負担金をいただきましたけども、その精算ということで国へお返しをする費用を計上してございます。それから28節につきましては、後期高齢者への繰出金516万3千円の減額でございます。

それから5目障害福祉費でございますが、23節に273万円。これにつきましても平成22年度に国庫からいただきました障害者医療費、それから自立支援の給付費等々の金額を国へお返しをするための増額の補正でございます。

次の23ページをお願いいたします。

2項1目児童福祉総務費でございますが、20節ひとり親の医療費助成金50万円増額でございます。それから23節につきましては、特別児童扶養手当の事務取扱手数料を国からいただいたものを返す部分2千円の計上でございます。

それから2目の児童措置費につきましては、20節子ども手当、制度改正によりまして1,373万円の減額。それから23節につきましては、国へ交付金をお返しする1万4千円の予算計上でございます。

それから次の24ページをお願いいたします。

4款1項2目、それから3目、4目予防費、母子保健費、それから老人保健費等でございますけども、それぞれ20節の扶助費には子宮頸ガンの予防ワクチンの残額、それから母子保健では妊婦の一般検診の残額、精算をいたしまして残額でございますけども、それから老人保健につきましては、各種ガン検診等の残った額300万円をそれぞれ減額しているところでございます。

次に25ページをお願いいたします。

下のほうになりますけども、一番下の項ですけども3項の1目簡易水道運営費でございますけども19節33万円の増額。これは小規模簡易水道事業の補助金でございまして、平須地区の久保水道組合に補助をするものでございまして、給水管の修繕工事55万1,250円の5分の3を補助するものでございます。28節繰出金につきましては、簡易水道事業特別会計への繰り出しの減でございます。

次に26ページをお願いいたします。

5款1項1目労働諸費でございますが、ふるさと雇用再生特別基金事業、それから緊急雇用創出事業、これらを精査いたしましてそれぞれ減額補正をしているところでございます。13節424万1千円の減額でございます。

それから続きまして6款1項4目農業土木費でございますが、14節に587万8千円予算計上をさせていただきました。これにつきましては、用排水路等の埋塞土の除去のための重機の借り上げということで、台風の影響がまだ残っている部分でございます。それから19節につきましては、県営事業等への負担金の減額でございます。

それから2項の3目、次のページの一番上になります。27ページの一番上になりますけども、14節に59万6千円。これも林道等の埋塞土、それから除雪関係の重機の借上料59万6千円を計上いたしました。

それから27ページの一番下になりますけども、7款2項1目の観光費でございます。15節工事請負費105万円の減額。これにつきましては、本栖湖いこいの森キャンプ場の浄化槽の設置工事の残額を落とさせていただきました。

次に28ページをお願いいたします。

8款1項1目土木総務費の8節でございますが、10万円を計上させていただきました。これにつきましては、中部横断自動車道の廃土処理場の用地の買収に実態のない会社が1社ございまして、裁判所に予納金を納付し、精算人を立てて精算するための10万円の予算計上でございます。

それから29ページの一番下になりますけども、6項1目下水道総務費でございますが、28節に2,851万7千円の減額をいたします。これにつきましては、下水道事業特別会計が2,666万5千円の減額。それから農業集落排水事業等特別会計が185万2千円の減額でございます。

次のページをお願いします。

30ページでございますけども、9款1項2目ですが、消防施設費ということで耐震性貯水槽の設置の差金でございますが、減額をいたしてございます。これにつきましては下山と相又地内に建設をいたしてございます。

それから3項1目防災費でございますが、11節の修繕費に32万6千円を予算計上いたしました。これにつきましては防災行政無線、統合卓の自動放送用のパソコンが壊れてしまいました。それにかかる修繕をするための費用でございます。それからその下の18節につきましては86万6千円の予算でございますけども、12月の補正で増設をいたしました8台分の衛星携帯電話の非常用発電機8台分でございます。

それから10款1項1目、次のページ31ページになります。

10款1項1目教育委員会、ちょうど真ん中あたりになりますけども、15節工事請負費2,641万円の減額。これは下山中学校解体工事の差金でございます。それからその下の2項からは、小中学校の管理や振興費等を実績に合わせまして減額をいたしました。

34ページ、35ページになりますけども、10款の4項1目社会教育総務費の28節繰出金、青少年自然の里特別会計の繰出金42万2千円の減額でございます。

それから次に36ページ、一番下になります。5項文化振興費の4目の総合文化会館の管理費になります。11節の修繕費130万円の減額でございますが、舞台の吊り革装置のワイヤロープの更新、これの修繕をいたしましたが、この残額の減額補正でございます。

39ページをお願いいたします。

11款2項1目現年発生公共土木施設災害復旧費の13節371万7千円の減額でございますが、災害復旧事業等の測量設計の業務の差金等でございます。

それから12款1項1目公債費の元金でございます。これにつきましては、2億3,160万円の借り換えをしないということで財源組み替え、それから利子のほうにつきましてもそれらに伴いまして利子が減ってまいりますので、23節で590万円の減額。これは一時借入金の利子も150万円含まれております。

それから13款1項の1目から次のページ18目まで、それぞれ基金の利子等を積み込む補正でございます。

以上で議案第19号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

議事の途中でありますけれども、ここで暫時休憩をいたします。

再開は1時10分といたします。

休憩 午後12時15分

再開 午後 1時10分

○議長（福與三郎君）

休憩前に引き続きまして、議事を再開いたします。

次に議案第20号、議案第21号の2件について、町民課長。

町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

それでは議案第20号 平成23年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の詳細説明をさせていただきます。

歳入から説明をさせていただきます。8ページをお開きください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、1節から6節および2目退職被保険者国民健康保険税、1節から3節につきまして最新の調定額に徴収率を掛けて算出した結果を反映させていただきました。1目は合計で118万5千円の増額です。2目につきましては17万8千円の減額となります。

続きまして、同じページで下のほうに第4款国庫支出金ですね。1項2目療養給付費等負担金、1節につきましては、療養給付費は国が国保財政の基盤安定の確立と事業の経営健全化に資するために療養費にかかった経費から基盤安定負担金を除いた経費の100分の34を国が交付するというものです。今回は支給見込み額から計算しまして、1,822万4千円を減額するものです。

3目高額医療費共同事業負担金、1節につきましては拠出金額に対しまして国と県でそれぞれ4分の1負担するものです。今回、拠出見込み額から算出しまして、285万4千円の減額でございます。

9ページをお開きください。

4目の特定健康診査等負担金です。1節につきましては、特定健診の受診者数により国および県が交付するもので、今回実績により27万1千円増額補正をするものです。

2項1目財政調整交付金、1節につきましては算定基礎となる数値が決定したために855万5千円減額となっております。同じく2節特別調整交付金につきましては136万1千円増額となります。

7款1項1目高額医療費共同事業負担金です。1節につきましては、先ほどの国庫補助金同様、拠出金額に対しまして4分の1県が負担するというので、今回拠出見込み額から算出して285万4千円減額をするものです。同じく2目特定健康診査等負担金、1節につきましては先ほどの国庫補助金同様、県のほうで交付するものです。実績によりまして27万1千円増額補正となります。

一番下の8款1項1目高額療養費共同事業交付金、1節につきましては実績により算出したものです。359万4千円増額でございます。

すみません、10ページをお願いします。

10款1項1目の一般寄附金でございます。これにつきましては、実績による分でございます。10万円の増額、1件でございます。

1 1 款 1 項 1 目一般会計繰入金、3 節につきましては実績による分でございます。8 万 8 千円の減額。4 節につきましては出産育児一時金ということで、出産育児補助金 3 万円の増額分に対する町からの負担分 5 4 万円を増額するものでございます。

続きまして 2 項 1 目財政調整基金繰入金、1 節につきましては基金の利子分を財産収入で受け入れて歳出で基金へ積みます。なおかつ歳入の財政調整基金繰入金で受け入れるという予算でございましたけども、基金は全額取り崩して対応ということになりました。よって、歳出として基金に積むことは行わない。また歳入として利子分と繰入金として受け入れないという予算とするものです。よって、基金の利子分は財産収入で受け入れる予算ということになります。

1 3 款 1 項 1 目一般被保険者延滞金、1 節につきましては税の徴収実績によるもので 1 7 万 2 千円の増額でございます。

3 項 2 目一般被保険者第三者行為納付金、1 節につきましては事件、事故による保険の適用につきまして、国保でみていた分を保険会社から納付が確定したものです。国保連合会の仲介によるもので、1, 1 6 9 万 2 千円の増額です。歳出の予算で連合会に対する事務手数料が発生しまして、3 % 計上させてもらっております。

6 目健康診査負担金、1 節につきましては人間ドックと集団健診の個人負担金分で実績により 5 5 万 4 千円減額でございます。

続きまして 1 1 ページをお開きください。

7 目の雑入です。1 節につきましては、国保連合会よりの高額医療費共同事業基金の積立金の返還金ということで 1, 2 1 4 万 7 千円の増額となっております。

次に歳出を説明いたします。1 2 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目一般管理費、1 2 節につきましてはですけど、先ほどの第三者行為の事務手数料分の計上でございます。3 % で 3 5 万 7 7 0 円となります。現予算に対する不足分 2 5 万 2 千円の増額でございます。

2 目国保連合会負担金、1 9 節につきましては国保総合システム整備に関わる負担金で不足分 3 8 万 5 千円の補正をさせていただきました。

3 項 1 目運営協議会費、1 節につきましては運営協議会の委員報酬でございます。2 3 年度におきましては全部で 6 回開催いたしました。不足分 4 万 9 千円を補正させていただきます。

2 款保険給付費から 1 4 ページの 7 款共同事業拠出金につきましては、歳入で説明させていただきましたが交付金等の数値決定により実績額を見込み、それぞれ財源組み替え等をする中において補正するものでございます。

1 4 ページをお開きください。

8 款 1 項 1 目特定健康診査事業費、1 2 節につきましては実績によるもので 5 7 万 9 千円の減額でございます。同じく 1 3 節につきましては健診実績の 5 0 万 6 千円および人間ドック保健指導対象者分 1 1 1 万 5 千円の併せて 1 6 2 万 1 千円の減額となっております。

3 目 1 1 節につきましては、印刷製本費 1 2 万 4 千円の減額で町の広報誌を活用したため減額としました。

同じく 4 目健康推進事業費、1 1 節につきましては消耗品費 7 万円と印刷製本費 2 5 万 2 千円の減額でございます。消耗品費は福祉保健課の事業で対応していただきまして、また印刷製本費は広報を活用させていただきました。

9 款 1 項 1 目財政調整基金積立金、2 5 節につきましては歳入の基金繰入金で説明をさせて

いただきましたとおりです。基金の利子分を積み立てる予算でしたが、基金へ利子を積まない予算となりました。

以上で国保のほうを終わらせてもらいます。

続きまして議案第21号 平成23年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の詳細説明をさせていただきます。

歳入から説明させていただきます。6ページをお開きください。

1款1項1目特別徴収保険料につきましては、保険料の1月末調定数値による現年度分208万3千円の増額補正でございます。2目の普通徴収保険料につきましては、同じく保険料の1月末調定数値による現年度分605万6千円。過年度分39万3千円の減額補正となっております。

3款1項1目療養費繰入金につきましては、後期高齢者広域連合への納付金等の決定によるもので、320万8千円の減額補正でございます。

2目の事務費繰入金につきましては一般管理費、徴収費、保健事業費分の減額によるもので、131万4千円でございます。後期高齢者医療事務費負担金62万6千円。特定健診等システム管理費負担金1万5千円の併せて合計195万5千円を減額するものでございます。

続きまして歳出を説明いたします。7ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、2項1目徴収費および3項1目保健事業費につきましてはそれぞれの実績に基づいての減額となっております。

下のほうの2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の決定に伴いまして739万4千円を減額するものであります。

8ページをお開きください。

3款1項1目保険料還付金につきましては、過年度保険料の還付金の実績によるものです。18万円の減額となります。

以上で国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第22号について、福祉保健課長。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（依田二郎君）

それでは議案第22号 平成23年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

今回の補正は23年度事業費の実績見込みによりお願いするものです。歳入歳出とも大きく減額になっているのは、介護給付費の伸び率を21、22の伸び率で見込みましたが、23年度の実績見込みは大きく減となったためです。それでは歳入から説明させていただきます。

1款1項1目1節現年度分特別徴収保険料ですが、調定額の減によるもので646万円を減額するものです。3節滞納繰越分保険料の徴収実績から45万4千円を増額し、95万4千円とするものです。

次に4款から7款は実績見込みに伴う減額が主なものです。

4款1項1目介護給付費負担金、各種保険給付費の実績から国に申請した金額で当初は3億

5,082万9千円を見込みましたが、今回1,282万5千円を減額し、3億3,800万4千円とするものです。

4款2項1目調整交付金ですが、同じように実績から国に申請した金額で当初より364万6千円増額するものです。

2目1節地域支援事業交付金ですが、介護予防特定高齢者事業の実績見込みの減により26万3千円減額するものです。同じように包括的支援事業任意事業交付金を106万4千円減額するものです。

それから4目介護保険事業費補助金、1節システム改修費補助金ですが、これは24年度からの制度改正に伴うシステム改修費への補助金で、事業費が346万4千円の2分の1補助で、国からの補助で173万2千円となります。

5款1項1目介護給付費交付金、各種保険給付費の同じような実績から支払基金に申請した金額で当初から2,947万4千円減額するものです。同じく2目地域支援事業支払支援交付金の実績から31万4千円減額するものです。

6款1項1目介護給付費負担金、これも実績から1,477万4千円減額するものです。

7ページをお願いいたします。

6款2項1目地域支援事業補助金、1節介護予防事業補助金も同じく実績から13万円減額するものです。2の包括的支援事業任意事業補助金も実績から53万2千円減額するものです。

7款1項1目利子及び配当金ですが、介護給付準備基金解約による利子分で14万8千円です。当初の15万6千円から14万8千円増額し30万4千円とするものです。

次に8款1項1目介護給付費繰入金、これは一般会計からの繰入金で当初の2億5,188万6千円から1,292万9千円増額し2億6,479万3千円とするものです。これも実績から計算されたものですが、一般会計から不足した場合には困るということで少し多めにみております。

2目地域支援事業繰入金、1節介護予防事業繰入金ですが、介護予防特定高齢者事業の実績見込みの減により13万円減額するものです。同じく2節の53万2千円減額するものです。その他一般会計繰入金ですが、事務費繰入金として60万6千円増額となっております。

続いて2項1目給付準備基金繰入金ですが、給付準備基金全額解約により増額するもので、当初予算3,300万円から116万円増額し3,416万円とするものです。2目は介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金ですが、全額解約によりやっぱり増額するもので、当初の251万4千円から184万2千円増額し435万6千円とするものです。

9款1項1目1節繰越金ですが前年度からの繰越金で1,708万6千円です。当初の1,524万2千円から1,708万6千円増額し3,232万8千円とするものです。

8ページをお開きください。

11款1項1目1節財政安定化基金貸付金ですが、当初は県から4,528万円を借り入れる予定でしたが1,756万円減額して2,772万円とするものでございます。

次に歳出について説明させていただきます。9ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、印刷製本費ですが、これは介護保険の制度改正に伴うパンフレットの印刷代として7千部62万5千円です。13の委託料ですが、介護報酬改定等に伴うシステムの改修費346万5千円です。先ほど言いましたけど国庫補助が2分の1あります。19節広域行政組合の負担金が減額になってきました。173万4千円の減です。

それから2項1目介護認定審査会費も同じように広域行政組合から1万8千円の減額ということで通知がきております。

2款1項1目居宅介護サービス給付費についてですが、ここから2款の関係は実績に伴う減額ですので、説明は省略させていただきます。

次に11ページをお開きください。

4款1項1目給付準備基金積立金、当初15万2千円を予定していましたが基金を全額取り崩すため、利子分の積立金を全額減額するものです。同じく2目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金も当初4千円を予定していましたが、基金を全額取り崩すため利子分の積立金を全額減額するというものです。

次に5款1項1目介護予防特定高齢者施策事業費、これも実績に伴う減額です。報償費2万7千円。役務費が27万円減。13の委託料が73万円の減。19節負担金も4万円の減です。

それから2項の包括的支援事業任意事業費の関係ですが、これも今、現実の実績に伴うもので13委託料28万7千円の減です。14の使用料、賃借料も37万3千円の減です。2目の任意事業費も20節扶助費ですが、寝たきり高齢者介護人見舞金の関係ですが、実績は大きく減りましたので200万円の減ということになっております。

以上で介護保険特別会計補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第23号について、水道課長。

水道課長。

○水道課長（遠藤庄一君）

それでは議案第23号 平成23年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）について、詳細説明をさせていただきます。

それでは4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費でございますが、2款2項身延簡易水道建設費のうち下水道工事負担金の翌年度繰越額900万円につきましては、波木井地内の下水道事業にかかるものであります。また身延中央簡易水道事業の翌年度繰越額は5,400万円であります。これにつきましては、昨年の台風15号で被災しました西谷地内の沈殿池から洗心洞門、信行道場入り口までの導水管の布設工事であります。この工事につきましては、身延中央簡易水道事業も平成23年度で最終年度にあたるため、災害に強い施設の構築を目指し、繰越事業として早期に事業を完結するために繰越明許費とさせていただきます。

続きまして5ページの第3表、地方債補正であります。

地方債補正の変更につきましては、簡易水道事業および過疎対策事業債の限度額を4億円に設定しておりましたが、建設に関わる簡易水道事業費の減額に伴い、簡易水道事業債の減額を4,650万円減額し、また過疎対策事業債につきましても4,650万円の減額であり、併せて9,300万円を減額し、地方債限度額を3億700万円に設定変更するものであります。

続きまして歳入からご説明させていただきます。8ページをお開きください。

2款1項1目簡易水道負担金、1節の加入者負担金につきましては山梨県農務部施行に伴う受益者負担金123万1千円の増額補正であります。これは中山間地域総合整備事業によります町道市之瀬日向線配水管および消火栓移設補償工事に伴うものであります。

4款1項1目簡易水道国庫補助金、1節国庫補助金につきましては建設事業費の減額や低入札による減額ならびに財源更正に伴う1,664万5千円の減額補正であります。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金、1節水道事業費繰入金につきましては建設事業費の減額や低入札による減額ならびに財源組み替えに伴い110万9千円を減額し、また2節公債費繰入金については償還金利子減に伴い130万円を減額し、水道事業費繰入金240万9千円の減額補正であります。

6款1項1目繰入金、1節繰入金38万円につきましては平成22年度の決算に伴う繰入金の増額補正であります。

8款1項1目水道事業債につきましては、5ページの地方債補正で説明をさせていただきましたので省略させていただきます。

次に歳出について、ご説明をさせていただきます。9ページをご覧ください。

1款1項1目簡易水道管理費、7節の賃金につきましては臨時職員賃金116万6千円の減額補正であります。これは身延地区水道施設巡視員が体調を崩しまして、昨年6月に退職したためであります。

11節需用費、修繕費につきましては年度末までを見越しまして不足が生じるため、200万円の増額補正であります。

15節工事請負費につきましては、中山間総合整備事業に伴う町道市之瀬日向線配水管および消火栓施設補償工事157万8千円の増額補正であります。

16節原材料につきましては80万1千円の減額補正です。これは量水器購入や新規加入、また定期取り替え、破損、交換等の減少に伴うものであります。

2款2項1目13節委託料につきましては474万円の減額補正であります。これにつきましては発注前の委託内容の精査や測量および設計業務等担当で処理し、事業を発注したことによりまして残額あるいは入札差金等によるものであります。

15節の工事請負費につきましては1億801万4千円の減額補正であります。これにつきましても建設費の精査および低入札による入札差金によるものであります。

19節負担金補助及び交付金につきましては200万円の増額補正であります。これは身延中央簡易水道下水道委託工事に伴う負担金の増額であります。

10ページをご覧ください。

3款1項2目利子、23節償還金利子及び割引料につきましては長期債利子130万円の減額補正であります。

以上、議案第23号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（依田二郎君）

先ほどの説明の中で誤りがありましたので訂正させていただきたいと思っております。

歳入の繰入金の一般会計繰入金、7ページの一般会計繰入金の総額が2億6,481万5千円に訂正をお願いいたします。

議案第22号です。介護保険の。7ページです。先ほど読み間違えてしまいました。7ページの8繰入金、1項1目のところ。合計額は2億6,481万5千円にという数字をちょっと

と読み間違えましたので、このように訂正をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第24号、議案第25号の2件について、環境下水道課長。  
環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

それでは議案第24号と25号の詳細説明をさせていただきます。

まずはじめに議案第24号 平成23年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。

1款1項1目農業集落排水使用料6万円の減額と2目の小規模集合排水使用料1万8千円の減額につきましては実績見込みによる減額であります。

2款1項1目農業集落排水事業繰入金34万3千円の減額。2目小規模集合排水事業繰入金2万7千円の減額。3目戸別浄化槽整備事業繰入金148万2千円の減額。これらにつきましては維持管理費、公債費の精査による補正であります。

4款1項1目繰越金、前年度繰越金19万4千円の追加補正であります。

7ページをご覧ください。

歳出でございますが、1款1項1目上之平地区維持管理費、11節需用費40万円の減額。これにつきましては当初、上之平地区の国道300号、道路拡幅工事に伴う既設管の移設修繕費として40万円を計上しましたが、道路拡幅工事の実施において既設の埋設管に影響が出なかったということで減額補正するものであります。

2款1項1目、2項1目につきましては使用料および繰越金の精査による財源組み替えであります。

3款1項1目戸別浄化槽整備事業維持管理費、12節役務費133万6千円の減額につきましては汚泥引き抜き手数料精査による減額であります。

以上で議案第24号の詳細説明を終わらせていただきます。

引き続きまして議案第25号をお願いいたします。

それでは議案第25号 平成23年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について詳細説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。第2表の繰越明許費の説明をさせていただきます。

1款2項身延公共下水道事業管渠布設等工事2,148万円。この内容につきましては波木井地内、波木井山前周辺の町道への上下水道管布設工事にかかる予算の繰り越しであります。

2,148万円のうち下水道工事分が1,248万円。水道工事の受託分は900万円でございます。現在、波木井地区において順次工区分けして発注し、施工中であります。23の5工区につきましては通行止めによる迂回路がなく、地域住民への生活に影響を及ぼしているということから繰り越しさせていただくものでございます。

5ページをご覧ください。第3表、地方債の補正であります。

今回の補正は身延下水道事業にかかる地方債の補正でありまして、公共下水道事業債7,660万円から140万円を減額し、限度額を7,520万円に。また過疎対策事業債の7,740万円から150万円を減額し、限度額を7,590万円に設定させていただくものであります。

内容につきましてですが、身延下水道事業建設費の事業費精査により工事請負費差金300万円の減額が生じたことから、地方債を充当しております公共下水道事業債と過疎対策事業債、併せて290万円を減額するものであります。

次に8ページをお開きください。歳入の説明をさせていただきます。

1款1項1目中富下水道事業分担金60万円。3戸分の追加でございます。4目身延下水道事業分担金1,400万円の追加。これは58戸分の追加でございます。5目下部下水道事業分担金40万円。これは2戸分の追加でございます。合わせて1,500万円の追加補正であります。

2項1目身延下水道事業負担金200万円の追加。これにつきましては、簡易水道配水管布設工事の受託工事負担金でございます。

2款1項1目中富下水道事業使用料101万円の追加。4目身延下水道事業使用料380万円の追加。5目下部下水道事業使用料51万2千円の追加。これらにつきましては、実績見込み額の精査によるもので、合わせて532万2千円の増額補正であります。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、1目から次のページの6目までそれぞれの事業費、維持管理費、公債費の精査による2,666万5千円を減額するものであります。

7款1項1目身延公共下水道事業債、これにつきましては先ほど地方債補正で説明したとおりでございます。

10ページをお開きください。

歳出であります。人件費につきましては省略させていただきます。また今回の補正は主に各事業の精査による補正であります。

1款1項1目下水道事業総務費40万2千円の減額。2項1目身延下水道事業建設費225万6千円の減額。そのうちの15節工事請負費100万円の減額であります。下水道事業と水道の受託工事の管渠布設工事にかかる補正でございまして、下水道工事分につきましては300万円の減額で、これは差金によるものでございます。また水道工事受託分については200万円の増額ということで、差し引き100万円の減額であります。

3項維持管理費につきましては、1目から11ページの5目まで各事業の維持管理費の精査による補正でありまして、1目中富下水道事業維持管理費127万円の減額。2目帯金塩之沢下水道事業維持管理費75万円の減額。3目角打丸滝下水道事業維持管理費125万3千円の減額。4目身延下水道事業維持管理費9万4千円の減額。5目が下部下水道事業維持管理費110万8千円の減額。合わせて447万5千円を減額するものでございます。

4項公債費につきましては1目中富下水道事業元金、12ページの7目身延下水道事業元金、9目下部下水道事業元金につきましては、使用料収入に伴う一般会計繰入金との財源組み替え補正でございます。

以上で議案第25号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第26号について、生涯学習課長。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは議案第26号 身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第2号）について、詳細のご説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。歳入についてでございます。

1款1項1目施設使用料、1節の施設使用料5万2千円の減額につきましては、昨年3月の大震災の影響で予約が見込まれておりました各種の団体の4団体でございますけども、キャンセルが相次ぎまして、施設使用料、食堂利用収入等の影響が出たための減額でございます。

4款1項1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金4万2千円の減額につきましても、やはり震災による予約のキャンセルによりまして、歳出の体験施設運営費、食堂事業費等が減となるために一般会計からの繰入金も減額するものであります。

7ページをご覧いただきたいと思っております。

2款1項1目体験施設運営費、7節の賃金、その他賃金の減額につきましては大豆畑等の農作業による賃金でございましたが、これらの作業のほとんどを総務費の賃金で賄うことができましたので、5万3千円を減額させていただきました。

8節報償費につきましては、体験活動事業分の講師謝礼、また主催事業3事業の中止による講師謝礼の減額でございます。

15節工事請負費につきましては、体育館の屋根の葺き替え工事を行いましたけども、それに伴う入札差金分の減額でございます。

3款1項1目食堂事業費、13節委託料につきましては、利用者数の減に伴いまして食堂利用者分、それから食堂管理費分が減となったため、4万4千9百円を減額させていただくものであります。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

ここで議事の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

再開は2時10分といたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（福與三郎君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次に議案第27号について、財政課長。

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは議案第27号 平成24年度身延町一般会計予算につきまして詳細説明をさせていただきます。

なお昨年度と変わっている場所、それから金額の大きなもの等を中心にご説明をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

それではまず、最初に8ページをお開きください。第2表、地方債の補正でございます。

最初に過疎対策事業債ということで、これにつきましては耐震性の貯水槽、小原島と大久保に造るわけでございますけども540万円。それから消防積載車1台、ポンプ車1台、これにつきましては1,750万円。それから農業体験用簡易施設の整備事業に560万円。農村地域活性化農道の負担金につきましては900万円。それから林道の三石山線の開設事業、これは最終年度になりますけども1,440万円。それから町道大道市之瀬線、町道飯富宮根線、これ

らに5,400万円を充当するものでございます。限度額を1億590万円でございます。

それから合併特例債でございますが、中山間地域総合整備事業の負担金に9,260万円でございます。それから一般公共事業債につきましては、県営事業の中山間農地防災事業の負担金、大炊平栃久保、それから下山のため池等の整備事業の負担金に充当するもので820万円。それから臨時財政対策債3億5千万円、これにつきましては地方交付税の見返り分でございますけれども、県の試算に基づきまして計上いたします。

それから過年発生災害復旧事業債ということで、竹之島の水路、農業施設の関係ですけれども90万円。合計で限度額5億5,760万円になります。

それでは11ページをお開き願いたいと思います。

まず歳入でございますけれども、1款の町税につきましては歳入の17.4%を占めております。町民税の個人分につきましては経済状況、個人所得も減少していることから3,330万円の減額とさせていただいております。それから法人分につきましても、法人の経営状態等も勘案した中で713万円の減額。前年度よりも町税全体で4,734万4千円の減額でございます。

それから2款から次のページ、13ページの上まで9款まででございますけれども、地方特例交付金まででございますけれども、国税、県税で徴収したものを一定の割合で市町村に交付していただけるもので、県の試算あるいは23年度の決算見込みを見据えながら予算計上をさせていただきました。

それから10款でございますけれども地方交付税、これにつきましては41億6,200万円でございますけれども、普通交付税が40億1,200万円。それから特別交付税を1億5千万円。今のところ予定をしております。予算の全体的に占める割合は52.6%でございます。

続きまして15ページ、真ん中よりちょっと下になりますけれども、15款1項1目民生費国庫負担金でございますが、一番下になりますけれども、5節の子どものための手当交付金ということで、4節に子ども手当負担金がございます。これは国の制度改正に伴いまして、子ども手当負担金につきましては2月、3月分を6月に支給するため、それから5節につきましては新しく制度改正で新設されたものでございます。国が2、地方が1、県費や、それから町の負担もでございますけれども、そういう割合になっております。

次のページ16ページ、2項でございます。3目の土木費国庫補助金でございますけれども、1節と2節住宅費と土木費、同じ社会資本整備総合交付金が予算計上されております。住宅費のほうは柿島団地の低廉化補助金、それから空き家再生事業の企画費で建てます5棟の体験住宅1,250万円が含まれております。その他耐震建て替え等の補助金が含まれてございます。それから2節のほうにつきましては橋梁の長寿化の計画策定585万円。それから消防車輛の購入、それから青色パトカーの購入等々に1,485万円が国からいただけるということでございます。そのすぐ下の4目につきましては消防費の国庫補助金でございまして、耐震性の貯水槽で小原島と大久保に造る部分でございます。2基分でございます。

次にそのページの下のほうになりますけれども、15款1項1目民生費県負担金のこの一番下になりますけれども、次のページ、17ページに入ってまいりますけれども、8節に子どものための手当負担金ということで、県からいただく子どものための手当負担金2,699万8千円でございます。

次に2項1目の総務費県補助金でございますけれども、3節に企画費補助金625万円がござ

います。これにつきましては、農業体験用の簡易宿泊施設整備の工事費に充当するものでございまして、5棟分のものでございます。

それから2目民生費県補助金につきましては、1節の一番下になりますけども、重度心身障害者医療対策事業費補助金849万2千円。それから次のページの一番上のほうになりますけども、3節の児童福祉費補助金の中のひとり親家庭医療対策事業費補助金44万円。それから乳幼児医療対策事業費補助金ということで45万円。この3つにつきましては、国保会計へ繰り出すものでございまして、医療費の国庫がカットされるペナルティ部分、県で2分の1、町村で残りを国保会計へ繰り出すものでございます。

次の3目衛生費県補助金、18ページになりますけども1節の一番下でございますけども、ドクターヘリ場外離着陸場整備事業補助金ということで、3,450万円を県からいただいて本町では4カ所を整備することになっております。今のところ予定としてリバーサイドパーク、根子、自然の里、古閑地内という4カ所になっております。

それから5目の商工費の県補助金でございます。緊急雇用創出事業の臨時特例基金事業補助金ということで3,958万4千円計上をされております。ここにつきましては、昨年まではというか、今年まではふるさと雇用も入った中で緊急雇用とふるさと雇用、2つの補助金がございます。しかしながら、これは平成21年から23年度までの事業で、本来でありますとこれはここで終わってしまうわけでございますけども、たしか国の12月の第3次補正で緊急雇用のみはもう1年継続をするということでございます。

ただし規模的にも山梨県で、今までは約40億円ぐらいあったところですけども、10億円ぐらいに減らして事業は実施するというところでございます。いずれにしても10分の10の事業でございますので、本町では大変貴重なものでございます。

それから19ページに入りますけども、19ページの10目災害復旧事業費県補助金ということで2,907万7千円。これが過年度発生農業用施設災害復旧事業費補助金ということで、竹之島の水路の災害復旧にあたるものでございまして補助率95.7%でございます。

それから3項の1目総務費県委託金でございますけれども、前年度というか今年につきましては県の議会議員選挙等がございましたので、大幅に1,005万9千円減額となっております。

19ページの一番下、16款1項、次のページに入りますけども、2目の利子及び配当金、これにつきましては基金の利子でございます。またこれにつきましては、歳出のほうで基金のほうに積み立てをいたしております。

それから21ページになりますけれども、18款の繰入金でございます。1目の財政調整基金から1億円取り崩して、繰り入れまして事業をする計画を立てております。

それから21ページの一番下になりますけども、20款の4項1目それぞれ各項目に分かれまして16節までございますが、施設の使用料等の収入、売り上げ収入等でございます。この中で、昨年度は健診の負担金等がございました。今年につきましては老人保健の健診、それから虫歯予防の個人負担金等、個人の負担金を町へ入れなくて直接、委託された業者に支払いをされるという形になりますので雑入からは抜いてございます。

それから23ページの21款町債につきましては、先ほどの地方債のところでご説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

歳出のほうに入っていきたいと思っております。24ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費でございますが、前年度より1,100万円ばかり減額になっております。これにつきましては4節の議員共済会の負担金、議員年金の廃止に伴う経過措置ということで、昨年度は初めての年で2,700万円ぐらいございました。本年度は1千万円以上減になります。これらのことで議会費としては減額になります。前年度よりも少なくなっております。

次の2款1項1目一般管理費でございますが、2ページ飛んで28ページをお開き願いたいと思います。

上から2番目、15節でございますが799万1千円。本庁舎前の前庭の駐車場整備工事ということで区画線の引き直しをいたします。現在、区画線がかなり狭くて接触事故等がございます。これを広くするというので、108台駐車できるところを80台程度にする予定になっております。それからそのほかに街路灯を設置し、玄関前のタイル等が剥がれて大変危ないのでアスファルト舗装にいたします。その工事費でございます。

それから18節の備品購入費の一番下ですがふるさと号、1,229万2千円。これにつきましては昨年度12月補正で減額をいたしました。自治総合センターから補助金等が見込まれるために今年の予算へ計上した部分でございます。

それでは次に32ページになりますが、4目の企画費でございます。32ページの中ごろよりもちょっと下でございますが、13節に農業体験用簡易宿泊施設整備工事の設計管理業務委託、それから15節に工事請負費が予算計上させてございます。これにつきましては財源としては社会資本整備交付金、それから県の企画費補助金、それから過疎債等を使って都会の方々に田舎で農業体験をしてもらう施設を建設するところでございます。

次に36ページをお願いいたします。

目といたしましては8目でございます。諸費でございますけども、19節に下部温泉駅無人化に伴う負担金ということで70万円を予算措置いたしました。下部温泉駅が3月17日から無人駅になります。このことにつきましては地元と鉄道株式会社、それから町で協議をしております簡易委託契約等が締結できましたならば、地元負担金を出すための予算措置でございます。

それから39ページをお願いいたします。

4項の3目町長選挙費でございます。今年9月から10月に町長選挙が行われるということで、その予算措置でございまして、次の40ページの一番上のほうにもございますけども、4目として町議会議員の選挙費も計上してあるところでございます。これについては町議会議員の補充のための補欠選の費用でございます。

それから45ページをお願いいたします。

これにつきましては、8項の2目身延支所費でございますけども、15節工事請負費に140万円。身延支所の空調機器の入れ替え工事ということで、エアコンが故障したための工事費でございます。

それでは次のページ、46ページ、47ページをお願いしたいと思います。

3款1項1目15節に237万3千円、身延福祉センターの下水道の接続工事でございます。これは浄化槽の汚泥の引き抜きをしまして、埋め戻しをしての費用でございます。それからその一番下になりますけども、28節の繰出金につきましては国民健康保険特別会計への繰出金でございます。なお、この中には保険基盤安定の繰り出しや職員の給与分、出産育児財政安定

化の支援等々の繰出金が含まれておりますけれども、法定外の繰出金、国保会計からでいいますと借入金になりますけれども、1,700万円含まれてございます。これにつきましては国保の特別会計と一般会計で契約を締結して繰り出すこととなります。

それから49ページでございますが、3目の高齢者福祉費の28節繰出金、介護保険特別会計とそれから介護サービス事業特別会計への繰出金が計上してございます。

それから4目につきましても老人医療費でございますけれども、28節の繰出金に後期高齢者の医療特別会計への繰出金3億3,785万2千円が計上をされているところでございます。

次の5目障害福祉費でございますが、51ページをお願いします。

28節繰出金に1,698万4千円。国民健康保険特別会計への繰出金でございます。これにつきましては、重度心身障害者医療費助成金の部分のペナルティ部分の国保会計への繰り出しということになります。

次に53ページをお願いします。

2項の1目児童福祉総務費でございますが、28節の繰出金。ここに国民健康保険の特別会計の繰出金が計上してあります。これにつきましては子育て支援医療助成金、それからひとり親家庭の医療助成金、それぞれ県から補助をいただいて国保会計へペナルティ部分を繰り出すものでございます。

それから一番下になりますけれども、2目の児童措置費でございますが、一番下に20節で子ども手当、それから次のページの一番上になりますけれども、子どものための手当が予算計上をされてございます。

それからここから3目、4目、5目、6目、7、8とすべて61ページまででございますけれども、各保育所の運営にかかる部分の経費が予算計上されております。最後は民間の保育所の補助金、委託金等でございます。

それでは62ページをお願いいたします。

4款1項1目保健総務費でございます。13節の一番下、63ページの一番上になりますけれども、ドクターヘリ場外離着陸場の工事測量業務。それから15節につきましては工事費としまして3,600万円。4カ所ということで予算計上をしてございます。

それから次の64ページ、予防費、2目の予防費でございますけれども、65ページ、一番上になりますけれども、20節の扶助費に子宮ガンそれからヒブワクチン、肺炎球菌等の予防接種の助成金が載ってございます。

それから3目母子保健費につきましても13節、それから19節に妊婦の一般診査の健診にかかる費用、それから補助金等が予算計上させていただきました。それから20節につきましては不妊治療医療費助成金ということで、これは20万円が限度でございますが、10組不妊治療の助成金を計上させていただいております。

次に68ページをお願いいたします。

これにつきましては5目の環境衛生費でございますが、19節の下のほうになりますけれども、下から3番目になりますけれども、住宅用の太陽光発電システム設置費補助金150万円が計上されております。これにつきましては、町民による新エネルギーの活用を支援することにより二酸化炭素の排出を抑制し、地球温暖化の防止および環境保全意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進するために住宅用の太陽光発電システムを設置したものに対して補助をするということでございまして、1件5万円で30件分を予算計上してございます。

それから6目でございますが保健センター費でございます。15節に電子機器の交換ということで工事費が計上されております。これは平成12年にすこやかセンターが建設されまして、そのときに電話機等の交換機が設置されたわけですが、もう古くて部品等もなく、今回新しくするというので270万9千円の計上でございます。

それから次の2項の1目清掃総務費でございますけども、19節の峡南衛生組合の維持負担金がかかり減ってきました。前年度よりも3千万円ばかり減になっております。

それから次のページになりますけども、3項1目の簡易水道運営費の28節繰出金、これにつきましては簡易水道特別会計への繰出金3億4,809万4千円でございます。

それから71ページの5款1項1目労働諸費でございます。この中には先ほど歳入のところでもご説明をいたしましたけれども、緊急雇用創出事業の6事業が予算計上をされているところでございます。そのほかにつきましては、シルバー人材センター等で行う町の草刈りとか清掃業務の委託料でございます。

次に76ページをお願いいたします。

6款1項3目の農業振興費になります。13節の委託料に農村文化公園の活性化施設、道の駅しもべの屋根塗装工事、設計管理料、それから15節に工事請負費が載っております。屋根が大変古くなって塗装をしないと、これ以上、雨漏りがしてくるということで今回、工事をするものでございます。

それから次に78ページをお願いします。

4目の農業土木費の部分では、15節にそれぞれ県営事業の県営土地改良の事業がそれぞれ予算計上をしております。負担金ということで県に納めます。それぞれ活性化農道等も450万円と増えていますし、中山間地域の総合整備事業も増えている。それからため池事業も新しく事業をするというようなことで、762万1千円の前年度よりも増になっております。

それから5目の山村振興費でございますけれども、ここには昨年は活性化施設の運営費、ゆばの里等の運営費が計上されておりましたけれども、指定管理契約の見直しで今回、計上してございませんので、前年度よりも135万9千円、少なくなっております。

次に2項の2目林業振興費でございますが、15節の工事請負費に竹木加工施設の解体整地工事ということで予算計上をさせていただいております。これにつきましては竹木加工施設を解体し、土地は借りておりますので地権者にお返しをすることになります。

それから81ページをお願いいたします。

81ページの上のほうでございますけども、3目の林業土木費の中の19節林道三石山線開設事業負担金1,443万3千円、これは財源としては過疎対策事業を充当してございます。これが最後の年になります。

それから次の7款1項1目商工振興費でございますけども、13節委託料に温泉会館、下部奥の湯高温源泉の分湯管の配管工事の測量設計業務が予算計上させていただいております。これで設計ができれば工事請負費をまた補正なり来年の当初で考えていくことになります。

次の82ページをお願いいたします。

2項1目の観光費でございます。これにつきましては2,181万3千円の前年度よりも減になっております。これにつきましては本栖湖いこいの森のキャンプ場の浄化槽の設置工事が前年、23年度には1,932万円計上されてございました。これらがなくなりましたので減っております。

それから次の84ページになりますけれども、ちょうど真ん中になりますけれども、17節に一色ホテルの案内所の用地の取得費114万5千円でございます。これにつきましては案内所の用地を山梨県から購入するということになります。県道の道路の改修に伴いまして、一色川の河川敷を山梨県で払い下げをするということで周辺もすべて、県で占用しておる土地を払い下げということでございます。一部民有地もあるところでございます。

それでは続きまして、88ページをお願いいたします。

これにつきましては8款2項2目道路新設改良費でございますが、工事請負費に町道大道市之瀬線、それから町道飯富宮根線等が予算計上されておりますけれども、この2本につきましては過疎対策事業5,200万円を充当いたしております。

それから89ページの4項1目都市計画総務費でございますけれども、これにつきましては昨年度景観計画作成業務が載っております、県費をいただいて作成をしておりました。今年度も36万8千円を載せてございますけれども、ほぼ事業は終わりになっているということで、昨年度は400万円載せてあったわけでございますけれども、今年はこれらをもとに計画策定委員を選出いたしまして、作成をしていくということになります。

それから次のページ、90ページでございますけれども、5項の1目住宅管理費でございます。15節に284万6千円を予算計上してございます。これにつきましては坂下団地の解体工事、これは使われていないところを壊して、土地につきましてはお借りをしてあるものですから返すと。所有者にお返しをするということになります。それから西嶋の引揚者の住宅につきましては解体をして土地としては町有地でございますので、これから利用を考えていくところでございます。

それからその下、91ページの上のほうになりますけれども、6項1目下水道総務費の28節繰出金、下水道特別会計それから農業集落排水特別会計に繰り出す繰出金の計上でございます。

それから9款1項1目非常備消防費になりますけれども、次のページ、92ページのちょうど真ん中あたりになりますけれども、229万円、身延第3分団の第1部消防機庫の設置工事費ということで、これは清子でございますけれども、プレハブの機庫を建設するものでございます。

それから2目の消防施設費、93ページの下のほうになりますけれども、これにつきましては耐震性の貯水槽2基ということで、小原島と大久保で前年と基数としては変わりません。

次の94ページをお願いします。

3項1目の防災費でございます。13節の一番下になりますけれども、防災行政無線デジタル更新設計業務ということで、防災行政無線のデジタル化をする設計の業務でございます。これにつきましては設計をし、来年度以降、事業費を予算計上して事業を進めてまいることとしてございます。

それから次のページの一番上になりますけれども、18節の備品購入費につきましては青色防犯パトロールカーを購入するというので、これにつきましては社会資本整備総合交付金を充当いたすものでございます。

次に10款1項1目教育委員会費の、そのページの一番下になりますけれども7節賃金、この中には複式学級の解消に向け3名の町単職員の賃金が含まれております。その他スクールバスの運転手の賃金等でございます。

それから97ページをお願いします。

一番下になりますけれども、2目の教育研修センター費でございますけれども、これにつきまし

ては、平成24年度につきましては小学校3年生の社会科の副読本「私たちの身延町」を印刷するというので、前年よりも74万1千円増えてございます。

次の98ページ、2項の1目学校管理費、11節の光熱水費につきましては各小学校の電気、水道料等2,083万4千円でございます。それから13節につきましては、各学校に共通するスクールバスの運行業務や特殊建物等の定期調査、定期検査の業務委託等の経費が計上されているところでございます。

それから2目から8目までの大河内小学校の管理費まで、それぞれ各小学校の学校の管理、維持にかかる経費を計上してございます。

それから9目の教育振興費でございますけども、ここからの10目、11目、12目ということで16目の大河内小学校まで、各小学校の子どもたちの教育振興にかかる予算を計上してございます。

それから111ページでございますけども、3項1目でございます。学校管理費でございますが、11節の一番下、修繕費628万7千円の中には身延中学校のプールの底および塗装等の修繕、先ほど教育委員長も申してございましたけども、修繕費等が含まれてございます。

それから各中学校の学校の管理維持に関する経費が5目身延中学校の管理費まで予算計上されてございます。

それから6目からは教育振興費ということで、これも10目の身延中学校教育振興費まで子どもたちの教育に関係のある経費が予算計上されているところでございます。

次に4項1目社会教育総務費でございますけども、121ページをお願いいたします。

節は19節になりますけども、上から2番目、121ページの上から2番目になりますが、第28回の国民文化祭の経費が176万1千円、美術工芸の関係、それから切り絵、かるた、本町で実施される部分の、平成24年度は準備段階になろうかと思っておりますけども、176万1千円の計上になります。県が80%、町は20%になります。

それから次に2目の公民館費でございますが、122ページ、節で言いますと13節の委託料になりますけれども、上から6番目になります。下山地区公民館建設に伴う調査測量および基本設計業務ということで予算計上をしてございます。

それから126ページをお開き願いたいと思います。

5項の1目文化財保護費になります。この19節負担金補助及び交付金の一番下に身延山の総門の保存修理事業補助金ということで656万円が予算計上されているところでございます。これにつきましては、町指定の文化財ということで身延山の総門を保存する事業1,970万円かかりますけども1,314万円は所有者で負担をし、町が残り656万円を補助するというものでございます。

それから128ページの一番下になりますけども、4目の総合文化会館の管理費ということで、昨年度は修繕費に舞台の吊り物のワイヤロープの更新ということで予算化いたしました。今年度は照明等の改修をするということでございまして、予算計上が修繕費に1,151万9千円でございます。

それから次の130ページになりますけども、文化会館の15節下水道接続工事、それから19節の一番下になりますけども、受益者の負担金ということで下水道に接続をする工事にかかる経費等が計上されているところでございます。

それから大変飛んで申し訳ないですが、6項の保健体育費のほうに入りますけども、

140ページ、5目の体育施設費でございます。15節工事請負費に1,137万2千円、予算計上してございます。これにつきましては、原の体育館の解体工事でございます。体育館を解体して町有地でございますので、土地の使い道につきましては、また検討をしていくところでございます。

それから同じページの140ページの下のほうになりますけれども、11款1項2目に農業用施設の災害復旧費ということで、3,038万5千円、竹之島の水路等の過年度発生の災害復旧工事になります。

それから141ページの中ほどになりますけれども、12款1項1目公債費の元金になりますけれども、前年度よりも4億4,175万2千円少なくなっております。これは2億3,160万円の補正のほうで出てきましたけれども、借り換えをしないという部分で大幅に前年度よりも減っているところでございます。これに伴いまして、利子も1,400万円ばかり前年度より低い1億122万6千円でございます。

それから13款の1項1目から次のページ、143ページの18目までそれぞれ基金へ利子を積み込むということで予算計上をされているところでございます。

以上が平成24年度の当初予算の詳細説明でございます。

なお、平成24年度の当初予算につきましては経常経費の削減を頭に入れ、町長、議長、教育長、それから消防団長等の交際費をご協力いただく中で減額をいたしました。また特別大きな事業も今のところ計画が、前年度よりも8億200万円少ない金額となっております。前年度比9.2%の減となりました。しかしながらご説明をいたしましたとおり、防災行政無線のデジタル化に向けた設計料、それから下山地区の公民館の新築にかかる地質調査や設計料等が予算計上をされているところでございますので、翌年度以降には大きな工事費が見込まれることが予想されますので、ご理解を願いたいと思います。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第28号、議案第29号の2件について、町民課長。

町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

それでは議案第28号 平成24年度身延町国民健康保険特別会計予算について、詳細説明をさせていただきます。

歳入のほうから説明をさせていただきます。8ページをお開きください。

1款の国民健康保険税につきましては、平成23年11月末の調定額をもとに算出し、一般および退職の現年課税分は徴収率を94%で算出しました。滞納繰越分につきましては、一般分の徴収率を10%、退職分の徴収率につきましては20%として計算しまして、予算額合計4億6,294万6千円の計上でございます。

続きまして9ページをお開きください。

4款国庫支出金から、10ページでございますけれども8款の共同事業拠出金につきましては、療養費等の実績に上昇率分をそれぞれ乗じた数値を計上させていただきました。

なお、9ページの4款2項3目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては、高齢受給者証発行業務に対する補助金で、今までは補正にて計上させていただきましたけれども、当初計上という形で今年度からさせていただきます。

続きまして11ページをお開きください。

10款1項1目一般会計繰入金でございます。まず1節でございます。保険税軽減分に対して国が2分の1、県が4分3、町が4分の1負担する中で、一般会計より国保会計に繰り入れるものです。平成23年度申請額に対して伸び率を掛けた8,305万8千円を計上させてもらっております。

2節につきましては、低所得者数に応じて保険料額の一定割合を公費で補てんするものです。国が2分の1、県と町でそれぞれ4分の1ずつ負担するというようになっておりまして、本年度は1,465万7千円を計上してあります。

3節の職員給与費等繰入金でございます。これは歳出の1款の総務費に充当するもので、職員の人件費としては4名分を見込んであります。

4節につきましては、出産育児一時繰入金で12名分の費用額に対しまして、国庫補助金の12万円を控除した残額の3分の2の額、328万円を計上してあります。

5節につきましては、財政安定化支援事業繰入金でこれは低所得者層の割合、高齢者の割合が高いなど、保険者の責めに帰さない財政事情に着目した補てん金でございます。

6節につきましては、その他一般会計繰入金でございまして、内訳としましては県老人医療対策事業費が89万4千円。子育て支援医療費助成事業分146万9千円。ひとり親医療費助成事業分88万1千円。重度身障者助成事業分1,698万4千円。審査支払手数料としまして363万7千円。あと先ほど財政課長のほうからも説明がありまして、税の不足分という形で一般会計から借り入れるということで1,700万円という形で計上してあります。

財政調整基金につきましては、基金を全額取り崩したという形で廃目という形になっております。

続いて歳出のほうの説明をさせていただきます。13ページのほうをお願いいたします。

1款1項1目2節から4節までは職員の人件費ということです。13節につきましてはレセプト等の電算処理委託費および電算システムの保守点検委託でございまして、320万3千円を計上させてもらいました。

続いて14ページをお開き願います。

下のほうですけれども、2款1項の療養諸費から15ページの2項高額療養費につきましては、平成23年度の実績に対しまして計算をさせてもらっております。

続きまして、16ページのほうをお開き願いたいと思います。

真ん中なんですけれども、3款1項1目後期高齢者支援金の19節につきましては医療保険加入者1人当たりの支援金に被保険者数を掛けて出された数字に調整率を掛けたということになっておりまして、支払基金のほうで算出していただいた数字ということで2億419万9千円計上してあります。

その下の4款前期高齢者納付金から、17ページ6款の介護納付金につきましては支払基金への納付金となっております。数値につきましては、基金からの通知金額という形で計上させてもらっております。

17ページをお願いいたします。

7款共同事業拠出金につきましては、県下の市町村で国保連合会に拠出するものです。市町村が連合会に拠出した金額に対しまして、国と県が4分の1ずつ財政支援ということで算出数字につきましては、国保連合会より示された数値を計上させてもらっております。

続きまして18ページをお開きください。

8款1項1目特定健康診査等事業費につきましては、住民健診の費用となっております、平成23年度の実績によりまして1,690人分の計上をさせてもらっております。2目の保健衛生普及費につきましては、13節の委託料でございますけども、新規の事業ということでジェネリック医薬品差額通知書というものを該当する被保険者の方へ送付しようという事業でございます、国保連合会への通知書作成の委託料でございます。

内容につきましては、既存の薬剤をジェネリック医薬品に変更した場合の差額はこうなりますという形で数字で表してジェネリック医薬品に変更を促し、医療費の削減に結びつけたいという事業でございます。おおむね今、予定しているのは500通を予定しております。変更した場合の差額がおおむね200円以上の人を対象に送付するというので予定しております。

続きまして19ページをお開きください。

10款1項1目の予備費でございますけども、今回、税の負担を抑えて一般会計から借りるという予算を作成しております。医療費の算定につきましても最低限低く見積もっているということで、予備費の計上につきましても最低限の見積もりという形でさせてもらっております。

続きまして後期高齢者のほうを説明させていただきます。

議案第29号 平成24年度身延町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、詳細説明をさせていただきます。

同じように歳入のほうから説明させていただきますので、6ページをお開き願いたいと思います。

歳入の保険料でございますけども、23年の11月の調定数値をもとに算定してあります。1款1項1目特別徴収保険料、1節につきましては特別徴収3,047名分の保険料となっております。2目の普通徴収保険料、1節につきましては普通徴収640名分の保険料となっております。

3款1項1目療養費繰入金につきましては、広域連合よりの数値の12分の1を療養費の町負担繰入分として計上させてもらっております。2目の事務費繰入金につきましては、保健事業費分および後期高齢者広域連合で示された数値の共通経費を、均等割と総人口割とで算出した数値を計上してあります。3目の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に対する軽減措置分でありまして、県が4分の3、町が4分の1に負担するもので、一般会計よりの繰入金であり6,665万5千円となっております。

続きまして歳出の説明をさせていただきます。7ページのほうをお開きください。

1款1項1目一般管理費、2節から4節につきましては1名分の人件費でございます。12節につきましては、通信運搬費ということで、これは保険証の更新による送料でございます。19節につきましては、広域連合の共通経費およびシステムの保守点検等に対する負担金となっております。

続きまして8ページをお開きください。

3項1目保健事業費、13節の委託料でございます。これは特定健診の委託料ということで980人分、592万円の計上をさせてもらっております。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節につきましては後期高齢者広域連合への納付金額でありまして、歳入で計上してあります保険料および療養給付費保険基盤安定負担金の数値を合算した金額で4億5,997万7千円となっております。

3款1項1目保険料還付金、23節につきましては過年度において所得等の修正申告があったために、保険料が変更になったということで還付が生じた場合の予算ということで、昨年なみの80万円を計上させてもらっております。

以上で国民健康保険特別会計および後期高齢者特別会計の当初予算詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第30号、議案第31号の2件について、福祉保健課長。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（依田二郎君）

それでは議案第30号 平成24年度身延町介護保険特別会計予算について、詳細説明をさせていただきます。

8ページをお開きください。それでは歳入から説明させていただきます。

1款1項1目第1号被保険者保険料、これは65歳以上の被保険者保険料で調定見込み額の98%で3億2千万円を計上しております。介護保険料の改正を見込んでいますので、昨年度当初より8,804万円の増となっております。2節現年度分普通徴収保険料、調定見込み額の75%で1,586万2千円を計上しました。昨年度当初より223万9千円の増となっております。滞納繰越分保険料は昨年度と同じ50万円を見込みました。

次に3款1項1目総務手数料、これは1節、2節の科目設定です。

4款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金、各種保険給付費の見込みから国の負担割合を計算した金額で3億5,324万2千円を見込んでおります。

同じく4款2項1目調整交付金ですが、平成24年度標準給付見込み額20億1,642万2千円の9.7%を見込み1億9,559万4千円を計上しております。

2目1節地域支援事業交付金ですが、介護予防事業費518万1千円の25%で129万6千円を計上しております。

2節包括的支援事業任意事業交付金ですが、介護予防包括支援事業任意事業費3,774万3千円の39.5%、1,490万9千円を計上しております。

次に5款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金、これは40歳から64歳の第2号被保険者の保険料で平成24年度標準給付見込み額20億1,642万2千円の29%分、5億8,476万4千円を計上しております。

9ページをお開きください。

2目地域支援事業交付金ですが、同じく介護予防事業費518万1千円の29%分、150万3千円を計上しております。

次に6款県支出金、1項1目介護給付費負担金ですが、各種保険料見込み額、県の負担割合を掛けて計算した金額で3億209万7千円を計上しております。

2項1目特例による交付金ですが、財政安定化基金による特例として平成24年度に限り交付されるもので、1千万円を見込んでおります。

3項1目地域支援事業補助金、1節介護予防事業補助金ですが、介護予防事業費518万1千円の12.5%、64万8千円を計上しております。2節包括的支援事業任意事業補助金ですが、これは先ほどと同じように見込み額3,774万3千円の19.75%を見込んで745万5千円を計上しております。

8款一般会計からの繰入金で1項1目介護給付費繰入金ですが、平成24年度標準給付見込み額20億1,642万2千円の12.5%を見込み2億5,205万2千円とするものです。

2目地域支援事業繰入金、1節介護予防事業繰入金ですが、介護予防事業費518万1千円の12.5%、64万8千円を計上しております。2節包括的支援事業任意事業繰入金ですが、見込み額3,774万3千円の19.75%、745万5千円を計上しております。

3目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金ですが、介護保険担当職員の給料等に充てるもので2,202万5千円です。

10ページをお開きください。

2節事務費繰入金ですが、介護保険事務費分で3,139万9千円を見込みます。

次に基金繰入金ですが、基金は全額解約しましたので廃目とするものです。

9款1項1目1節繰越金ですが、223万1千円を見込みました。これは国への返還金に充てるものです。

10款1項1目、10款につきましては科目設定です。

それから次の町債財政安定化基金貸付金は廃目とするものです。

次に歳出について説明させていただきます。11ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、2節給料、3節職員手当等、4節共済費ですが、一般職3名分の人件費です。8節の報償費は介護保険運営協議会委員の報償費です。12役務費、手数料が79万3千円ですが、国保連合会の事務共同処理の手数料が主なものです。委託料、介護保険徴収業務の委託を峡南広域シルバー人材センターへ委託して13万5千円を委託しております。

それから19節負担金補助及び交付金、国保連合会の介護機器等負担金が22万1千円。それから広域行政組合負担金として1,440万6千円を予算化しております。

12ページをお願いします。

2項1目介護認定審査会費として、運営費として広域行政組合への負担金が1,298万6千円です。

2款は保険給付費で、1項は介護サービス等諸費で要介護1から5の方が該当する給付費であります。

1目居宅介護サービス給付費から13ページの10目の特例居宅介護サービス計画給付費まで合計で18億1,064万円を見込んでおります。

13ページをお開きください。

2款は保険給付費で1項は介護サービス等諸費で要介護1から5の方が該当する給付費で・・・すみません、14ページをお開きください。

3項その他諸費、1目は審査支払手数料で266万3千円を見込んでおります。

4項高額介護サービス等費、1目と2目合計で3,785万2千円を見込んでおります。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目と2目、合計で601万円を見込んでおります。

15ページをお開きください。

6項特定入所者介護サービス等費ですが、1目から4目の特例特定入所者介護予防サービス費まで合計で9,734万9千円を見込んでおります。

次に3款財政安定化基金拠出金ならびに4款基金積立金は科目設定です。

16ページをお開きください。

5款地域支援事業費、1項1目二次予防事業費ですが、これは65歳以上で生活機能が低下

し、近い将来、介護が必要となる高齢者のための予防事業です。

8節報償費13万2千円ですが、二次予防高齢者筋力トレーニング事業費の講師謝礼です。

13委託料ですが、二次予防高齢者筋力トレーニング事業9万4千5百円。基本チェックリスト、データ処理の委託料が8万2千9百円であります。

次に2目一次予防事業費、これは65歳以上の元気な高齢者で近い将来、介護が必要とならないよう予防するための事業を行うものです。

8節報償費6万3千7百円ですが、生きがいデイサービス等における講師の謝礼と24年で初めて出てきますが、成年後見人等への謝礼1万6千8百円を予定しております。

17ページをお願いします。

12役務費ですが、手数料の1万6千1百円ですが、これは成年後見人、町長申し立ての手数料として1万6千1百円を予算化させていただきました。

13節委託料、これは一次予防高齢者筋力トレーニング向上事業等の事業費です。

それから5款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費ですが、2節、3節、4節は地域包括支援センター職員4名分の人件費です。8節から19節までは地域包括支援センターの運営にかかる事務費です。

次に18ページをお願いします。

2目任意事業費、13節委託料ですが、家族介護交流事業ということで社会福祉協議会へ委託しております13万円です。

それから補助金の関係で徘徊高齢者家族支援事業補助金として、ココセコムの加入料として3人分2万3千円を見込んでおります。

それから20節扶助費、これは介護用品等扶助、寝たきり高齢者介護人見舞金、認知症高齢者介護人見舞い金等を予定しております。

次は6款公債費、1項1目財政安定化基金償還金9万2千4百円ですが、県から23年度に借入れた2,772万円を3年間で返還するものです。

19ページをお開きください。

7款1項1目第1号被保険者還付金45万円、これは保険料の還付金になります。それから2項は科目設定です。3項国庫支出金等償還金1万2千3百円ですが、介護従事者処遇改善給付費給付準備基金返還金です。国の制度改正に伴い23年度末に基金を解約し、繰越金として平成24年度に返還するものです。

以上で介護保険特別会計の詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第31号 平成24年度身延町介護サービス事業特別会計予算について、詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。それでは歳入から説明させていただきます。

1款1項1目支援サービス計画費収入、この収入は要支援1と2の方の介護予防サービス計画の作成料です。6万1千2百6千円を見込んでおります。新規1カ月4件、7,120円掛ける4件掛ける12カ月ということで3万4千1,760円。継続が1カ月117件、4,120円掛ける117件掛ける12カ月ということで5万7千8百4,180円を見込んでおります。

次に2款1項1目一般会計繰入金10万3千円ですが、介護予防サービス事務費への一般会計からの繰入金です。

3款、4款は科目設定です。

次に歳出について説明をさせていただきます。7ページをお開きください。

1款1項1目介護予防サービス計画事業費、4節共済費、7節賃金ですが、これは臨時職員2名分の人件費です。11節需用費は参考図書代2万円です。13節委託料ですが、介護予防サービス計画業務の委託料で11万4千円を予算化しました。これは県外在住の町民の介護予防計画の作成を委託するもので新規2件、継続2件を見込みます。

以上で介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第32号について、水道課長。

水道課長。

○水道課長（遠藤庄一君）

それでは議案第32号 平成24年度身延町簡易水道事業特別会計予算について、詳細説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。

第2表の地方債ですが、簡易水道建設費の財源に充てるため、簡易水道事業債の限度額を1億1,240万円と過疎対策事業債の限度額を1億1,240万円とし、合わせて2億2,480万円に設定するものであります。これにつきましては、建設に関わる総事業費として3億8,673万5千円を予定しております。

続きまして歳入をご説明させていただきます。7ページをお開きください。

1款1項1目簡易水道使用料として1節現年度分1億9,298万8千円。2節過年度分61万3千円を合わせまして1億9,360万1千円の計上であります。昨年に比較しますと592万7千円の増額となっております。これにつきましては、本年度4月から水道料金の湯町あるいは上湯町地区の215戸が加わるため、増額を見込んだものであります。

次に2款1項1目簡易水道負担金につきましては、加入者負担金として26万2千円の計上です。これにつきましては、通常の新規加入5件を見込んだ予算計上でございます。

次に3款1項1目簡易水道手数料につきましては、昨年度と同様ですので省略させていただきます。

4款1項1目簡易水道国庫補助金につきましては昨年、本年度は相又簡易水道事業、下部簡易水道事業、湯町簡易水道事業、下山簡易水道事業、大島簡易水道事業の5事業を予定し1億3,454万5千円の国庫補助金の計上であります。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金のうち1節の水道事業費繰入金では、総務費繰入金として3,424万3千円。建設費繰入金として2,739万円で合計6,163万3千円の計上であります。2節の公債費繰入金として2億8,646万1千円の計上であります。

6款、7款につきましては昨年と同様ですので省略させていただきます。

8ページをお開きください。

8款1項1目水道事業債につきましては、第2表の地方債でご説明をさせていただきましたので省略させていただきます。

次に歳出についてご説明させていただきます。9ページをご覧ください。

1款1項1目簡易水道管理費につきましては2節、3節、4節は人件費ですので省かせていただきます。7節賃金につきましては、その他賃金として町営水道の水道メーター検針員15名

分の賃金として733万2千円の計上であります。8節報償費につきましては身延、下部、中富地区の水質検査員21名分の報償費として63万円と、波木井配水池周辺草刈り謝礼として1万2千円、合わせて64万2千円の計上であります。

11節の需用費のうち消耗品につきましては水道水、水道用塩素滅菌剤の購入およびその他消耗品の購入として546万8千円の計上であります。燃料費につきましては、公用車4台分の燃料費として66万1千円の計上であります。

印刷製品費として水道料金徴収簿および検針票の印刷代として15万2千円の計上です。光熱水費については、各水道施設の電気料として2,318万1千円の計上であります。修繕費につきましては、各水道施設の漏水等の修繕2,244万2千円の計上であります。

12節役務費のうち通信運搬費につきましては、水道施設遠方監視に伴う電話専用回線の使用料として487万5千円の計上であります。手数料につきましては水道料金口座振り替え手数料として53万3千円の計上です。また自動車損害保険料の2万円と、その他保険料につきましては、水道検針員17名分の普通障害共済への加入のため10万3千円の計上であります。

13節委託料につきましては各水源池の水系別水質検査業務および各水道施設の保守点検業務等に2,277万5千円の計上であります。内容につきましては説明欄の記載のとおりです。

10ページをご覧ください。

14節使用料及び賃借料につきましては、21カ所の水道施設用地賃借料として56万9千円と重機借上料に20万1千円、計77万円の計上であります。

15節工事費につきましては総額2,438万5千円の計上です。工事内容につきましては、説明欄に記載のとおりです。

16節原材料につきましてはメーター器、バルブおよび補修用材料購入として492万6千円の計上であります。

18節備品購入費につきましては残留塩素測定器、身延地区10カ所分の購入費として35万円の計上であります。

19節から27節につきましては、昨年と同様でありますので省略させていただきます。

続きまして10ページの2款1項1目一般管理費については2節、3節、4節は人件費ですので省略させていただきます。

11ページをご覧ください。

11節需用費のうち消耗品につきましては一般事務用品として2万4千円。修繕費については公用車2台分の車検整備用として8万円。需用費合計で10万4千円の計上であります。

12節役務費については公用車2台分の車検代行手数料として1万7千円。自動車損害保険料として3万8千円で役務費合計が5万5千円の計上であります。

27節公課費につきましては、車検に伴う公用車2台の重量税3万1千円の計上であります。

続きまして2款2項1目簡易水道建設費について、11節の需用費のうち消耗品につきましては事務用品として123万2千円。燃料費として25万6千円。合計148万8千円の計上であります。

14節使用料及び賃借料については事務機器リース料として51万2千円の計上であります。

15節工事費につきましては3億8,473万5千円の計上であります。工事内容については説明欄のとおりであります。

続きまして12ページをご覧ください。

3款1項1目元金、23節償還金利息及び割引料につきましては、長期債元金の償還金として2億3,835万8千円の計上です。2目利息、23節長期債利息として7,379万1千円の計上であります。

4款1項1目予備費については10万円の計上になります。

以上で議案第32号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第33号、議案第34号の2件について、環境下水道課長。  
環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

それでは議案第33号と34号について説明させていただきます。

まずはじめに議案第33号 平成24年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について、詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。

1款1項1目農業集落排水使用料につきましては、上之平地区41世帯分の使用料として140万円の計上であります。

2目小規模集合排水使用料につきましては、北川地区16世帯分の使用料54万7千円の計上であります。

3目戸別浄化槽整備事業使用料につきましては、市町村設置型合併浄化槽111基分の使用料396万4千円の計上であります。

2款1項1目農業集落排水事業繰入金に808万9千円。2目小規模集合排水事業繰入金に477万7千円。3目戸別浄化槽整備事業繰入金に対前年度比84万9千円増の643万9千円。4目予備費繰入金に30万円。合わせて1,960万5千円の計上であります。これにつきましては、各事業の維持管理費および公債費の財源に充てるものでございます。

3款1項1目繰入金1千円、4款1項1目雑入に消費税還付金として1千円の計上であります。

7ページをご覧ください。

歳出であります。1款1項1目上之平地区維持管理費に341万6千円の計上であります。主に職員の人件費のほか上之平地区の処理場およびマンホールポンプ施設にかかる維持管理費でございます。

2項公債費、1目元金、2目利息については長期債の償還金で合わせて607万4千円の計上であります。

2款1項1目北川地区維持管理費につきましては、8ページまで続いておりますが、115万4千円の計上であります。主に北川地区の処理場施設およびマンホールポンプの保守点検業務等施設の維持管理費にかかる予算計上でございます。

8ページをお開きください。

8ページですが、2款2項1目元金、2目利息については長期債の償還金で合わせて417万円の計上でございます。

3款1項1目戸別浄化槽整備事業維持管理費に859万5千円の計上であります。ここも主に職員の人件費のほか、市町村設置型浄化槽111基分の浄化槽施設にかかる維持管理費でござ

ざいます。12節役務費の手数料には、9ページの上になりますが浄化槽の汚泥引き抜き手数料として333万9千円。13節委託料に浄化槽の保守点検業務委託料として92万8千円の計上でございます。

2項公債費、1目元金、2目利子については、長期債の償還金で合わせて180万9千円の計上でございます。

4款1項1目予備費は30万円の計上であります。

以上が議案第33号の詳細説明でございます。

引き続きまして34号の説明をさせていただきます。

議案第34号 平成24年度身延町下水道事業特別会計予算について、詳細説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 地方債であります。特定環境保全公共下水道事業債の限度額を1,580万円。過疎対策事業債の限度額を1,570万円とし、合わせて3,150万円に設定するものでございます。これにつきましては、下部下水道事業の真空弁ユニット設置工事にかかる財源に充当するものでございます。

7ページをお開きください。歳入の説明をさせていただきます。

1款1項1目中富下水道事業分担金に1世帯分の20万円。2目帯金塩之沢下水道事業分担金および3目角打丸滝下水道事業分担金は科目設定として各1千円でございます。

4目身延下水道事業分担金は対前年度比1,340万円増の1,600万円。これにつきましては波木井地区の供用開始に伴う分担金80世帯分でございます。

5目下部下水道事業分担金は17世帯分として340万円の計上でございます。

1款の負担金、身延下水道事業負担金は平成23年度は身延処理区の下水道工事に合わせて水道の受託工事がございましたが、平成24年度は水道の受託工事はございませんので、廃目となっております。

2款1項1目中富下水道事業使用料、現年分と過年度分を合わせて3,371万3千円、985世帯分の使用料でございます。2目帯金塩之沢下水道事業使用料は現年分と過年度分を合わせまして568万1千円、165世帯分の使用料でございます。3目角打丸滝下水道事業使用料923万5千円、これは270世帯分の使用料でございます。4目身延下水道事業使用料664万4千円。これにつきましては194世帯分の使用料でございます。

8ページにいきまして、5目下部下水道事業使用料86万7千円。これにつきましては25世帯分の使用料でございます。

2項の手数料につきましては、1目から6目までは各事業の督促手数料および排水設備工事業者の指定手数料の科目設定でありまして、合わせて6千円の計上でございます。

3款1項1目下部下水道事業国庫補助金、対前年度比が3千万円増の3,500万円で補助率は2分の1となっております。身延公共下水道事業国庫補助金は身延処理区の国庫補助事業完了のため廃目となっております。

4款1項一般会計繰入金につきましては、1目から6目まではそれぞれ各事業の維持管理費、事業費、公債費に充てるための財源として対前年度比5,451万3千円減の3億2,496万5千円の計上でございます。

5款1項1目繰越金1千円および6款1項1目雑入2千円につきましては、科目設定でござ

います。

7款1項1目下水道事業債は対前年度比2,700万円増の3,150万円の計上でございます。身延公共下水道事業債につきましても事業完了に伴い廃目でございます。

10ページをお開きください。歳出の説明をさせていただきます。

2節、3節、4節につきましては職員の人件費でございますので省略させていただきます。

1款1項1目下水道事業総務費1,076万2千円の計上であります。18節備品購入費の29万1千円。これにつきましては有害ガスの探知機の購入費を計上いたしました。この探知機はマンホール内へ点検や異常時に入るときがございます。そのため、入る前に安全確保のためにマンホールポンプ内の酸素濃度等を事前に測定するというための検知器で1台分の購入費用でございます。19節は法令外負担金として16万1千円の計上であります。

11ページにいきまして、1款2項1目身延下水道事業建設費1,289万8千円の計上であります。対前年度比3億3,930万7千円の減につきましては、身延処理区の国庫補助事業管渠布設工事等の完了に伴う減でございます。

13節委託料200万円、これにつきましては平成23年度工事完了部分の下水道台帳の作成に伴う委託料でございます。

15節工事請負費200万円。これにつきましては県道身延線、梅平地内の舗装本復旧工事等でございます。2目下水道事業建設費、対前年度比6,922万1千円増の8,718万7千円の計上であります。

12ページをお願いします。

主に15節工事請負費に7,700万円。これは湯町地内の真空弁ユニット設置工事29基分と真空弁ユニット設置工事に伴う附帯工事費であります。

次に3項維持管理費でございますが、1目中富下水道事業維持管理費に2,911万5千円。13ページの2目帯金塩之沢下水道事業維持管理費に1,352万3千円。14ページにいきまして3目角打丸滝下水道事業維持管理費に1,644万7千円。5ページにいきまして4目の身延下水道事業維持管理費に2,109万円。5目下水道事業維持管理費に1,445万6千円。16ページにいきまして維持管理費、合わせて9,463万1千円の計上でございます。

なお1目から5目までの維持管理費につきましては、職員の人件費のほかそれぞれの処理場施設のマンホールポンプ等の維持管理に要する経費でございます。

4項公債費でございますが、1目から17ページの10目まではそれぞれの建設事業の長期債に関わる元金および利子の償還金で合わせて2億6,073万8千円の計上であります。

2款1項1目予備費として100万円の計上であります。

以上で議案第34号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第35号について、生涯学習課長。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは議案第35号 平成24年度青少年自然の里特別会計の詳細説明を行います。

6ページをお開きください。まず歳入からご説明いたします。

1款使用料及び手数料、1項1目1節施設使用料については利用者数の減少に伴い、前年度

比較44万6千円の減額でございます。これは体験活動それから主催事業、食堂利用料分でございます。

2款県補助金、1項1目1節青少年自然の里補助金については歳出のほうの2款の運営費の中の体験施設運営費の報償費、また事業費中の消耗品分との合計額の経費に対しての県からの補助金であります。補助率は2分の1で上限が200万円でございます。

3款県委託金、1項1目1節山梨県青少年自然の里委託金については当施設は町が県から委託を受けて管理運営を行っておりますが、本年度事業計画に伴う経費としまして県との協議により決定された県からの委託金でございます。指導担当3名の人件費、また事業費等に関わるものでございます。

4款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金につきましては歳出総額から一般財源であります施設使用料、特定財源の県補助金、また県委託金を除いた後の不足分を一般会計から繰り入れていただいております。

次に7ページをご覧ください。歳出をご説明申し上げます。

1款総務費、1項1目2節給料、3節職員手当等は職員1名分の人件費でございます。4節の共済費につきましては職員1名、臨時職員3名の雇用保険料、それから労災保険料等の事業主負担分でございます。7節賃金につきましては指導員3名、管理人1名、事務補助員1名の賃金であります。その他賃金につきましては、毎年夏休み期間中は里のスタッフ、無休で営業しているために職員の勤務状況を緩和するためにも若干のアルバイトを雇用したく、その賃金でございます。これは県からの委託料の範囲内ということで了解をいただいております。

8節報償費、9節旅費、12節役務費はそれぞれ昨年度とほぼ同額を計上させていただきました。11節需用費中、修繕費55万円につきましては、配水池の観測ろ過装置の砂の入れ替え費用等でございます。これは4年から5年に一度の入れ替えということで、今年度その計画をしているものでございます。

7ページから8ページにいきますが13節の委託料、これにつきましてはシルバー人材センターおよび各種点検整備の専門業者への委託業務費用でございます。前年度比としましては若干の増となっておりますが、これは3年に一度の建築物法定点検業務委託費分が増となっております。

8ページですけれども、18節の備品購入費。これにつきましては里周辺の施設整備としまして、枯れ葉なんかを吹き飛ばすものでございまして、プロア2基で整備してございましたが、1基が壊れてしまい、修理不可能ということで新たに1基を購入する費用をお願いするものでございます。

27節公課費については、消費税の確定申告分でございます。これは前年度の実績により計上させていただきました。

2款運営費、1項1目体験施設運営費、7節賃金は各種体験活動に伴う地元の皆さんをお願いするための賃金でございます。

8節の報償費につきましては、各種体験活動に伴う講師の謝礼でございます。前年度の各種体験人数と主体事業数16事業ございますが、その実施状況の見込みによりまして計上させていただきました。

9ページをご覧ください。

11節の需用費は各種体験事業、主催事業の消耗品でございます。燃料費は若干の減額とな

りましたけども、修繕費については、陶芸の工房への、町施設の工房でございますけども、歩道が経過年数のために破損個所が大変増えておりまして、歩行しにくいということでそのための修繕費を含む計上でございます。

1 2 節役務費は体育館、陶芸工房の浄化槽維持管理法定点検、また貸し出し用の自転車 3 5 台分の点検の手数料でございます。

1 4 節使用料及び賃借料は町の施設の土地の借地料でございます。4 3 筆分でございます。

1 6 節原材料はキャンプ場の池、また水車への流水は林道近くの沢からパイプで送水しておりますが、昨年の台風 1 5 号により施設の設備が流れてしまいました。これらの修理のための資材、それを購入してあるものでございます。

3 款事業費、1 項 1 目食堂事業費、1 1 節の消耗品は厨房用の消耗品一式でございます。

1 3 節委託料につきましては食堂業務の食料に対する委託料でございます。前年度の見込み額を参考に計上したものでございます。

以上よろしくお願いたします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第 3 6 号について、下部支所長。

下部支所長。

○下部支所長（渡辺明彦君）

それでは議案第 3 6 号 平成 2 4 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算について、詳細説明をさせていただきます。

それでは歳入から説明をいたします。予算書の 6 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目の温泉使用料には温泉受給者 2 7 人の使用料 6 1 2 万 4 千円を計上いたしました。昨年度当初に比較し、温泉受給者は 1 名減少しております。

2 款 1 項 1 目の利子及び配当金には下部奥の湯温泉事業基金利子 1 万円。また 3 款 1 項 1 目の繰越金には 1 千円を計上いたしました。

次に歳出を説明いたします。予算書の 7 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目の温泉管理費ですが 1 1 節の 1 1 5 万 5 千円。1 2 節に 3 8 万 8 千円を、また受湯槽、分湯槽、揚湯ポンプ、管路など温泉施設設備にかかる点検業務のため、1 3 節に 1 5 2 万 8 千円を計上いたしました。

2 款 1 項 1 目下部奥の湯温泉事業基金積立金は歳入総額から歳出の 1 款 1 項 1 目の温泉管理費を差し引いた残り 3 0 6 万 4 千円となっております。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第 4 9 号について、建設課長。

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

それでは議案第 4 9 号 財産取得について詳細説明をさせていただきます。

昨年 1 2 月定例議会で中部横断自動車道の発生土の処理場用地の用地取得の予算を認めていただきました。早々に権利者 2 4 名に通知を差し上げ、本年 1 月 1 6 日に説明会を開催し、用地交渉に入ってまいりました。そのうち東京都の板倉啓子さまほか 1 3 名と契約が整いました。取得面積は 4 万 9 , 9 4 5 . 4 5 平方メートル。取得金額にしまして 1 , 8 9 7 万 9 , 2 6 1 円

でございます。

ご議決をいただいたあと本契約として登記事務や支払いの事務を進めさせていただきたいと  
思います。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

なお残りの10名の方と引き続き交渉をしてございます。引き続き時期を見て契約が整った  
ところで、またご議決をいただきますようによろしくお願いを申しまして詳細説明を終わらせ  
ていただきます。

○議長（福與三郎君）

提出議案の説明は終了いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了をいたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変にご苦労さまでございました。

○議会事務局長（秋山和子君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時20分

平成 2 4 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 6 日

平成24年第1回身延町議会定例会(2日目)

平成24年3月6日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 提出議案に対する質疑
- 日程第2 提出議案に対する討論
- 日程第3 提出議案に対する採決
- 日程第4 提出議案の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	野 島 俊 博	2番	望 月 明
3番	河 井 淳	4番	芦 澤 健 拓
5番	松 浦 隆	6番	深 沢 脩 二
8番	草 間 天	9番	川 口 福 三
10番	渡 辺 文 子	11番	穂 坂 英 勝
12番	伊 藤 文 雄	13番	望 月 広 喜
14番	望 月 秀 哉	15番	福 與 三 郎

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	赤坂次男
会計管理者		串松文雄	財政課長	笠井一雄
政策室長		丸山優	町民課長	佐野文昭
税務課長		佐野勇夫	身延支所長	千頭和勝彦
下部支所長		渡辺明彦	教育委員長	千須和繁臣
教育長		佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課長		佐野正美	福祉保健課長	依田二郎
子育て支援課長		稲葉義仁	建設課長	藤田政士
産業課長		竹ノ内強	土地対策課長	滝戸文昭
観光課長		熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課長		遠藤庄一		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 秋山和子

録音係 依田光太

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（秋山和子君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（福與三郎君）

本日は大変にご苦労さまでございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 提出議案に対する質疑を行います。

なお、議案第7号から議案第11号の条例の一部改正および議案第27号から議案第36号までの当初予算、議案第49号につきましては委員会付託を予定しておりますので、付託予定の議案の質疑は総括的かつ大綱的な質疑に留め、詳細な質疑は各委員会で行っていただきたいと思ひます。ぜひご協力をお願いいたします。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略をさせていただきます。

議案第6号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第7号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

川口福三君。

○9番議員（川口福三君）

議案第7号について、お伺いいたします。

この議案の中で第24条、平成26年から平成35年までの各年度分の個人町民税に限って500円加算すると、この26年度から500円を加算する条例改定について、なぜこんな早めにこの条例案を出すのか。そのへんについてお伺いいたします。

○議長（福與三郎君）

佐野税務課長。

○税務課長（佐野勇夫君）

お答えいたします。

その件につきましても、私のほうから市町村課のほうに問い合わせをいたしました。ほかの条例についても早めになっているところがございます。市町村課のほうの回答では、早めにご議決等をいただくことによって、住民の皆さんに周知のほうをしていただきたいというふうな回答でございました。

以上です。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○9番議員（川口福三君）

そうすると、これは県の市町村課の指導により、こういった条例改正を出されたということですか。

○議長（福與三郎君）

佐野税務課長。

○税務課長（佐野勇夫君）

回答については市町村課ですけども、法令については国に基づいて行っております。以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第8号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

介護保険料4.5%の値上げということで、保険料、利用料が高くて、なかなか利用したくてもできないという、今、現状がある中での値上げということで、大変な思いをされている方が多くなるのではないかなということに心配しているんですけども、この6段階をもうちょっと多く段階をつくることによって、保育料みたいに。もうちょっと低所得、減免はあるけれども、全体的に低所得の方たちを救うことに私はなるのではないかなと。現にそういうことをやっているところもあるので、そういうことができなかつたかというのが1点と、それから介護保険法には保険料を下げるために一般会計から繰り入れしてはならないという規定はないんですね。介護保険というのは自治事務ですから、一般会計からの繰り入れはしてはならないという国の指導はあると思うんですけど、それはあくまでも助言で、現にいろんなところで一般会計から繰り入れをして保険料を安くしているという市町村もあるので、こういう検討がされたのかどうなのか、この2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

依田福祉保健課長。

○福祉保健課長（依田二郎君）

この前の全協でも説明させていただきましたが、第3段階を2つに分けることにできますけども、そうすると、また介護保険料全体の負担が増えてくるということで、今回は段階を増やすことはしないということで、協議会のほうでも決定になりました。

一般会計からの繰り入れについては検討はしませんでした。繰り入れをするということになると、また国からのペナルティみたいなことが考えられますのでそういうことは考えておりませんでした。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第9号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第10号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第11号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第12号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第13号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第14号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第15号から議案第18号までにつきましては一括質疑を行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第18号までは一括質疑を行います。

質疑はございませんか。

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

第15号の件ですが、前回、3年と5年というふうに契約の年数ですね。こちらのほう、3年とか5年とかというふうになっているんですが、今回、年数を違った、今まで違っていた年数をすべて3年とした、その理由をお伺いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

次の更新年度を統一するために3年と改めさせていただきましたので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（福與三郎君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

そうすると今回のこれで3年というふうにすると、ほかのものもすべて、契約年数というのは近年は大体同じような形になるということで、そういう理解でいいでしょうか。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

前回の部分につきましても3年ということとさせていただきますので、今回もそれに併せて期間を統一するためにそのような形でさせていただきます。

○議長（福與三郎君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

そうではなくて今後、3年後ですね、ほかの指定管理もいろいろあるではないですか。そういうものもこれで、今回の3年を目途にすることによって、すべてほかのものも大体、年度が決まった状態ができるということですね。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

そのとおりです。

○議長（福與三郎君）

他に質疑ございませんか。

穂坂英勝君。

○11番議員（穂坂英勝君）

指定管理者の指定について3本あるんですけど、共通して質問したいと思います。

まず指定管理者の指定については、今ここでいろいろ言うつもりはまったくありません。ただ契約を更新というか、新たな契約を結ぶに当たりまして選定委員会というんでしょうか、それが存在するように伺っているんですけども、その中ではたぶん、この契約の相手、指定管理者の経営内容等を精査する中で、新たにこの3本とも継続の形で当初、町が指定管理者を募集するときも、どちらかという町の方で逆にお願いするために組織をつくっていただいたりしながらやってきた経過があります。それはよく分かるんですけど、こうやって公開していくにはその経営内容、そして結果として地域の活性化につながるような形でやられている指定管理者、そして効果的で効率的な運営をされてきているかどうかを精査した上で新たに今ここに

挙がっている特定非営利活動法人みのぶ観光センター、実態は商工会からつくられている組織というふうに理解しているんですけど、そういう中で経営の内容を把握しているのであればどんな収益をあげているのかを聞きたいと思っています。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

この指定管理者の指定につきましては新たに設けた組織ではありませんので、従前からあった組織に引き続いてお願いするということで、先ほど言いましたように2月8日の日に選定委員会を5人の委員さんのもとで選定委員会をする中で提出された申請書に基づきまして、その申請内容を審査していただき、その結果、妥当というような決定をいただきまして、今回、議会のほうに上程させていただいた状況でございます。

○議長（福與三郎君）

穂坂英勝君。

○11番議員（穂坂英勝君）

そうすると例えば本栖湖いこいの森キャンプ場の收支内容は、そういうものの把握は、行政としてはしていないわけでしょうか。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

把握はしております。ただここに今日その資料は手持ちとしてありませんので、必要であればまた提出したいと思います。

○議長（福與三郎君）

穂坂英勝君。

○11番議員（穂坂英勝君）

そういう形で選定されているということを理解したいと思ひまして質問させていただきました。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第19号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

3点、お伺いいたします。

まずはじめに7ページ、社会教育費のところ下部地区公民館建設事業とありまして、378万円、これは繰り越しされる金額ですけども、当然、外構工事とか、違いますか、ネットワークとIP電話の工事だそうですけども、この下部地区公民館という名前がちょっと気になるというか、当初たしか教育委員会が置かれるところが中央公民館であるというふうに伺っ

ていましたので、当然、身延町中央公民館であるというふうに私たちは理解していたんですけども、公民館の玄関にも下部地区公民館という表示がしてありますし、中央公民館というふうに聞いていたのは私たちのほうが間違っていたのかどうか、その点について1点お伺いします。

それから16ページの20款の17節和紙の里売り上げ収入が900万円減になっております。その下にあるなかとみ現代工芸美術館の売り上げ収入は10万円の減なんですけど、この非常に大きい900万円という減の理由はどんなふうにお考えなのか、その点についてお伺いします。

それから差金なんですけど、「さきん」といっても金山ではなくて、いろんな工事で差金が出ているんですよ。まず18ページの備品購入費の330万円、それから19ページの備品購入費の118万円、それから21ページの15節の工事請負費200万6千円。こういうのを全部足しますと全部で4,167万8千円あるんです。これはちょっと大きいなと思って、それぞれの工事において、当然こういう入札差金のようなものが出ることは考えられると思うんですけど、このへんはもうちょっと縮めることはできないのかどうか。つまり、入札予定金額をもっと細かく計算していくこと。例えば余計にというか、ちゃんと入札予定金額が多めになっている場合だと差金もあまり出なくて、要するに地元の業者を育てるというか、そういう意味で工事を出しているというか、そういうことであれば特に問題ないというか、むしろ地元の業者にはありがたいことなんだろうなと思いますけど、そうではなくてよその業者の場合にこういう差金が多めに出てくるのかどうか、そのへんについても併せてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

佐野生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは下部地区公民館の建設の関係ですけども、まず、その部分をお答えさせていただきます。

当初、予算の中にも、当初予算、工事費、基本計画等の中においても、予算の中に下部地区公民館ということで議員の皆さんには予算計上させていただき、ご決定していただいたわけでございます。

なお、中央公民館という話ですけども、これは合併協議の中で教育委員会が設置してある場所が当分の間、中央公民館とするということで合併協議の中で謳われておりまして、あくまでも私どもは地区公民館兼中央公民館、またあそこは下部地区の分館でもございます。その3点を併せて、主体は地区公民館ということで建設をさせていただきました。

次に和紙の里の売り上げ収入ですけども、大きく900万円の減でございますけども、これにつきましては、3月の震災の影響により上半期の来場者が急激に減ったということ。それから台風によりまして、JR身延線、秋以降の身延線の運休が響いたということで、かなりの減になっております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

入札差金についてでございますけども、各予算へ計上します予算額というのは見積書をいた

だいて、それらの金額を載せますけども、実際に執行いたします場合は何社からも見積書をとって一番安いところと契約をいたします。また工事につきましては当然、入札がありますので執行残があります。それから特に最近では、コンピューター機器等はかなり差金も多くあるようです。ただし、全体の予算の中で、本町の規模で決算をいたしますと100億規模の決算になりますけど、執行残というのは3億円ぐらい当然でございます。それらが来年度の繰越金としてカウントされ、翌年度へまわすこととなりますので、執行残、差金があれば逆に来年度当初から予算執行ができないような状況となりますのでご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

まず公民館の件ですけど、当時というか、この工事が始まる前に地域審議会というのがありまして、そこに一応、議員も入らせてもらって協議をした際には、公民館の中に下部支所機能も持たせるという話で始まったはずなんですけど、途中から予算をとる関係で、そういうことはできないよということで、教育委員会が入ることで中央公民館というふうに私たちは意識してというか、認識していたんですけども。だから地元の人もたぶん、あそこに、私たちが言ったせいかどうか分かりませんが、下部地区公民館というよりも中央公民館なんだと。要するに公民館の真ん中というか、自分たちがいるところに中央公民館があるんだということで、その点は非常に意義のある施設であるというふうに考えていたと思います。それが途中から地区公民館ということで、途中からというとおかしいですけど、その予算の執行段階で地区公民館ということできたというご説明でしたけども、一応、中央公民館であるとか分館であるとかというのは、ではどういう形で表示されるのか、その点について1点お伺いします。

それから差金の件ですけども、もちろんその金が無駄になるというふうに考えているわけはありませんけども、できるだけその点も行財政改革という中で絞って、できるだけ差金が出ないような方向でというか、そういうふうなことを考えていただければと思って質問したわけです。1軒の家で考えると、何百万の差金が出てくるというのは当然、ちょっと考えられないことなので、町の予算でありますので、その点は金額的に、例えば工事請負費の中で下山中学校解体工事の差金が2,641万円出るというふうな、ここでこういうふうなものを見ると、やっぱりちょっと、常識的に疑われるなという感じがしないでもないもので、そのへんを今後できるだけこういうものを厳しく査定していただければと思って質問いたしました。これは答弁は結構です。

○議長（福與三郎君）

佐野生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

中央公民館とか分館の位置づけということですけども、中央公民館、あくまでも合併当時の話でいきますと中央公民館はあくまでも変動があるということでございまして、とりあえず教育委員会が設置されている場所が中央公民館ということで、先ほどから申し上げておりますとおり、あそこにおきましてはあくまでも下部地区公民館兼中央公民館兼下部分館ということで、ご了承願いたいと思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

先ほど、ちょっと地域審議會の話をいたしましたけども、当初、町長も加わっていただいて、そういう話が出たときに、支所機能を持たせるということがあったのをご記憶だと思うんですけども、そういうふうないきさつをずっと考えてみますと、なんか途中で教育委員会というか、町の意向でずいぶん曲げられてきているような感じも私しますので、その点については今後よく注意して取り組んでいきたいなというふうに考えております。これは答弁いりません。

○議長（福與三郎君）

他に質疑ございませんか。

川口福三君。

○9番議員（川口福三君）

2点について、お伺いいたします。

まず14ページの商工費の県の補助金の、いわゆるふるさと雇用再生特別基金、この358万1千円が減額処理されておりますが、これは事業をやらなかったのかどうか。その内容についてお伺いいたします。

もう1点、先ほどもこの差金の問題が同僚議員から出ましたが、31ページの下山中学校の解体工事、これが大きいわけですね。2,641万円という大きな金額が計上されて減額になっておるんですが、いわゆる今までこうした工事において建てるものについては大体、予定価格の98%、まごまごすれば100%近いような落札で請け負われたと。その金額はやはり、工事金額が数億という工事でありながら、差金がわずか100万円出るか、出ないかというような入札状況があったんですが、なぜこんな解体工事だけで2,641万円も差金が出たのか。その内容についてお伺いいたします。

○議長（福與三郎君）

熊谷観光課長。

○観光課長（熊谷文彦君）

ふるさと雇用再生特別基金の事業の関係ですけど、計画した中で実施できなかった事業中にはありました。そんな関係で、その実績をまとめた結果がこの減額になったということです。以上です。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

中学校の解体工事の差金について、ご説明を申し上げます。

この解体工事の設計は設計業者をお願いして作ったものでございます。しかしながら建築をするということに関しては、そんなにびっくりするほどの差金は出ませんが、解体ということで、建物を解体する部分につきましては、かなり大きな差金が出たということで、これは低価格調査基準額を下回っておりましたので、低価格調査委員会を開催いたしまして、金額が適正かどうか。そしてその金額で工事ができるかどうかを検討した上で工事をいたしましたものでございます。業者もちょっとここではっきりは申し上げられませんが、5、6社指名をした中で低入札ということで結果が出たと記憶しております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○9番議員（川口福三君）

それでは、いわゆる下山中学校の解体工事、今の説明によりますと設計業者により積算をしたと。しかしながら2,641万円も差金が出たということなんですが、建築においても同じように、設計業者がいわゆる積算をしていると思うんです。そのへんを考えてみますと、この入札方法においても、やはり今後考える必要があるのではなからうと、こう思うわけですね。建物を建てるときは差金が非常に少なく、今度、解体するときは2,600万円も差金が出るというような内容の、積算の方法というか入札の方法というか、これはやはり疑問があると思うんです。今後やはりこういった点を大いに行政側として検討し考え、よりよい予算執行に努めていただきたいとこのように思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

穂坂英勝君。

○11番議員（穂坂英勝君）

3点ほど、お伺いいたします。

予算執行を100%しながら、非常に多くの残金を残して苦勞されているという点が非常に、最終の補正予算の中でうかがわれます。三角印が付いているから悪いということはまったくないわけでごさいます、私ども今まで議会で論議するときは、なぜ予算を立てたのにそれを100%執行しないんだという論点からいろいろな指摘がされてきた経過がありますけど、今現在はそういう論点からものを申さないとすると、この23年度最終の補正の予算の中では皆さんのご苦勞がうかがわれる、三角印がたくさん付いているというのが総体的に考えられます。それで3点ほどお聞きしたいと思っております。

まず1点は、この中でたまたま繰越明許費の補正の中で中山間地域総合整備事業が補正で盛られているんですけども、中山間地域総合事業、年度をまたがった事業でございますので、一体、事業そのものがいろいろな形で中山間地域の総合整備事業をやられてきていますので、私どもが見ても、今まで中山間整備事業と称している事業がどのくらいお金がかかってきて、どのくらい消化しているのかというと、どこでも見えないわけなんですけども、そのへんがアウトでよろしいんですけども、分かれば、これから先、この事業に当町がどのくらいの金を投入してくるかが見えるという意味で、何年度までにどのくらいと。そして進捗率がどのくらいだということも把握できるのかなと思ひまして、その点を。今現在でどの程度消化して、簡単に言うと身延町がどのくらいの金を投入してきたかという点を1点お聞きしたい。

まったく関係なく、2点目は24年度の当初予算の中にも盛られているんですけども、下部の温泉駅無人化に伴う負担金5万円ということであるんですが、ご説明がありました、委託されるものへという契約ができれば、当初予算の中に70万円ほど盛っているという説明も聞いて分かっておるんですけど、これは町の方針としては、委託化される組織に町としてどのくらいの補助をしていくための負担金、ここでは準備金なんですけど、そういうものを考えているのかをお聞きしたいと。

聞いている内容は、例えば下部の温泉駅へ下部地域の人たちを中心に委託される組織を立ち上げて、そこに町がかかる経費を100%補助するのか。簡単に言うと、そんなことはないと思いますけども、いずれにせよ、どのくらい負担をするのかをお決めになったから、こういうお金が盛られていると、予算が盛られているというふうに解釈しますので、その点をお聞きしたいと。

もう1点、29ページの土木費の中でこれも少額なんですけど、これは減額補正でございますけども、景観計画作成業務とあるんですけども、まったく、前には、たぶん当初予算のときにも説明があったと思うんですけど、私まったく覚えていないし、記憶もないので改めてお聞きしたいんですけど、景観計画作成業務、お金が余りましたということ。どういうことをどういうものをどこでつくったのかをお聞きしたいと。この残額が32万5千円になったと。このへんのことをお聞きしたいと、この3点をお伺いいたします。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えします。

中山間総合整備事業につきましては、身延北部地区ということで、平成22年度から平成27年度で事業を行います。事業の総額は37億7,300万円です。平成23年度までの事業費は8億1,872万8千円でございます。進捗率と今までの町の負担金の総額については、資料がありませんので、調べて後でご報告させていただきます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

下部支所長。

○下部支所長（渡辺明彦君）

お尋ねの下部温泉駅無人化に伴う負担金の件でございますが、この件につきましてはJR東海が3月17日から駅を無人化するというので、もし継続的に駅員を配置しようと思えば、JR東海と町が簡易委託販売契約を結んで事業を継続していかなければなりません。町が実質的にこの駅員配置をするということは困難でございますので、地元の下部観光協会が行うということで現在、同意ができておるところです。

下部観光協会が年間の所要額を算出したところ、年間200万円前後はかかるということでもございました。その年間200万円前後ということを目安にいたしまして町で協議した結果、2分の1の負担金をお出しする。ただし200万円だとすれば100万円になってしまいますので、それは困難であるということで上限を70万円ということに設定いたしました。

今回、補正と24年度の予算にこの負担金を計上したわけでございますが、補正にかかる5万円というのは駅が無人化になるこの3月の中旬以降の23年度の予算でございます。70万円の単純に0.5カ月、金額的には2万円ぐらい余分になっておりますけども、この程度置いておけばよろしいのではないかというふうな金額でございます。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

それではお答えをさせていただきます。

景観計画は、23年度、24年度の当初予算に最終的なとりまとめの予算を計上させていただきました。山梨県が景観団体であるということ、県が美しい県土づくりを推進していること、そのような観点から本町でも景観計画を策定し、地域の景観について考えていきたい、誘導していきたいというふうに考えております。

本年度大まかな計画をまとめあげます。3月19日を予定しておりますけども、庁内の検討委員会を開催しまして、新年度になりましたら策定委員会を立ち上げ、策定委員会でその内容を議論していただいて、最終的には24年度の秋ごろに景観計画というものをつくり上げて、皆さんに公表していきたいと、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

深沢脩二君。

○6番議員（深沢脩二君）

この前、たしか地方道のいわゆる町道大道市之瀬線の工事がちょっと遅いではないかということでも聞きましたところ、立木の処理といいますが、その買収ができなくて少し遅れたということなんですけども、これはまた明許繰越の中へ入っているんですけども、これはどういうわけですか。これはどういうことで遅れてしまったのか。地元の人はいろいろ期待していますもので、それをお聞きしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

繰越明許費のご説明をさせていただいたときに、その理由の説明をさせていただきました。電柱の移設の申請をしてから受理をされるんですが、東電さん、NTTさんの業者さんの手配かもしれませんけど、移転までに不測の日数がかかってしまっているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

深沢脩二君。

○6番議員（深沢脩二君）

当初予算よりもちょっと数字が減っていますよね。いわゆる予算も。これは少し進展しているということですか。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

そのとおりでございます。入札執行を行い用地交渉を済ませ前払い金を支払っていますし、工事のほうは進捗をしています。ただしさっき言ったような理由の中で若干工事が遅れているということで、当初契約の工期では間に合わないということでございます。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

深沢脩二君。

○6番議員（深沢脩二君）

ときが経っておりますけども、この工事は引き続いて、ずっと下のほうまで、できたらやっていただきたい、地元としては希望なんですけども、これは県との交渉でしょうけども、地方主要道としての価値といいますか、それがありますもので、ぜひ今後とも引き続きやって、これは継続していただきたいと思うわけなんですけども、ひとつよろしくお願いします。

○議長（福與三郎君）

他に質疑ございませんか。

松浦隆君。

○5番議員（松浦隆君）

先ほど来、出ています差金のことなんですけど、1つだけ確認したいんですが、その差金が出たという、現状の中で出ているわけなんですけど、その予算立てをするときはそれなりの予算というか、金額に関してですね、しっかりと精査なりなんなり町のほうではやっているという確認でいいですね。やった中で出している金額ですよ。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

予算をつくるときは当然見積書、あるいは工事であれば設計書等である程度の金額ができておりますのでご了解を願いたいと思います。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○5番議員（松浦隆君）

先ほど来その予算を立てたとき、それから今、減額になったという、その差でいろいろ皆さん議論があるんですが、私は商売的なことから考えて、行政と商売は別かもしれませんが、基本的には内容は一緒だと思うんです。その差金が出ることは、私は逆に言うと見積もりなりなんなりで、その差額を大きくすることが1つの町にとってはプラスになることですよ。予算立てをしたわけなんですけども、実際に支払う金額は低くなっているわけですから、そこで差が出る。それを逆に、私が思うのはそこで例えば、皆さんからいろいろな話が出て萎縮することなく、逆に差金をどんどん大きくするぐらいの、そういう形をもっていったほうが町にとってはいいような気がするんです。そういうところを逆に、しかしながら、その最初の予算立てをしっかりと、もうちょっと精査するなり、その差金が出ないような方法も講ずるべきだと思うんですが、しかしながら差金が出ることは逆に、僕は手を振ってもいいような気がするんですがそのへんはどう考えますか。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

差金が出ることは、お金を節約したということでございますので、決してこれは恥ずかしいことでもなんでもないと思いますし、ただ、最初の予算と大変差があるではないかと。では予算はどうしてつくったんだということになると、予算をつくるときに最初に入札をしてしまえ



質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第21号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第22号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第23号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

草間天君。

○8番議員(草間天君)

23号の簡易水道特別会計補正予算の9ページ、工事請負費の湯町簡易水道浄水場工事とありますけども、浄水場の上が、木を切りまして危ないといいますが、柵というか砂防というか、工事をする予定はあるのかどうかお伺いします。

○議長(福與三郎君)

遠藤水道課長。

○水道課長(遠藤庄一君)

お答えします。

現在、工事98%まで進んでおりまして、現状では法面の切り取ったところにつきましては、モルタルの吹き付け、あるいは小さな法面につきましては転圧等で固めておりますので、工事のほうは順調に進んでいるという状況でございます。

以上です。

○議長(福與三郎君)

草間天君。

○8番議員(草間天君)

それでは、この予算内で工事ができたということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長(福與三郎君)

遠藤水道課長。

○水道課長(遠藤庄一君)

そのとおりでございます。

○議長(福與三郎君)

他に質疑ございませんか。

芦澤健拓君。

○4番議員(芦澤健拓君)

たびたび差金ですみません。

9ページの13節と15節の差金が、これは精査した結果と、それから差金というふうにご

説明があったと思いますけども、委託料474万円。それから工事請負費で1億801万4千円。全部で1億1,275万4千円の差金、または精査による減額ということでございますけども、これはどんな理由でこういうふうに差金、または精査による減額になったのか、ちょっとこのへんも詳しくご説明いただければと思います。

○議長（福與三郎君）

遠藤水道課長。

○水道課長（遠藤庄一君）

お答えいたします。

委託あるいは工事につきまして当初の設計、実施設計のほうを委託業者に作らせたが、それにつきまして、各担当ですね、建設担当が内容を精査して、この状況でいいのかということで、また新たに県の担当に照会をしました。その結果このへんはもう少し省けるではないかというようなことを担当あるいは県のほうの指導を受けましていたしました。

先ほどから差金のいろいろお話が出ていますけれども、できるだけ効率よく、また簡素化できるものは簡素化してというようなことでやった結果がこのような状況でありますし、工事につきましては低入札というようなことで差金が多く出ました。その部分を含めて工事としまして多額の差金が出たというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

望月秀哉君。

○14番議員（望月秀哉君）

すみません、では今の水道関係で同じく9ページの水道事業費、簡易水道建設費のことについてお伺いいたします。

13節委託料の身延中央簡易水道のところがあります。この中には梅平、塩沢の間の塩沢橋を横断する水道の工事は入っていますか。

○議長（福與三郎君）

遠藤水道課長。

○水道課長（遠藤庄一君）

発注をすでにしまして、工事をするようになっております。3月いっぱいには完成の予定であります。

○議長（福與三郎君）

望月秀哉君。

○14番議員（望月秀哉君）

そのことについて台風のと、個人的ですけども遠藤課長にお願いしてありますけど、工事の内容を、あのときお話をしたのは今まで橋の上流の橋げたに沿ってパイプがあったと。上から丸太やら流木が来て、橋へ水がかかるぐらいでしたから簡単に壊れてしまったんです。だから私は地域の皆さんとも話をし、橋の付け根の下流部分へパイプを通したほうがいいということで一応、課長にもお話をしておきましたけども、そのへんの内容をちょっと説明してください。

○議長（福與三郎君）

遠藤水道課長。

○水道課長（遠藤庄一君）

今回の発注につきましては、上流側ということしております。それはなぜかといいますと、取り出しの関係が上流側のところにありまして、それが下流にいきますと左岸側ですね、塩沢川のほうの河川のところに影響が出てくるということで、今の現状を、橋を利用させていただいて、吊り下げる位置を、地覆の近く、高いところへ上げて影響のないようにということで今回の発注をさせていただいております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑ございませんか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第24号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第25号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第26号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議事の途中ではありますが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時15分といたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時15分

○議長（福與三郎君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

議案第27号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

何点か質問したいと思います。

教育費が主なんですけれども、国民文化祭ということで、25年度に身延町では美術展、工芸部門、それから切り絵部門、かるた競技部門ということで、3つの部門について参加をするわけなんですけれども、こういうものはなんか、一時のお祭りだけに終わらせるのは、私はもったい

ないというふうに思うんですね。町民にとっても、やっぱり町の活性化につながるようなやり方を、実行委員会を立ち上げて具体的にこれからやられると思うんですけども、立ち上げたということでお話を伺ったんですけども、継続してやっていくような方法を私はとっていかないともったいないと思うんですけど、その点についてどういうふうにお考えなのかということと、今年から中学校の体育で剣道とか、それから柔道とかということで、予算書を見たら柔道に関わる予算があったので柔道を選んだのかなというふうに思ったんですけども、多くの保護者たちが柔道の安全の面について、すごく不安を持っているという話をお聞きしました。死亡事故も多くある中で、この安全性についてはどういうふうに対処されているのかということが1点。

それから昨日の教育委員長の表明では、給食の食材の放射能のサンプリングの検査をすることで、多くの保護者の方たちは安全については本当に心配をされているという声も聞いています。そういう意味で、給食の食材についてはサンプリングをしていただけるというのは分かったんですけども、子どもたちが日ごろ校庭なんかで運動したり遊んだりするわけですけども、県が機械を貸してくれて調査をしているというのはあったんですけど、校庭については今までしていたのか今後するのか。

それから保育園の園庭ですね。これもやっぱり小さい子どもが遊ぶので、それが心配なんですけども、保育園についても調査をしているのかどうなのかということでお聞きしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

佐野生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは国民文化祭についてですけども、お答えさせていただきます。

国民文化祭は県下挙げての文化の祭でございます、議員さんのおっしゃるとおり、これを機会に、またさらに新しいカルタ、それから切り絵等ございます。今後、文化的事業として私どももぜひ皆さん興味を持って今後もやっていけることを願っている次第でございます。また今後もこれを機会に文化の普及に向けて努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

近藤学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

お答えいたします。

平成24年度から中学校におきまして武道が必修化ということでございます。それぞれの学校におきまして、武道については例えば下部中学校であれば相撲を取り入れるとか、久那土であれば弓道、従来取り組んでいるわけでございますけども、それぞれの学校で取り組みをするという形になります。柔道につきましては現在、身延中学校のほうですでにこれを取り入れているわけでございますけども、今後につきましても指導等、十分安全に配慮する中で進めてまいりたいとこのように考えております。

それから校庭の放射線量の調査でございますけども、実は昨年度、寄附をいただいた機械で各学校をまわりまして調査した経過がございます。そのときのデータにつきましては、原発事故以前の数値と変わらない数値であったわけでございますけども、その後、寄附いただいた機械がちょっと精度が劣るといようなことで、ちょっと調査しておりませんけれども、県にお

きまして、毎日、放射能の空中線量のモニタリング調査をしております、そこらへんの数値につきまして注視して継続的に監視をしているという状況でございます。

校庭の空中線量の調査につきましては、今後、必要に応じてやっていきたいと思っておりますけれども、現状におきましては県で行っている調査結果、これをふまえながらその必要性等につきましては検討していきたいと、このように考えております。

○議長（福與三郎君）

稲葉子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲葉義仁君）

保育所の放射線調査でございますが、やはり教育委員会とも歩調を合わせながら早急に進めていきたい、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

国民文化祭については、実行委員会を立ち上げたばかりということで今後やっぱり、せっかくの機会ですから、住民にとっても町の活性化につながるような方策を立てていただきたいということで希望いたします。これは答弁はいりません。

それから柔道の安全性についてということで、これについてはいろんな研修とか、そういうところに、結構やっぱり行かなければいけないだろうし、それから経験者に来てもらうとかという、そういう具体的な対策がとれているのかどうなのかというのが1点と、それから放射能のことなんですけれども、これは毎日、新聞紙上で問題ないという、そういうのは見ているんですけども、北杜市でやっぱり水が流れていないようなところで、ちょっと高い数値が出たというようなことも現実に聞いていますので、空中と子どもたちが遊ぶ園庭とか、校庭でそういうスポットがあると思うので、そういうところはやっぱりきちっと調査を独自にさせていただきたいと。そして、それを公表していただきたいと思っております。市川ではなんか、そういうのをやっけていて公表しているということをお聞きしましたので、ぜひそれを進めていただきたいと思っております。

○議長（福與三郎君）

近藤学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

柔道につきましては、例えば投げ込みマットみたいなものを整備するという形は考えております。当然、指導者は経験のある指導者と、あと初めての指導というような状況であれば、当然そこらへんの研修につきましては、十分行うように学校との協議をしていきたいと思っております。

それから空中線量のモニタリングにつきましては、もう一度必要性につきまして検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

望月広喜君。

○13番議員（望月広喜君）

民生費について1点お伺いをいたします。53ページの児童措置費。

前年度から見ると3,800万円くらいの減額ということになっているんですけども、扶助費の中で23年度はおそらく児童手当ということで2千万円というような形になっていたんですけども、今度は子ども手当ということで2,400万円。なぜ名称が変わって、その金額が扶助費は、子ども手当は増えているんですけども、54ページの子どものための手当、前は子ども手当と単純に言っていたんですけども、その名称を変えたのと金額が前回としては、かなり減額になっている理由を教えてください。

○議長（福與三郎君）

稲葉子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲葉義仁君）

それでは、お答えいたします。

ただいまのご質問であります。23年度におきましては子ども手当ということで支出をしましりました。24年度からは基本的には子どものための手当ということになるわけでございます。そして6月に支給する分につきましては2月、3月は子ども手当と、6月には2月、3月、4月、5月を4カ月払うわけでございますが、2月、3月については23年度分の、24年3月分を支払うということで子ども手当という形になります。

金額の減につきましては、すでにご承知かと思っておりますが、10月からこの金額がだいぶ変更になりました。従来は15歳までの中学生まで、1人当たり1万3千円を月々支給してまいったわけでございますが、今度の改正によりまして、3歳未満と第3子の方は1万5千円になるわけでございますが、それ以外の方は1万円という形になります。そして、さらに今度は所得額の制限が加わりますので、24年度合計、減額となるわけでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

望月明君。

○2番議員（望月明君）

33ページの下の方ですが、農業体験用簡易宿泊施設整備工事設計業務というようなことで説明があったわけですが、農業振興あるいは定住等に非常に有効なプランだと思いますが、この施設はどこへ建てるような計画があるのか。また、建物の具体的な概要、あるいはどのくらいの予算を考えているのかというようなことをひとつお聞きしたいと思います。

それからその下に定住促進婚活支援事業、イベントファシリテーターというような業務について、どんな内容なのかを併せて説明をお願いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

それでは32ページの下の方の工事費に2,500万円計上してある農業体験用簡易宿泊施設の整備工事について、説明いたします。

こちらの建物につきましては、町内の空き家を町等に寄附していただきまして、町の所有にしてから、その空き家を改修しようと予定しております。これらにつきましては、予定では5棟

くらいをストックして、その5棟に対して1棟500万円くらいの費用をかけまして改修工事をし、住めるような状態にしたいと考えております。

なお、こちらのほうにつきましては2,500万円お金がかかるわけですが、そのうち国庫の支出金を1,250万円、県の補助金625万円、その他残りの625万円のうちの560万円は過疎債をあてながら建設したいと考えております。

続きまして、その上の委託料の中にあります定住促進婚活支援事業、イベントファシリテーターの業務委託なんですが、こちらにつきましては町内の若者定住と地域活性化のために人材育成研修で提案のあった婚活事業を23年度、役場のプロジェクトチームで検討した結果、3つの婚活事業を実施したいと考えております。その中で参加者の交流をしっかりと持つために、ちょっとプロのコーディネーターの方をお願いしまして、その3つのイベントの流れをその方にお手伝いいただくと、そういう形で1回5万円程度、3回の15万円を予定しております。こちらにつきましても、これから外郭団体の助成事業を受けながら15万円を町の一般財源ではない財源を充てるように努力したいと考えております。

その3つの婚活事業なんですが、トレッキングをして体験しながら婚活をすると。あと枝豆の収穫、草木染めの体験をする事業と、あと宿坊を活用しながら、また砂金取りを体験するような事業これらの3つを考えております。地域活性化ということなので、参加者には参加料をいただきながら、それぞれの体験のメニューのそれぞれの施設に使用料とか体験料をお支払いしていくような、そんなことを考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑ございませんか。

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

何点かお聞きします。

まずはじめに今年の予算の総額なんですが、79億2,040万円。昨年と比較して9.2%減ということですけども、昨年度というか、今年の3月の補正で補正後の金額が96億2,207万3千円なんです。そうすると、それと比較すると17.7%の減ということで、非常に縮小した予算であることが分かります。これは結果として、こういうふうになったのか。あらかじめ意図してこういうふうに縮小するというので、目的があってこういうふうな形にしたのか。その点を1点、お聞きしたいと思います。

それから細かい質問になりますけども、12ページ、ゴルフ場利用税交付金です。これは昨年度は1,700万円の当初だったんですが、補正があって1,400万円になったと。去年の実績は1,900万円、補正後ですね、なっているんですが、なぜこれがこんなに減額になっているのか、その理由をお伺いしたいと思います。

それからいろいろ細かいことをお聞きして申し訳ないんですが、28ページ18節の備品購入費の中で光通信多重化装置、ファイルサーバー、IP電話ゲートウェイ、こういうふうには私たちにはちょっと理解できないような言葉が並んでいるので、これの内容をちょっと説明してください。

それから各款ごとに光熱水費というのが載っています。この間テレビで見えておりましたら、東電の電気料を値上げすることに対して市町村が抗議に行っているわけですね、東電に。今年、

これがたぶん17%の値上げということで東電のほうでは要請を出していると思うんですが、この光熱水費を見ると特に昨年と変わっていないように思いますけども、あるいは減っている部分もあるようですけども、これは値上げ後に対処しようというのか、値上げされても払わないよということなのか、その点についてお伺いいたします。

それから69ページ、15節の工事請負費270万9千円で構内電話交換設備更改工事というのですが、これは昔あったのがちょっと使えなくなったのでというふうな話でしたけども、同じようなものを設置するのか、まったく今の電話では全然違う電話になっているので、自動というか、デジタル化されている部分が結構多いと思うんですけど、そういうふうなものにするんだと思うんですが、一応それを確認させてください。

それから、いろいろ言ってますみません。76ページの19節負担金補助及び交付金の中の下から3行目に富士川漁協補助金というのがあります。これは前にちょっと水道課長にお聞きしたんですけど、柘代川から水を取水するときこの補助金を払いはじめて今に至っても払っているのではないかと、この点をちょっと調べてくれということをお願いしてあるんですが、この補助金の内容について確認したいと思います。

それから91ページ、消防費の共済費で消防団員福祉共済というのがあります。304万円。これは消防協会の問題がいろいろと取り沙汰されておりまして、使い込みがあってということで、いろんな抗議があつたり説明会があつたりということなんですけど、これはそれにあたるのかどうかということと、町は消防協会の使い込みに対してどういう対応をとる予定なのか、その点についてお伺いしたいと思います。

以上8点ですか9点ですか、お伺いいたします。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

まず総体的な予算額でございます。

本年度79億円ということで、前年よりもかなり減額をされた予算になっております。これは偶然なのか、意思でそうしたのかというようなご質問なんですけども、当然、予算としては本町の規模ではできるだけ予算は縮減しようという気持ちは当然あります。それは行革等も併せた中でコンパクトにしていくということはこれは努力をしておりますが、たまたま前に詳細説明でもご説明をいたしましたけど、今年度は設計の委託料とか、そんなものがたくさん載っていて、平成25年度につきましては大きな工事費が出てくるというような年であったという、偶然性も当然あります。それらの結果で今回79億円という予算ができたというか、つくったという形になるかと思っております。

それからゴルフ場利用施設税の決算の額に対して、当初予算が少ないではないかということでございますけども、歳入につきましてはすべて少なめに予定をしております。これは経済状況等もでございます。例えば地方交付税なんか決算と同じだけ予算を盛ってしまえば、もし少なくなったときは町は赤字を出さなければならないということになります。欠損になってしまいます。したがって、すべて当初予算で計上いたしました歳入の関係もある程度、これは県とも相談をした中で満額を載せるということもございません。ある程度、例えば収納率なんか98%とか97%とかみるわけでございますけども、歳入の部分についてもそういう形の中で当初予算では低く抑えてありますので、ご理解を願いたいと思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えします。

76ページの負担金補助及び交付金の中の、富士川漁協の補助金についての33万円の内訳としましては下部の第1支部、第2支部へ併せて30万円。中富支部へ3万円ということです。このうちの下部の第1支部、第2支部への30万円ですけど、昭和50年代になりますけど、栃代川にヤマメの里振興センターを建設しました。そこでヤマメの養殖に対しまして流水の引き込みに、そのときの漁協さんの合意が必要ということで、この30万円が出てきたと記憶しております。

内容的には稚魚の放流とか支部の育成、あとは河川の清掃等を行っていくということでございます。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

依田福祉保健課長。

○福祉保健課長（依田二郎君）

それでは69ページを、工事請負費の構内電話交換設備更改工事ということで財政課長からも説明がありましたが、電子交換機が古くなって故障時にも対応できないということで全部新しくするという事です。電話機もデジタルの新しい電話機になる予定です。

以上です。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

それでは28ページ、備品購入費についてご説明いたします。

備品購入費の光通信多重化装置なんですけど、職員が仕事上作成した大量のデータ等を外に送る装置ということで、計算センター等にするための装置ということです。こちらは老朽化が激しいので、こちらを新しくしたいということです。

ファイルサーバーにつきましては、多くのデータを保管する機械ということで今、旧のファイルサーバーが故障しておりまして、それを新しいものに変え、データのバックアップのための補完として使いたいということで、こちらも壊れた旧ファイルサーバーを新しくしたいということです。

IP電話のゲートウェイなんですけど、こちらは庁内にデジタル通信により電話がたくさんあるんですけど、その中でゲートウェイというのは接続機器ということです。そちらが11台、やはり老朽化によりいつ壊れても不思議ではないと。そちらの機種をまた新しく買いたいということで、こちらのほうに予算計上させていただきました。

以上です。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

芦澤議員から質問のありました山梨県消防協会の使途不明金の問題でありますけど、この問題につきましては、昨年12月の中旬に発覚をいたしました。以後、山梨県消防協会のほうでその部分を調べているわけなんですけど、先ほど芦澤議員の説明にもありましたように、予算書の91ページの9款1項の1目の非常消防費の4節であります共済費であります。この消防団員福祉共済が定数条例にかける3千円が町から県の山梨消防協会へ納付し、山梨県消防協会をそれを日本消防協会に納付するはずだったんですけども、それがなされていなかったということであります。

このことにつきましては、2月17日に県の消防協会のほうから各市町村の担当課長等を集めて説明がありました。その席で山梨消防協会の専務理事のほうからの説明ですと、市町村から県の消防協会に納めた時点で契約が成立しているの、その部分については返還はしないというような答えでありました。このことにつきましては、返還について検討しているわけですけども、今言ったような県の消防協会の答えもありましたし、時効の問題もあります。このへんにつきまして、もう少し精査する中で今後対応していきたいというふうに考えております。

○議長（福與三郎君）

遠藤水道課長。

○水道課長（遠藤庄一君）

お答えいたします。

先ほど76ページの富士川漁協補助金ということでございますが、身延町簡易水道事業の中にもやはり富士川漁協への補助金ということで載っております。先ほどご指摘のありました下部簡易水道が昭和60年に工事を始めまして62年から取水を始めました。その際に富士川漁協下部支部との取水に対する補償費としまして、稚魚代として5万円を5年に一度の契約で支払いをするということで同意をしまして取水を始めたという経緯があります。5年に一度の契約が25年に解除されるということで、これにつきまして今後、稚魚の放流が今まで、あまりしていなかったということで解除していこうというような方向で支部のほうと協議をさせていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

電気料の値上げのことでございます。電気料、光熱水費でございますが、当然予算をつくるということでは、昨年11月に予算編成会議をして各担当課が予算を積み上げて、前年度の決算見込み等を勘案しながら、予算を作成いたしました。その後、予算がある程度、完成をした時点で、2月になりますけども、東電のほうから本町規模で大体700万円ぐらい、電気料が上がりますというようなお話をいただきました。これにつきましては、各電気料もどこの部分であるのか、どこへどういうふうに盛るのかということが大変難しい部分でございましたけども、今後、補正予算等々でまた電気料等も見えていかなければならないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

私が聞いたかったのは、はじめの予算の総額なんです、要するにはじめからこういうふう  
に圧縮しようということをやったのか。それとも結果としてなったのかということについては、  
たまたまそういうふうになったというご説明でしたけども、委託料が今年かかって、来年は工  
事ということになると、来年度の予算が大幅に膨らむということになると思うんですが、今年、  
町長選がありまして、今年が町長として4年目の予算ですので、そのへんで町長のご指示のも  
とに、こういう予算ができたのかということをお聞きしたかったのが1点です。

それからゴルフ場のことは分かりました。

あと補助金の問題ですけど、これは結局、稚魚の放流とかはなかったということで、実際には  
どういうふうには使われていたのかという、非常に私、前から疑問に思っていたんですが、  
その第1支部、第2支部の責任者の方はどなたであるのかということと、もし話が聞けるよう  
であれば私自身が直接お聞きしたいと思うんですが、またそれはここではどうかということ  
であれば、あとでぜひ教えてもらいたいと思います。

それから東電の電気料は、これはもう、さっきちょっと乱暴な言い方をしましたけども、  
17%アップということだとぶん700万円くらい増えるだろうということなんでしょ  
うけども、先日、市町村会の会長が抗議してその結果がどういうふうになったのかということと、  
それからもし今後上げることがもう明らかになったときには、やっぱりしょうがない支払うとい  
うことなのか、あるいは当然、支払うということなんでしょ  
うけども、もっと厳しく対応して  
いただきたいなというふうに思います。

それから消防協会の問題ですけども、これも今年こういうふうに予算が盛ってあるというこ  
とは、まだこの共済費を払わなければいけないということなんでしょ  
うけど、それが今後、十  
分に安全が担保されるのかどうかということを確認した上で、ぜひお支払いをお願いしたいと  
思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えします。

下部第1支部、第2支部の支部長さんの名前は今は分かりませんので調べて報告いたします。

以上です。

○議長（福與三郎君）

遠藤水道課長。

○水道課長（遠藤庄一君）

補助金関係でございますけども、平成23年度の第1支部の支部長さんとお話をさせてい  
ただきました。すでに総会が終わっているということで、新しい支部長さんはちょっと存じ上  
げませんが、そのときに協議をさせていただいた支部長さんは波高島の佐野幸晴さんでござい  
ます。そのときに過去の経過等をお話させていただきましたが、古いことはよく分からないと

ということで明快な回答はありませんでした。

以上です。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

当然、電気料が上がるということは役場としても、個人的にも納得がまいりませんけども、そういう請求であれば払わないというわけにはいかないと思います。また、先ほど言いましたとおり、その状況によりまして補正等をお願いをしなければならないかもしれませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

松浦隆君。

○5番議員（松浦隆君）

細かいところで大変申し訳ないんですが、2点ほど質問させていただきたいと思います。

高齢者の福祉費の中で、緊急通信システムの端末の保守業務というのが委託料で出ているんですが、これはどのぐらいの量で全部どういうふうな感じでやるのか。これはある意味では、お年寄りにしてみれば命を守るための本当に大事なものだと思うんですが、その保守点検というのをどういう程度やっていて、その状況によっては、その場で交換等々もしなければいけないと思うんですが、その内容を教えていただきたいというのが1点と、それから保育園の関係なんですが、西嶋、原、静川の3保育園で委託料として園舎の警備というふうになっているんですね。それに他の常葉、久那土は出ていないし、この園舎の警備というのはどうも内容が納得できない部分が、分からない部分なんだろうけども、そのへんの違いと内容も教えていただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

依田福祉保健課長。

○福祉保健課長（依田二郎君）

ふれあいペンダントは、今200、ちょっと数字があれですけど、230台ぐらいあるんですけど、一応220台ぐらいが貸し出しということになっています。故障した場合については交換して、その修繕をしてもらっているということです。そういう形で今はやっています。

○議長（福與三郎君）

稲葉子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲葉義仁君）

3保育所の警備委託料でございますが、これにつきましては機材等を取り付けましての警備ということになります。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○5番議員（松浦隆君）

ふれあいペンダントのことなんですが、そうするとこれはあくまでも保守の点検をこちらから出向くということではなくて、お年寄りの持っているものをその家庭にうかがって点検をし

てやるということではなくて、故障だよということになってはじめてやるという、その委託料なんですかね。そういうふうに今の答弁では理解したんですが、そうすると例えばお年寄りの中では、普段からしょっちゅう、ボタンを押されて緊急に行くということは当然こちらのほうにも負担がかかるわけですし、また何もなければ押さないわけですよ。具合が悪くなって押したときに、その機械そのものが故障していたでは意味がないんじゃないかなと。そのへんも含めて、例えば各家庭なりそのものを定期的にふれあいペンダントを回収して故障かどうかということもやるような必要が生じてくるんじゃないかというふうな気がするんですが、そのへんをもう1回お願いしたと、その園舎の警備、機器によってということは防犯カメラとかそういうことですよ。だと思んですが、そういうことでの委託料ということなんですが、そうするとその西嶋と原と静川だけなんですよ。久那土、常葉はどういうふうな形になるんですかね。今までこういうものを付けたという経緯的なものもあると思うんですよ。流れる的なものが、そのへんも併せて説明をいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

依田福祉保健課長。

○福祉保健課長（依田二郎君）

ペンダント、普通の場合はチェックしてもらっていますので、使えるかどうかというのは大丈夫、分かります。緊急時は消防署へ今いっていますが、今年からコールセンターというのを新しく作りまして、そちらのほうへ全部連絡がいくようになって、そこからまた協力員さんのほうに確認してもらうような形になります。そのための作業を24年度にする予定になっていますので、全部ふれあいペンダントの点検を確実にすることになっています。

○議長（福與三郎君）

稲葉子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲葉義仁君）

今の警備につきましては、中富地区におきまして従来どおりやってきたという中での、言わば戸締りに関係する警備でございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○5番議員（松浦隆君）

今の230台のふれあいペンダントがあるわけですが、434万円。それは1台1台計算しても相当な金額になるわけですが、ペンダントの数にすればですね。だけど今言ったような、これからやるということの中での予算ですので納得しますけども、そうはいつでもそういう点検を常にやっていただくような方向で進めていただきたいと思います。

それから今、やっと分かりましたけども警備の問題ですね。これは戸締りしているかどうかというメーカーの名前を言っているのか分からないんですけど、なんとかという会社に戸をちゃんと閉めてカードを差し込まないと警備の人が来るという、そういうシステムですよ。分かりました。こういうことをやるのであれば、例えばほかの保育園でも実施してもいいんじゃないかというような気がするんですが、そのへんもまた今後検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

答弁はいりませんね。

（はい。の声）

他に質疑はございませんか。

川口福三君。

○9番議員（川口福三君）

3点ほどお伺いいたします。

先ほど同僚議員からも質問がありました農業体験用簡易宿泊施設、これは説明ですと5戸分というようなことで民家の改修をされるというような説明でしたが、これは場所的にどこの場所の民家をやるのか。それからこの体験の内容ですね。事業内容はどのようなことを計画されておられるのか。

それから2点目が36ページの下部温泉駅の無人化に伴う負担金、これは70万円ですか。この70万円は結局、一括でこやった負担金として出して町としての関わりはどのようになるのか。観光課が中へ入って温泉郷のいわゆるPRといいますが、宣伝を兼ねたような形でもって今後の下部温泉駅を管理するのか。

それから46ページ、委託料の合併浄化槽の維持管理費が29万2千円。その下のほうに15節に工事請負金で237万3千円と謳っておられるんですが、これはいわゆる下水道の接続ですね。同じ施設であれば、この維持管理はどのような形でもって行うのか。

あとは68ページ、この太陽光発電について1戸当たり5万円というような限度額で補助金が計上され、30戸分で150万円が計上されておりますが、これがもし30戸以上に申請者が増えた場合、もう1点は町の施設として今も下部地区の公民館をはじめ建設されておられますが、町の施設への太陽光発電計画を今後もたれるかどうか、その点もお伺いいたします。

それから最後になりますが、漁協の関係ですが下部の支部へ30万円出されていると。そのいきさつについては私も漁協関係には長く席を置いておりましたから、ちょっと経過についてお話ししたいと思います。

中富にもたしか3万円の補助をいただいておりますが、中富の場合は合併を控えて、当時、合併する前は7万円支部として補助金をいただいております。しかしながら合併を控えてすべての補助金を見直そうということで3万円に切り下げたという経過がございます。そして下部の30万円については下部の第1支部、第2支部という連合会の中で旧下部町との覚え書が交わされてこられたと。ですからこの問題は過日も産業課の職員ともちょっとお話ししまして、合併をした以上は旧町の覚え書に対する効力というものがどういう形になるかなと。これはすべての問題に対して言えることだと思いますが、そうした流れの中で覚え書が交わされているというようなことにおいて、今現在も30万円が下部の第1のほうへ補助金として出されているという経過です。ですからこれは今も申し上げましたように、いわゆる旧町時代のそうした書類の効力というものが果たして今後どういう形でもって行政側として対応していくのか、これはやはり検討していく必要があるかと思っております。

以上の点について質問いたします。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

それでは32ページの農業体験用簡易宿泊施設の整備工事についてお答えいたします。

まず、どこの場所にある建物かということなのですが、これらにつきましては町内の空き家を町等に寄附していただきながら、町の所有物になってから改修したいと思っておりますので、これからあたっていきたくと思っています。

この事業なんです、町には空き家バンク事業というのがありまして、その空き家バンクにおきましては利用したい人が所有者と最初に契約を結んで住んでいただくわけですが、一応住所を持ってきていただいて住むという形になっております。そういう中で、まだ身延町に永住したいがちょっと試して体験しなければ永住の決め手にならないと、そういう皆さんに週末なんかを利用していただきながら今回改修した空き家を利用していただく中で周辺の農地もお貸しする中で、週末に身延町に来ていただきながら身延町の暮らしを体験していただくと。そういう中で、もしこれで自信がつけば空き家バンクのほうを紹介しながら、今度は空き家バンクで永住していただくと。その間のつなぎの施設として造ろうという、造ろうというか空き家を改修して貸していこうという事業であります。

以上です。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

76ページの富士川漁協の第1支部、第2支部の30万円につきましては、当時ヤマメの里の振興センター建設に伴う流水の引き込みということで、富士川漁協第1支部、第2支部、合わせて連合会長名での覚え書がございます。新町になりまして、その旧町のときの覚え書は新町に引き継ぐということで現在まで30万円のほうを支払っています。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺下部支所長。

○下部支所長（渡辺明彦君）

ページは36ページでございますが、下部温泉駅無人化に伴う負担金70万円の件でございますけども、この70万円を介在して町と実質的な受託者である観光協会がどのような関わりを持つかというご質問でございます。

この件につきましては、JR東海が簡易委託販売契約の相手先を町とするというふうに指定してきました。したがって、契約そのものは町が入らざるを得ないというふうな状況でございますけども、先ほど申し上げたとおり、直接町がこの事業を行うというのはどうかということで下部観光協会にお話をさせていただいたということでございます。

実質的な運営につきまして現在、観光協会が検討中でございます。その運営方法等がはっきりとしたところで町がその中に入り調整をして、委託契約を締結するというところでございます。事業に応じて応分の負担金を町も用意をするということでございますが、この70万円につきましては、先ほど申し上げたとおり年間所要額の2分の1、ただし上限を70万円とするというものでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

依田福祉保健課長。

○福祉保健課長（依田二郎君）

先ほどの47ページと49ページの合併浄化槽維持管理業務の委託と工事請負費の身延福祉センター下水道接続工事の関係ですが、一応センターの接続工事がいつになるか、これは同じものです。同じ福祉センターの関係です。工事がいつ完成するか分かりませんので予算化させていただいております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

樋川環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

ご質問の公共施設への太陽光発電についての今後の検討はということでございますが、今年度、身延町の公共施設何カ所か一応、検討をしました。和紙の里、身延本庁舎、道の駅等を検討しましたが、建物に対する重量が重いということで施設自体も考えなければならないということもございまして、今後またそのへんについて検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

川口議員の質問の下部支所長の答弁にちょっと補足だけさせていただきます。

36ページの下部温泉駅の無人化に伴う負担金70万円ですけれども、先ほど下部支所長の説明したとおりでありますけれども、この予算書作成時点の70万円につきましては、先ほど説明がありましたように委託を町が受けてやる場合のタイプが2タイプあります。受託販売の契約方法がAタイプとBタイプがあります。

Aタイプにつきましては、駅員が今の下部温泉駅の券売機等を操作して、例えば新幹線の乗車券とか予約券とかをやるタイプがAタイプであります。もう1つのBタイプは前もって切符を買い置きして、その切符を利用者に販売するというのがBタイプであります。この予算書の策定時点につきましてはAタイプのことで検討しておりましたので、先ほど言いましたように所要額の2分の1の上限70万円ということで70万円を予算化させていただきました。

ただ、これが場合によってはBタイプに変更になる可能性もあるということでありますので、そうしますとこの70万円を支払うということには変わりませんので、そのへんにつきましてはご承知おき願いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○9番議員（川口福三君）

今の質問に対しまして個々に答弁をいただきましたが、この最初の農業体験の宿泊に関しては、たしかそうしたモデルケースといいますか、そういうような形で先に1軒50万円をかけて改修されると。このあとにその募集方法、いわゆる年齢制限があるのかとか、それからもちろん定住を目的として本町に来られる方を対象にするわけですが、その体験されるにそうした制限をどのような形でもって考えておられるのか。

それから先ほどの下部温泉駅の問題ですが、これはたしかに今、答弁をいただきましたように内容的な問題というよりも、やはりこの委託料70万円、町として2分の1の負担金を出して今後の下部温泉駅の、いわゆる温泉郷としての特色ある駅づくりへの対応という問題もやはり考える必要もあろうと思うわけです。

それから、あとの浄化槽の管理費、あれはそうすると今年度だけというような解釈でよろしいわけですか。工事をしたあとは当然、浄化槽の管理はいらないと思いますが、結局これは同一の施設の予算だと思います。

それから先ほどの漁協との話、今、産業課長からも説明、答弁をいただきましたが、たしかにその覚え書が旧町時代のものがそうした内容で交わされているということですが、ほかにも今言う、そうした旧町時代からの覚え書といいますか、産業課だけではなくすべての面においてあるかと思えます。そのへんを新しい町になった以上は新しい町としての行政側として修正、または削除というような形で今後する必要があるかと思えますが、そのへんにおいても行政側でどのようなお考えでられるか伺います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

農業体験用簡易宿泊施設につきましては、貸し出し条件等については今後、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

依田福祉保健課長。

○福祉保健課長（依田二郎君）

福祉センターが下水道の接続になれば合併浄化槽の維持管理費はいらなくなります。

以上です。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

76ページの富士川漁協の補助金についてのお答えをします。

現在の下部第1支部、第2支部へ30万円払っております。その覚え書の内容につきましても流水の引き込みをしているということで、当時と今も変わっておりません。流水の引き込みはしております。今のところこの30万円については覚え書のとおりには支払う必要があるので計上したわけでございます。

今後につきましては、覚え書の内容が当時とどういうふうに変っているのか。これは第1支部、第2支部との話し合いを持たなければ、町としては覚え書になっている以上は支払わなければなりません。値下げとか廃止とかそういう方向につきましては今後、両支部とも検討をしなければならぬ事項だと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございますか。

川口福三君。

○9 番議員（川口福三君）

今の産業課長から答弁をいただきましたが、この漁協の問題は旧町時代にどういう経緯で、そうした覚え書を交わしたか分かりませんが、本来ですと常葉川にしても下部川にしても栃代川にしてもすべて漁業権は富士川漁業協同組合が持っているわけです。下部支部が持っているのではないんです。そうした基本的なことが分からないままに、いわゆるその地域の第1支部、第2支部でもって覚え書を取り交わされたと。ですから漁業権は今言う富士川漁協が三郡橋から下流県境までを各支流河川を入れて富士川漁協が漁業権を持っています。取水権はありません。ですから、そうした点を法に従って行政としても対応する必要があると、こう思うわけです。ですから下部、たしかに第1支部、第2支部ありますが、なんら支部はあっても権利はないわけなんです。漁業権もなければ水利権もないと。富士川漁協としての第1支部、第2支部としての支部の存在は認めますが、いわゆる権利そのものは富士川漁業協同組合が持っているということで認識していただいて、今後のそうした対応を考えてほしいと、こういうように思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

川口議員さんにはありがとうございます。いろんな当時の成り行き等をもう一度調べまして、この問題には対処していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑ございますか。

穂坂英勝君。

○11 番議員（穂坂英勝君）

当初予算、財政基盤の脆弱な本町において大変な苦勞な中、作成したという予算案に対して一言もふれないうるのもいかなものかなと思う観点と、先ほど同僚議員の質問とダブる点があることをお許し願いながら3点ほどお聞きいたします。

まず約79億2千万円の予算総額でございます。まず1点は非常に財政が脆弱な本町であることは共通認識で皆さんも当局も持っておられます。その中で私は本町の身の丈合った財政規模、どう多く考えても考え方はいろいろな角度からですからそれぞれの方が違うと思えますけれども、私なりに考えると、いくら多くても70億円が天だろうというふうに考えておるところです。だけでも予算作成上はそんな70億円が身の丈に合っているからといって70億円にするわけにはいきません。当然それ以上になったりするわけですが今、財政課長に1点お聞きするのは財政課長、今、当局の考え方は身延町の予算規模、今の財政状況、人口の減が加速している本町の状況、それから税収を今は景気が低迷しているからうんぬんだなんて言うけれども、景気が回復しても本町の税収が上がるなんてことはとても考えられない。そういう現状、そして加えて交付税の算定方法と交付税が減り続けていく。そのことを勘案したときにたまたま国保特会がああいう形になってしまった理由はまったく収入が少なくて払うほうが多いだけの話でああいうことになってしまっている。身延の財政の流れもまったく同じような流

れが今、起きていることはたしかであります。そういう点で財政課長、今、身延町の本当の正直なところは財政規模がどのくらいだとお考えになっているか1点お聞きします。

そういうことを踏まえながら今現在この当初予算が決算ベース、予算現額がどのくらいになるか予測がつきませんが、おそらく今、80億円ですから、今年と同じような流れでいっても90億円近い、なるかならないか分かりませんが、これはまったくあてずっぽうな話ですけども、補正が5、6億円は毎年、計上されてくるもの考えたときには、なるかどうかも分かりませんが、そういうベースになっていくだろうと。そのときにやはり経常的な経費を減らさない限り予算規模の縮小は考えられない。それで町長も行政改革実行プランという名前で立てて、その中で要するに行財政改革と書いていますけども、行革が伴うものをふまえて、その行革を具現化する予算のほうです。この予算案というのは、その町長のお考えになっている行革を具現化したものが、この予算案に表われていると私は考えています。

そういう点で行革を進めてきた内容がどのへんで、この中ではどのへんに1点でも表われているというような、私ども素人が見るとなかなかそれは分かりません。お考えになっていることは普段の町長とお話の中で、会話の中でよく分かっているんですけど、この予算案を見たときにはよく分かりません。その点が行革を推し進めている中身、もしかするとプランそのものが甘いのか、あるいはなかなかプランを実行できない状況にあるのか、この点を2つ目にお聞きします。

そして3つ目に、ではこの予算案の中で今年この議会の町長の施政方針の中には、いつも言ってくる言葉で1つだけ、お聞きできなかった面があります。町の再生を中部横断道、インターの設置でそれを契機にそれに最大の期待をかけていると。それを契機に町の活性化を考えていきたいということは常に言っておられました。議会の中でも私もインターの設置に伴う、それに向けた町の活性化策、計画それはとくに示すべきものではないかなということを示し上げて、そうだというお答えもいただいておりますけど、この予算案の中では、そういうものはまったく見えてこないというのが1点。

それから先ほども散々いろいろお話になっておりました定住促進あります。空き家バンクを踏まえた施策がありますけども、定住促進、大変ご苦労をかけておりますけども、定住促進というのであれば4軒とか5軒それが悪いわけではありませんけども、そのもので今の人口減の戸数が減っていくものに対して4軒、5軒の施策では促進なんてことは言える話ではないかと。だから考えている点で促進策が駄目だといっているわけではありませんけども、そんなことで定住促進なんてものは考えられないわけです。

以前、この議会の中で私も提案は申し上げたつもりですけども、まず住民に一番、今までの経験の中で一番、ちょっと定住をされていく人間を確保できたのは分譲住宅であったように私は思っております。町が取得して、それを住宅がほしい住みたい人に売るという形、これを用地の買収等いろんなことで断念はした経過があります。それはそれでまったくしょうがない話でございますけども、それは継続するというふうには場所は問いませんが、議会の中で私もご答弁を聞いておるんですが、この予算案の中ではまったくそれは見えていない。悪い言葉でいうと消えてなくなってしまったのかなという点1点お聞きします。

あと、もう1点は行政改革が町長が悩みながらいろんなことをやっていたいっているんですが、行政改革を進める中で1つ、保育所の問題を担当課が審議委員会でしようか、設けて検討をずっとしてきているやに聞いておりましたが、その件がどうなってしまったのか。予算案の

中では見えてはきません。行革はそのへんが行革の最も重要な点であるという考え方から、その点をお聞きしたいと。普段の皆さんと町長との話の中では大変なことだよなという町長のお答えは聞いていますけども、その聞いているのをふまえて、お尋ねを3点させていただきます。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

1点目の財政規模についてでございます。

合併以来、合併当初は100億円近くの予算でやってきたものがここまで減ってまいりました。これはわれわれもできるだけ縮減はしていこうという努力はしてあるわけでございますけども、現在79億何がしという規模になったということで、現在、今の時点での身の丈に合った財政ということであれば、その79億円が今の本町の財政規模だと私は考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

稲葉子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲葉義仁君）

それでは穂坂議員の保育所の行革といいますが、そのことについて担当課長より話をさせていただきます。

前にご存じのとおり配置等検討委員会がございまして、おととしの11月にその検討委員会の中での意見を町長に具申し上げたところであります。その中では今後、統廃合にかかる部分について慎重審議の中でいろんな話を聞くようにというふうな、たしか具申だったと記憶しているところでございます。

たしかに穂坂議員さんがおっしゃるとおり来年度、24年度の町立保育所の園児の数を見ますと大体90人ぐらいになりまして、一番少ないところは10人程度になります。この23年度におきましても若干、保護者の皆さんとも今後の該当する保育所のあり方ということで協議をさせてもらっていた経過もございます。今後25年また26年、今後の保育所、どの保育所にも該当するわけでございますけども、やはり園児が減少するという中において保護者の皆さんや地域の皆さんと保育所のあり方等についてよく検討をしてみたいと、そんなふうに思うわけでございます。そして園児にとってこういった規模の保育所が最も園児を伸ばせる環境なのか、そのへんを基準にしながら今後考えていきたいと、そんなふうと考えております。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

定住促進対策につきまして、議員おっしゃるとおり宅地分譲事業は非常に重要な施策だと思っております。今回、平成24年度の当初予算にはそのあたりのことが具体的に計上されておりませんが、方針としましては町の遊休、町が所有しております遊休の宅地、また今年度、平成24年度で公共施設の解体を考えている施設があります。その跡地の利用、さらには具体的な宅地分譲の用地はどのあたりがいいのか、今年度具体的に検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

中部横断道の開通に伴う活性化策。  
丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

中部横断自動車道の活性化策につきましては、常々お話しさせていただいておりますが、定住には働く場所の確保、これが非常に大事だと思っております。特に本町では、非常に誘致企業等、条件が非常に悪い。そういう中で誘致企業も今後検討してまいります、できるだけ甲府市周辺や静岡市周辺等に中部横断自動車道が完成することによって、そのあたりが通勤圏になると思われます。できるだけ早く、中部横断道に乗るためには活性化インターがなるべく近くにあるほうがいいということで、活性化インターも今、強く要望しているところです。

先ほどお話をしたように、とにかく働く場所は外に確保しながら町内に住む場所を町のほうで施策として考えていきたい。やはり活性化インターの近くにできるだけ、その宅地分譲も可能であれば、今年度中にいろんな候補地を選定していきたいと考えております。

その他さらに具体的な活性化策等がありましたら、議員の皆さんのいいアイデア等がありましたら政策室のほうにお声掛けいただきたいと思っております。

なお、町には中部横断道の活性化のプロジェクトチームもあります。こちらのほうも今、今月中にも開催の予定で決まっております。また山梨県全体におきましても、中部横断道の活性化協議会がありまして、そちらのほうでもいろいろな活性化策を打ち出しております、それらと連動しながら、また具体的に検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

決算規模、それから行革等の関係で付け加えさせていただきます。決算規模は当初90億円ぐらいというようなお話でしたけども、これは当初予算で79億円ということで、予算をつくって住民の方からのいろいろな要望等が実現していかなければならないので、これからも増えていく可能性はあるわけですが、いくらになるのか分かりません。行革、それから経常経費の支出はたしかにそのとおり、経常経費を削減していかないと予算やそういうものは減ってまいりません。これにつきましては、人件費やそれから経常支出というのは施設の管理等の経費も含まれておりますので、行革や定員管理等でこれから努力していくわけですが、前年度との各予算項目の差が行革等を進めていく内容で、その成績というか形だということでご理解を願いたいと思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

穂坂英勝君。

○11番議員（穂坂英勝君）

質問の順序に、もう一度お願いしたいと思います。

今、財政課長がおっしゃるとおりで、財政課長の言っていることにまったく間違いがありませんし、予算を立てて、この規模がここに合っていないよなんてお答えがあるわけがありませんし当然なんだけど、心の中である日突然、一般家庭でいえば収入が途絶えたときに、どう

しようといって予算を縮小するなんてことはできませんよね。今この予算だって、町長、何もできない何もない、どうにもならないよと口癖のように言いながら策定した予算です。例えば今、交付税が40何%の依存率、これがどんどん減らされていった、収入がなくなった、税収も今が構成比で15%ぐらいの歳入となっています。これも減る、それから人口もある日突然減るではないんですよね。どんどん減っていくという中で、あるときに予算を策定するのに、これしかできないよというときがきたときにも、やっぱりときの執行者は前年対比どのくらい縮めるかしか方法がなくなってしまうだろうと考えられます。

そういう意味合いで考え方をお聞きしたというのは、そういう意味合いです。お答えになっている内容はまったくそのとおりでありまして、私のほうでこれ以上お聞きする必要はないと思いますけども、そのことも行政の皆さん、各課長さんたちも予算を減らせとっている中身が何を減らせとっているかということを経常的経費、いわゆる一番減らさなければならないのは公債費、補助費、人件費、これが経常的な経費の最たるものであります。これを減らすことが不可能で、今こうやって悩んでいるわけですけど、その点を意識しながら本当に分かっていて、今、財政課長は分かっていて答えてくれたはずですよ。分かっていてほしいと思ひまして今のご答弁ありがとうございます。

2点目の中部横断道の活性化策というのは今、政策室長がお答えになったような意味で申し上げたわけではありません。インターをほしいというときに、こうこうこういう活性化策をつなげるんでほしいと言ったはずですよ。県の活性化協会がどうのこうのなんてそんな大きなこととはどっちでもいいんです。身延町のインターができれば、ここはこうするために、この地域はこうするためにインターが必要だといっているわけですから、こうするために、こうこうするためにという、そのものが見えていないから早く活性化策、とんでもない話を例え話にすれば、では飯富病院ここでは救急患者が間に合わないから、あっちにインターのところに移したらどうだという、これはとんでもない例ですよ。当てはまらない例ですけど、そういう策、観光振興のためにはどういうことをインターの設置とともにこういうことを考えられるということ、やっぱり住民に知らせないといけない義務があるかと思うんです。

町長も今回は施政方針の中にありませんでしたけども、常日ごろ、ほかにはない、リニアが開通したときにということを書いてきているわけですから、それも1つ、よろしく願いいたします。そういう意味合いということをお承知してください。

それから定住促進、これはおっしゃっているとおりですけども、本当にその場所を継続したんならば、やっぱり予算ももっと具現化してほしいかと思うんです。

保育所の問題も今言ったとおり、ある日突然できるわけがない話ですから、長年かけているわけですよ。やっぱり、ある意味でこういうふうになってきたということ、具現化してきた内容がこの予算書の中に表れていないから申し上げたので、今、統合しろとか廃止しろということを書いているわけではありません。そのへんもご理解いただきたいと思ひます。

長くなりました。よろしく願いいたします。

○議長（福與三郎君）

他に質疑ございませんか。

（なし）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

次に議案第28号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

国民健康保険特別会計予算ということで、今年この前の臨時議会で値上げ、23年、24年に続いて値上げがありまして、先日、国民健康保険税、税率改正のお知らせということでお知らせがきまして詳しくいろんなことが書いてありました。

ケースということでいくつかありまして、例えば課税所得200万円で3人家族で現行との比較で7万2千円増額。それからケース3では課税所得250万円4人家族で現行との比較10万2千円ということで、5万2千4,600円というような課税でした。これ以上の税率改正はできないということで、どういう対策をとるかと前々から私は予防に力を入れたり、不安を解消したりということでいろんな対策をとる必要があるというふうに言っていたんですけども、今年予算を見ましたらその保健事業費というところが昨年よりかなり減っていて、具体的には疾病予防費がゼロになったり健康推進事業費がゼロになったり、担当はやっぱり本当に厳しい予算ですから大変だとは思いますが。この中で予算をつくっていくにはどこを削っていくというふうな思いがあって削っているんだと思うんですけども、それはそれで気持ちは分かるんですけども、こういう基本的なところはやっぱりきちっと、載せるところは載せて、それでなおかつ、どうしたらもっと効率よくできるのかということを考えていかないと私は追いつかないんじゃないかなというふうに思うんですね。

もちろん福祉保健課も一生懸命やっているし、この国民健康保険の担当者も一生懸命やっている、そのところのうまい組み合わせというんですか、それを2つに、もうちょっと効率的に町民に分かるようにしていかないと医療費はなかなか下がらないんじゃないかなというふうに思います。

もちろん生涯学習課とか、そういう連携をとる中で健康増進に努めたりと、いろんな方策があると思うんですけども、今回の予算にはなかなか危機感というか、そういうものが財政面からいって大変だというものしか伝わってこなくて、ではどういうふうにしていくのかというのが私には伝わってこないような気がするんですけども、予算を立てるにあたってどういうふうを考えて、こういう疾病予防がゼロ、健康増進事業費がゼロということで予算になったのかということでお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

佐野町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

今の予算絡みということでお答えさせていただきます。

予算的には当初予算の18ページにあります8款の保健事業費の中に疾病予防費、健康推進事業費という形で昨年度まで計上させていただいたものであります。

まず疾病予防費についてでございます。これにつきましては、今までレセプトの点検という形で紙ベースで町で送られてきたものを点検しておりました。しかし昨年、23年度より広域連合、国保連合会においてシステムが稼働したという形で、昨年の途中からなんですけども、電子化が進みまして、国保連合会においてチェックをしていただき、こちらのほうへ報告をしていただくということになりました。それに基づいて今回の疾病予防費については、ゼロになっております。

ただし、レセプトの詳細のことをつかんでいかないとできないということで、今まで2名いていただいたんですけど、2名までは必要ないという形で1名に4月以降させていただき、その1名の国保連合会から送られてきたレセプトの内容、そして町でその不足分を整理、チェックした内容を保健師さんと綿密にお知らせする中で、疾病予防に結びつけていきたいというふうに考えております。

今までも当然やってきたんですけども、電子化に伴って効率がよくなっていくとは思っておりますけども、やはり末端で使うのはここでいかにその結果を使うかということになりますので、私たちのほうも直接はレセプトは見られないのでその結果を十分把握する中で努めていきたいと考えております。

また健康増進事業でございますけども、これにつきましては各種の教室を行っておりまして、報償費を払っておりました。これにつきましては、今までたぶんいろんな国の補助金とか県の補助金等の中でやってきたのかなとは思っておりますけども、今回ちょっと厳しいということで、一般会計の事業として取り込んでいただいたものでございます。

これにつきましてもリズム体操、太極拳教室、気功教室、床運動というような形で今までおりやっていただけという形ではおりますけども、いずれ当然、国保事業として町民の皆さまの健康について推進していくことはやっていかなければならないことでもあります。お金がないからといってやらないことはありません。ですから今後につきましてもPR等をさせていただくというような形で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

今、話を聞いていたんですけども、やっぱり今までそういうふうにレセプト、疾病予防費、レセプトの予算だったというふうに思うけども、ただ疾病予防のためにレセプトだけじゃなかったのかというと、そうではないと思うんですね。もっといろんなことをここですべきだったし、それから健康増進事業にしたって特定健康診査の事業にしたって、今までは駄目だったんだから、もっといろんな方法がないかということを考えて予算を増額するぐらいにしていかないと、今までがそれで駄目だったんだから、では新たに何ができるのか。もちろん、ほかのところと連携を組んで予算を削減するということは大切かも知れないけども、基本的にここに国保でやらなければいけないことは載せるという、基本はやっぱりここに載ってもらわないと、私は運動は進んでいかないんじゃないか。では責任がどこにあるのかなというふうに考えたときに、やっぱり国保でやるべきことはきちっと国保でやるということをしていかないと、なかなか進んでいかないんじゃないかなという思いで、予算を見たらこういうふうに減額になっていたの、今までは違う観点で進めていくべきではないかなということで、そういう思いで言ったんですけども、もちろん予算がないというのは分かっているし、大変な作業をしているということは分かっているんですけども、やっぱり基本的なところは抑えておかないといけないんじゃないかなというふうに思うので、それについては私ちょっと今の答弁だと不満なんですけど。

○議長（福與三郎君）

佐野町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

今後につきまして、今、議員さんも言われたように予防という形でありますけども、保健師さんを中心にやっております、まず医療費を減らすには健診を受けてもらうのが一番の基本というふうに考えております。福祉保健課の保健師さんともやはり今年は特に健診率をアップしなければならない、していきましょうというようなことの打ち合わせもしました。やはり目に見えない、お金としては出ていませんけども、お互いに保健師さんと私たちの課と協働する中で一歩ずつ皆さんに国保の現状も訴えていながら、いかにしたら医療費を減らせるか。今、身延町はこれだけ高いんですよというような訴えもしていきたいなと考えております。

とりあえずは各地域のイベント、地域といっても町の主催のイベント等に参加させていただき、国保の医療費の状況、高いです、ジェネリックに変えてくださいというようなことから一歩ずつ進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑ございませんか。

（ な し ）

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議事の途中ではありますが、昼食のために暫時休憩といたします。

再開は1時でございます。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（福與三郎君）

それでは休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

午前中に議案第27号について、産業課長のほうから穂坂議員、芦澤議員の質問にお答えできなかった部分がありますので、ここで先に答弁をしていただきます。

竹ノ内産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

午前中に議案第19号の、身延町一般会計補正予算(第7号)のうち26ページの6款の1項4目の19節の負担金補助及び交付金の中に県営中山間地域総合整備事業の質問にお答えいたします。

平成23年度までの事業費の進捗ですが、21.7%の進捗をみております。町の負担金が平成21年度から始まりまして23年度まで1億163万3千円でございます。

以上でございます。

続きまして議案第27号の平成24年度身延町一般会計予算中、76ページの19節負担金補助及び交付金の中の富士川漁協の補助金に対して、富士川漁協の地区の代表者の名前ということで申し上げます。

今は支部という言葉は使っておりませんで、今は下部第1地区長と申します。地区長さんは市之瀬の高野五郎さん、第2地区長が三沢の伊藤静夫さんです。そしてこの両地区の連合会ということで、連合会長さんに下部の草間克六さんということでございます。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

引き続きまして、議案第29号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

後期高齢者医療特別会計予算について質問をいたします。

これは広域連合ということで、なかなか詳しく分からないんですけども、保険料のところでは人数は言っていたんですけども、大体どのくらいの値上げになるのかということと、それから人数の推移と、それから医療費がどうなって、医療費が上がっているからこういう状態になるんだと思うんですけども、その人数の推移、それから広域連合ということで、なかなか町の独自のものというのではないと思うんですけど、国保と違って75歳以上となると、かなりの方たちが病気を抱えていると思うんですね。もちろん予防も必要で早期発見・早期治療も必要なんですけども、この後期高齢者の場合はその重症化しないためにどうすればいいのかということと、健診が出てくると思うので、そのためにどういう努力をされているのかということで2点お聞きしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

佐野町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

後期高齢者医療制度ということで、今、おっしゃったとおり広域連合という形で平成20年から始まっております。今回、保険料率の改正という形で決まっております。今回の予算についても上がったもので、連絡がありました数値を載せてあります。

値上げの金額なんですけども、均等割額が今までが3万8,710円でした。新しく24年度、25年度ということで3万9,670円という数字になります。960円、均等割につきましては上がっております。あと所得割につきましては今までが7.28%、そして今回の改正で7.86%と0.58%になっております。

あと広域の資料をもとに今お話をさせてもらっていますけども人数の推移でございます。平成20年度、始まった当時は3,811人、身延町の被保険者数でございます。そして21年度が3,779人、32人減っております。そして22年度が3,722人、57人減っております。23年につきましては、まだ現在の状況でしか言えないんですけど、12月の診療までの被保険者数で平均でありますと3,638人ということで84人減っております。

あとは医療費の関係ですね。医療給付費という形で20年度が22億4,257万9,325円でした。1人当たりになりますと58万8,449円。21年度につきましては、給付費が26億645万3,440円。1人当たり68万9,720円で10万1,271円と1人当たりでは増えています。そして22年度につきましては26億6,994万9,844円、1人当たり71万7,342円。対前年で2万7,622円という形で増えています。人が減っているにもかかわらず1人当たりの医療費は増えているという状況でございます。

参考までに県内27市町村で順位というのがありまして、身延町は平成20年度は19位、そして21年度は15位、22年度は13位という形で悪いほうに伸びてしまっている状況でございます。

あと広域連合という形でやっておりますけども、重症化という形でしておりますけども、医

療費が伸びているというのが現状でございますけども、やはり国保と同じように健診をしていただき、早めの早期治療に基づいたことをしていってもらいたいということで、特定健康診査という形でやってもらっております。ただ、今まででも国保と同じような形で呼び掛けという形でしておりましたので、これからにつきましても国保からも拠出をしておりますので、国保が大変な原因もこの後期の皆さんへの拠出金も増えているというのも一因だというふうに思っております。やはりこの共通の医療費をいかに下げていくかというのが重大なことだと思っておりますので、後期高齢、75歳以上の方におかれましても医療費を下げていただくようなことをしていきたいと。アピールをしていきたいなということは思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第30号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第31号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第32号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

草間天君。

○8番議員（草間天君）

7ページの簡易水道、水道使用料の湯町簡易水道についてお伺いします。

水道管布設工事に伴う各戸接続工事等について、水道課の文書において水道料金について口座振替しかできないように書いてある文書がまいましたけども、水道料金は口座振替しかできないのか。それと加入金のことについても、水道組合とどのように話し合われて、何件免除になって何件加入予定であるかお伺いします。

○議長（福與三郎君）

遠藤水道課長。

○水道課長（遠藤庄一君）

お答えします。

湯町簡水の給水開始に伴うご質問だと思いますけども、湯町簡水につきましては平成24年4月から給水を開始するというので何度か通知を出させていただきまして、最終段階に入っております。

その内容につきましては、料金の徴収については口座振替等をお願いしたいという文書はこちらのほうで各戸に通知をさせていただいたところではありますが、すべてが口座振替ということではありません。都合によってできない方には納付書納付というようなことも考えておりま

す。

それから加入金のことでございますけども、湯町簡易水道の状況であります、地区別にいきますと現在、給水区域のエリアを広げまして湯町地区は126件、それから雨河内地区が56件、廻沢・島地区はこれから接続というようなことで給水の申し込みをしていただくと。この廻沢、島地区は・・・失礼しました。島地区は13戸で、これは現在、湯町簡水に入っております。廻沢簡水につきましては、これから給水の申し込みをしていただくということでエリアを拡張した部分でございますが、以前の加入、湯町簡水への加入について湯町簡易水道組合との加入について締結をしたものがありますので、その部分について免除という形になっておりまして、これから新しく加入する部分、島地区あるいは湯町簡水ではない雨河内地区につきましては負担金をいただいて加入をしていただくということですが、すでに雨河内地区については全額、各戸からの加入金はいただいているというような状況であります。

以上です。

○議長（福與三郎君）

草間天君。

○8番議員（草間天君）

この文書によりますと接続後、水道使用開始届を水道課まで提出してください。それはいいです。その次ですね、水道料金につきましては口座振替とさせていただきますので、本日、預金口座振り替え依頼書の用紙を同封しております。必要事項を記入し、該当する金融機関へ直接提出してくださいということが書いてあるんですよ。そしてどこにも、ほかの料金の支払いでいいということは書いていないんですよ。この文書が間違っているということで解釈してよろしいんでしょうか。

○議長（福與三郎君）

遠藤水道課長。

○水道課長（遠藤庄一君）

間違っているということではなくて、できるだけしてほしいという願いの中で徴収業務、口座振替を身延町全体、今、町営化されているところにはその願いをしています。納付書納付をしている方にもできるだけお願いをしたいということもありますので、湯町地区もこれから始まる給水開始、あるいは料金徴収については口座振り替えという意味合いでそう書かせていただきました。

以上です。

○議長（福與三郎君）

草間天君。

○8番議員（草間天君）

お願いと、その希望的観測とは違うんですよ。これ。それでこの文書を配布するにおいても行政連絡員に配ってくれと。これは行政連絡員の仕事なんですか。その点も併せてお伺いします。

○議長（福與三郎君）

遠藤水道課長。

○水道課長（遠藤庄一君）

これは湯町簡易水道のたつての要望で簡易水道にしてほしいということが区からの要望であ

りました。これについて区のほうも全面的に協力をしましょうということで区会の中で話がされていると思います。各理事会ですか、ある中で配布をして、できるだけスムーズにということなことを区長から言われましたので、そのようにさせていただいたということであります。

○議長（福與三郎君）

3回目ですけど、最後にしてください。

その他、質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第33号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第34号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第35号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第36号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第37号から議案第48号までについては一括質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第37号から議案第48号までは一括質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第49号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第6号、議案第12号から議案第26号までと議案第37号から議案第48号までの28件につきましては委員会付託を省略して討論・採決を行いたいと思いますが、これにご異

議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、以上の28件につきましては委員会付託を省略して討論・採決を行うことに決定いたしました。

日程第2 提出議案に対する討論を行います。

議案第6号について、討論を求めます。

討論はございませんか。

(なし)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第12号について、討論を求めます。

討論はございませんか。

(なし)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第13号について、討論を求めます。

討論はございませんか。

(なし)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第14号について、討論を求めます。

討論はございませんか。

(なし)

討論がないので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第15号から議案第18号までについては一括討論を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第18号までについては一括討論を求めます。

討論はございませんか。

(なし)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第19号について、討論を求めます。

討論はございませんか。

(なし)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第20号について、討論を求めます。

討論はございませんか。

(なし)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第21号について、討論を求めます。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第22号について、討論を求めます。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第23号について、討論を求めます。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第24号について、討論を求めます。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第25号について、討論を求めます。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第26号について、討論を求めます。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
お諮りいたします。

議案第37号から議案第48号までについては一括討論を求めたいと思いますが、これにご  
異議ございませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

よって、議案第37号から議案第48号までについては一括討論を求めます。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第3 提出議案に対する採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第6号 身延町防災会議条例の一部を改正する条例については、原案のとおり  
可決決定いたしました。

議案第12号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第12号 身延町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第13号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第13号 身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第14号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第14号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更については、原案のとおり可決決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第15号から議案第18号までについては一括採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第18号までについては一括採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、

議案第15号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定について

議案第16号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定について

議案第17号 身延山駐車場の指定管理者の指定について

議案第18号 総門駐車場の指定管理者の指定について

は原案のとおり可決決定いたしました。

議案第19号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第19号 平成23年度身延町一般会計補正予算(第7号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第20号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第20号 平成23年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第21号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第21号 平成23年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第22号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第22号 平成23年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第23号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第23号 平成23年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第24号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第24号 平成23年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第25号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第25号 平成23年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第26号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第26号 平成23年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第37号から議案第48号までについては一括採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

よって、議案第37号から議案第48号までについては、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、

議案第 37 号 平成 24 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第 38 号 平成 24 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第 39 号 平成 24 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第 40 号 平成 24 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第 41 号 平成 24 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第 42 号 平成 24 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第 43 号 平成 24 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第 44 号 平成 24 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第 45 号 平成 24 年度身延町西嶋財産区特別会計予算について

議案第 46 号 平成 24 年度身延町曙財産区特別会計予算について

議案第 47 号 平成 24 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算について

議案第 48 号 平成 24 年度身延町下山地区財産区特別会計予算について

は原案のとおり可決決定いたしました。

日程第 4 提出議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

お手元に配布いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布しました議案付託表のとおり各常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

大変にご苦労さまでした。

○議会事務局長(秋山和子君)

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時35分

平成 2 4 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 7 日

平成24年第1回身延町議会定例会(3日目)

平成24年3月7日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	野 島 俊 博	2番	望 月 明
3番	河 井 淳	4番	芦 澤 健 拓
5番	松 浦 隆	6番	深 沢 脩 二
8番	草 間 天	9番	川 口 福 三
10番	渡 辺 文 子	11番	穂 坂 英 勝
12番	伊 藤 文 雄	13番	望 月 広 喜
14番	望 月 秀 哉	15番	福 與 三 郎

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	赤坂次男
会計管理者		串松文雄	財政課長	笠井一雄
政策室長		丸山優	町民課長	佐野文昭
税務課長		佐野勇夫	身延支所長	千頭和勝彦
下部支所長		渡辺明彦	教育委員長	千須和繁臣
教育長		佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課長		佐野正美	福祉保健課長	依田二郎
子育て支援課長		稲葉義仁	建設課長	藤田政士
産業課長		竹ノ内強	土地対策課長	滝戸文昭
観光課長		熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課長		遠藤庄一		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 秋山和子

録音係 依田光太

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（秋山和子君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（福與三郎君）

本日は大変にご苦労さまでございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の通告者は5名であります。

順番に発言を許します。

まず通告の1番は野島俊博君です。

野島俊博君、登壇してください。

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

通告に従いまして、一般質問を行います。よろしくお願ひいたします。

今回の私の質問で取り下げの件がありますので、発言をお許しいただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

（はい。の声）

一般質問要旨の中で、福祉問題について、1番、身延町において高齢者は今後どのように推移していくかと考えているのかを伺うとありますけども、これにつきましては、先の全員協議会で福祉保健課長から説明を受けておりますので、これは取り下げをいたします。

もう一つですけども、4番の介護・後期高齢者医療保険料引き上げについて伺うということがありますけども、これにつきましては町長の施政方針でふれられておひまして、よく分かりました。また昨日の質疑の中でも、私の求めている答弁がありましたので、これを取り下げたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、入ります。

冒頭でありますけども、3月11日、東日本大震災、あの日を忘れない、死者1万5,854人、行方不明者3,274人。お亡くなりになられました方々には、心からご冥福をお祈り申し上げます。また避難転居者数3万4,935人。まもなく1年。3月とはいえ被災地は寒さ厳しいところガレキの処理も進まず、なお不自由な生活を強いられておひますことに心からのお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りしたいと存じます。

それでは今回の質問の要点は人を育てる要諦は、企業は人なりということがよくいわれますが、これは官公庁においても同じであります。組織を動かす、また会社の経営においてよき人材を育てる必要があることは改めて言うまでもありません。1つの部、課においても人材が

次々に育ってこそ、その成果も上がり発展が生み出されるわけでありまして、人材育成は責任者が一刻もゆるがせにできない大切な任務の1つであると考えます。

ここにおられる執行部の皆さんは町長の目標を、町長の施政方針に沿った形でいかに部門内に浸透させ、みずからの目標を達成するために人を動かし、あるいは他部署への協力をする中において政策目的を達成するための具体的手法、あるいは手段を行政みずからが町民の視点に立って点検・評価し、その結果を次の企画・立案に生かすことが政策の質的向上を図るための行財政改革であり、最終的に町民の皆さんのためになっていくのではないのでしょうか。

以上の観点から質問1．行政事務の改善、質問2．財政運営の健全化について、質問3．地域福祉の充実について質問いたしますので、よろしく願いをいたします。

それでは1つ目といたしまして、事務事業事前評価についてでございますけども、まず行政評価の目的と役割は住民の意見を反映した政策目標が施策事業を実施した結果として達成されているか。あるいは達成されるかをチェックいたしまして、その結果を行政における政策形成や意思決定に役立てるとともに、町民に対して一連の過程をオープンにするシステムであると考えます。

ちょうど企業の経営や管理において部門ごと、現場ごとに設定した数値目標に基づいて業績評価を行い、その結果を分析して戦略の見直しや行程、業務活動の改善を行っているように成果による目標管理のPDCAサイクルの手法を経営本体として行政にも導入されているものと理解いたします。

そうなる評価といっても業績の評価のみに注目するのではなく、その結果を改善につなげるPDCAの継続的なサイクルを町民にオープンな形で構築していくことが重要なことであると思います。したがって行政活動の目標管理を行うとともに政策形成において行政と町民、議会が同じ情報を共有し、議論する基礎として大変重要であると考えます。

そこで質問をいたします。

事務事業事前評価についての進捗と誰がどう評価し、今後に生かしていくかについて答弁をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

事務事業事前評価につきましては、平成19年7月に身延町事務事業事前評価庁内検討会設置要綱を制定し、新規事業、継続事業等について事業計画を作成するにあたり、将来的な財政負担や事業効果、必要性や他事業に及ぼす影響等について関係する課で調整し、当該事業の実施について検討を行うものであります。

検討会は、事業計画にかかる歳出予算項目は工事請負費、公有財産購入費または備品購入費について単年度事業が1千万円以上または総事業費が3千万円以上になるとき、建設事業等実施のための調査業務等の委託および負担金、補助金及び交付金については単年度事業が100万円以上に該当するときに開催し、計画的な行財政運営を推進しているところであります。

庁内検討会の組織につきましては総務課長、財政課長、会計管理者、政策室長、関係する課長およびリーダー等が構成員として検討会を開催しており、原則として検討会を終了したあと

でなければ予算要求はできないものとしております。

また評価の基準につきましては、Aは早急な予算要求が必要である。Bは見直しをした上で予算要求が必要である。Cは予算要求の見送りが妥当であるの3段階とし、十分精査した評価を行い、職員共通の認識を持った予算要求に努めているところであります。

平成23年度の開催状況は全体で5回の検討会を開催し、6月補正予算で1件、12月補正予算で1件、平成22年度当初予算で34件と合計で36件の事業について、事務事業事前評価を行ったところであります。

今後、特に合併後10年を経過する平成27年度からの地方交付税の合併算定替えの終了に伴う交付税額の縮小に向けて財政基盤の確立、行政コスト縮減に向けて職員が知恵を出し合い、効率的な事務事業ができるよう、さらに取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

P D C Aサイクルの手法というものが十分まわっているというような、また丁寧な深い答弁をいただきました。

組織は好むと好まざるにかかわらず、外部団体の変化の影響を受けます。組織が存在し発展が持続していく第一条件は外部環境の変化に適応していく状態を維持、あるいはつくることであると思います。これは民間であろうと自治体にしても然りであります。地域住民の要望に応じていくことのできない自治体は住民の不満が募り信頼を失うこととなります。したがって、組織の存在を高めるためには組織内部の視点よりも、外部に起きている環境変化に目を向けることが大切だと思うところであります。自分たちの町を自分たちの発想でいつまでも住み続けたい。誇りのあるまちづくりのために職員一人ひとりが政策形成能力を高めていくことが肝要かと思えます。

そこで2つ目の質問をいたします。

昨日の提案に対する質疑と重複するところがあるかもしれませんが、若手職員を対象に地域発展を目的とした人材育成事業にも力を入れていることがうかがえますが、その進捗と実績を聞きますので答弁をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

平成22年度より45歳以下の職員を対象に始まった人材育成研修事業に平成22年度は25名の職員が、また平成23年度は13名の職員の参加がありました。この研修は町の現状を把握し問題を探り、解決策を具体的なまちづくり施策として企画・立案していくことが目的であります。

本年度提案された施策としましては現在、建設中であります中部横断自動車道を活用した事業や定住対策としては町内の空き家を活用した事業や、廃校になった学校用地を利用した宅地分譲の提案、スポーツのまちおこしの提案など現状を見据えたものから斬新な考えのものまで若手職員ならではのアイデアが提案され、研修の最終日にはそれぞれの班の企画書、プレゼ

ンテーションが新たなまちづくりの施策として町長、教育長、管理職に提案されました。

提案された施策につきましては評価会議での取り扱い方針をふまえ、各班に適宜、改善内容を指示するとともに関係する課を含めて協議を行い、実施に向けて検討したところであります。そして、町長の行政報告にもありましたように平成22年度に人材育成研修の中で提案された身延町定住対策婚活支援事業につきましては、平成23年度に前年度の受講生を中心にプロジェクトチームが発足し、平成24年度の事業実施に向けて準備を進めております。この研修を通じて、身延町の現状や課題を捉え、政策を実現するための施策を企画・組み立てていくという能力を身につけることができたという受講生からの声も聞かれており、少しずつではありますが広がりを見せているところであります。

今後も特に中堅職員の人材育成研修事業、当町では人材の「ざい」を財産の財として当てておりますけども、継続し町の将来あるべき姿を考え、町民の立場に立ったさまざまな施策が提案できる職員、町民から愛される職員を育成し、役場職員としての総合力を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

人を育てるといふところは今おっしゃられたとおりであります。私もちょっと加えさせていただきますと、企業や官公庁、病院、学校などすべての社会的組織で働く人々はまず先輩から教えられ、育てられて一人前になります。そして次には人を育てる側にまわる、人を育てるとは先輩から受けた自分のプラスを今度は自分が後輩に対して返すことであり、これによって組織は永遠に生命を保って発展すると思うところであります。そしてそれが町民の皆さんの期待に応えることになるのではないのでしょうか。そのように考えると、人を育てる、これが最大の努めであると私は考えます。ぜひ職員が先頭に立って、また若手の皆さんがそして庁内が一丸となって目標に向かえるように組織を活性化し、元気のある身延町をつくってほしいと思うところであります。

それでは次の財政運営の健全化、これからの本町の財政について質問をいたします。

昨年9月議会、第3回定例会での一般質問、大震災後の直面する政策課題はの問いに対する答弁において、平成23年度普通交付税は前年度比5,565万1千円減、臨時財政対策債も2億1,815万円の減となり、合計2億7,380万1千円一般財源が減ることになり、3年先には合併算定替えも終了し、一本算定となるのでさらに厳しい財政運営となっていくとしております。

私がこれから申し上げるのは、これまで財政が非常に厳しくなっているというところの情報を得た数値でございますけども、それをちょっと言わせていただきますけども、平成21年身延町の事業所数、臨時雇用者を除く従業者数を見ますと事業所1,029所、従業者数6,851人であり、身延町の製造品出荷額等情報によりますと2009年の経済産業省による工業統計調査によると171億4,900万円、2006年から2009年にかけての製造品出荷額等減少率は26.5%となっており急激に下落しております。また原材料使用等額は92億6,400万円であり、2006年から2009年の原材料使用等額の減少率は26.2%であり、これも急激に下落しております。また現金給与総額情報によりますと、現金給与総額は

32億5千万円であり、2006年から2009年にかけての現金給与総額減少率は27.55%となっており、これも急激に下落しております。

それでは従業者数といえば、同じく工業統計調査から製造業情報ですが、930人となっております。2006年から2009年にかけての従業者数減少率は18.92%となっており、急激にこれも下落をしております。

土地、建物、製造設備等に投資された額は有形固定資産年末現在高を見ますと112億3,400万円であり、2006年から2009年増加率は174.74%であり、急激なこれは上昇傾向にあります。従業者数減、企業景気低迷による利益減、あるいは撤退等により税収減を裏付ける、これはデータであります。

そこで質問をいたしますが、少子高齢化が進み税収も伸び悩んでくると予想される中、地方交付税も減っていく中、これからの財源をどう考えているのかを聞きますので答弁をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

本町の税収は三位一体の改革の税源移譲を受けまして、平成19年度の15億9,807万7千円をピークに景気の低迷による個人所得の落ち込み等の自然減で、今年度末見込みの税収は14億3,965万4千円と税源移譲前の平成18年度の額より低い額となっております。また、今後もこのままいきますと税収は年々減っていくものと考えられます。

一方、地方交付税は合併以降、三位一体の改革で平成19年度までは減っておりましたが、その後、経済対策や政権交代を受け平成22年度に普通交付税、特別交付税、合わせて52億974万3千円と本町としては過去最高になりました。しかしながら、平成23年度の見込みでは額が決定している普通交付税が前年より5,570万円余り減った46億4,016万8千円。特別交付税に関しましては3月半ばに交付決定されるため、はっきり言えませんが世界経済の財政不安や東日本大震災の復興を考えますと多くを望めない状況であります。

また臨時財政対策債も国からの許可額は前年度より2億1,815万円少ない4億2,215万円でありました。さらに合併算定替えが平成26年に終了するため、平成27年度からは交付税が段階的に減ってまいります。平成24年度の当初予算書でも分かるとおり、税収は予算の17.4%であります。地方交付税は52.6%を占めております。

これらのことから考えますと、町長の予算編成会議での指示のとおり歳入歳出の両面から事務事業の見直しを行い、施策の優先度を厳しく精査し、限られた財源の重点的・効率的配分を行うなど最小の経費で最大の効果が得られるような予算編成、また財政運営を継続していくしかないと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

ありがとうございました。

第1次身延町総合計画後期基本計画案では、財政運営の健全化の現状と課題で自主財源の多くを占める地方税等が減少し、地方交付税等に大きく依存しているとあります。財源のうち最

大の地方交付税は三位一体改革の推進により年々減少しつつあるということで、今、財政課長がおっしゃるとおりでありますけども、今後の財源確保と財政安定化が大きな課題となっているとあります。

また歳出においては、歳入の伸びが期待できない状況において、義務的経費が増大するとともに財政構造全体の硬直化が加速していくことが懸念されるともあります。しかしながら交付税減、円高、労働力減、特に正規雇用者減等のマイナス面がさらに重く申し掛かり、財源確保が一段と厳しさを増していくのではないかと考えられます。

そこで次の質問をいたしますけども、このような中で経常的支出をどのように削減しようとするのか、その手法をお聞きいたします。答弁をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

昨年の11月、平成24年度の当初予算編成にあたりまして、町長から当初予算要求財源においては、対前年度当初予算経常経費一般財源5%マイナスでの要求を職員に徹底をさせました。財政課といたしましても経常一般財源5%分、約1,500万円につきましては今回の補正予算でも財政調整基金への積立金を計上してありましたが、この財源とさせていただいております。

また経常的支出では人件費も含まれますので、今年度、定年退職者8名、早期退職者6名で予定退職者は合計14名であります。採用予定者は5名でありますので、大きな経常的支出の削減となります。しかしながら経常経費、一般財源5%マイナスや人件費のマイナスにいたしましても、これからの大きな課題であります。地方交付税の合併算定替え終了に伴う段階的縮減に備えまして、農林土木費や林業土木費、道路橋梁維持費等につきまして限られた予算でより効果的な事業を要求できますよう、一般財源の配分方式等も検討しております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

ありがとうございます。

私たちはある一定の、家計に対しまして光熱費などは生活の上で絶対に必要なものとして計上いたします。そしてこの生活上の必要経費が収入に占める割合が低ければ低いほど、家庭の財源に余裕が生まれ、このお金は教育関係、また災害時の備えに、またあるいは企業景気低迷時等の備えに、緊急時予想外の支出に備えての貯蓄、ローン返済のための貯蓄等々ができることとなります。しかし世の中が不況、会社が低調で会社からの給料の一部が不払い、また家のローン等の問題がある場合、家中で経費削減に取り組んでいきます。無駄、無理、ムラを省くことに専念いたします。それでもなお、収入に対する支出の割合が高くなりますと積み立てをおろして一時しのぎをするか、また今月分の給料が一部不払いになったため借金をしてしのぎ、その借金の返済に充てるお金を翌月以降の給料に上乘せをしてもらいしのぐことも考えていかなければなりません。

そこで質問いたします。

臨時財政対策債を含めた町債残高の見込みと、財政調整基金の残高についてはいかがでしょ

うか、答弁をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

町長の行政報告にもありましたとおり、本町の財政運営におきまして地方債の残高の抑制は不可欠であります。本町の地方債残高は一般会計と特別会計を合わせ、平成17年度末で182億9,883万円。平成20年度末が187億6,511万7千円で少しずつ増加しておりました。しかしながら平成21年度末は181億1,057万5千円。平成22年度末には173億8,771万2千円となり、平成21年度からは減額に転じております。平成23年度末の見込みであります。さらに減額の予定であります。

一方、財政調整基金につきましては平成22年度末11億6,360万円であり、平成23年度末の基金額は年度中に1億円を取り崩しておりますけれども、今議会で議決していただきました補正予算（第7号）で2億52万9千円を積み立ていたしましたので、基金額の見込みは12億6,548万6千円となる予定であります。

なお、今回、積み立てをいたしますと、特別会計を除いた基金総額は48億5,167万1千円となる見込みで、合併時の基金総額46億4,678万2千円を上回ることとなります。一口にいいますと地方債残高は合併時より少なく、反面、基金総額は合併時より増額となりました。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

大変、深く入り込んだ答弁をいただきました。長引く景気低迷による税収の落ち込み、さらに東日本大震災、円高、株安、自然災害等々に加え将来予測によれば、国が地方に配分する地方交付税減、決して安穩としていられない状況でもあります。突発的な災害や緊急を要する経費に備えるための基金、町債の償還、公債費が他の経費を圧迫するような場合には基金を取り崩して公債費に充てることも考えていかなければならないと感じます。

借金には家計簿でいう家、車等のローン返済のようなどうしても必要なものと、地域活性化、雇用課題につながる投資等の的を絞って投資するものでありますけれども、臨時財政対策債はどの程度発行するかはあくまで地方自治体の裁量であると思うので、財政確立という観点から適切な対処が必要と思います。

支出は借金をせず、町債以外の収入で賄うことが原則でありますけれども、大規模な工事等、多額な場合には資金繰りという面だけではなく、これからの社会資本整備のための費用については将来世代の町民にも公平に負担してもらうことが公平であると思っております。

国が起債することを認めた事業については、町債を支出の財源とすることはやむを得ないと思うところではございますけれども、できるだけ将来世代に借金を残さなくて済むよう節約に努めたいとの目的があると思います。

そこで質問いたします。

臨時財政対策債を含め、町債残高を減少させる手立てを伺いたいと思います。よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

町債残高につきましては実質公債費比率等に直接影響するため、常に注意を払っているところであります。

さて町債残高を減少させるには、地方債を借りなければいけません。議員さんもおっしゃるとおり、本町のような財源的に乏しい町では事業自体ができなくなってしまいます。したがって、事業の精査と交付税バックのある有利な起債、災害復旧事業債や過疎対策事業債、合併特例債等を活用していかざるを得ません。本年度、台風15号の災害復旧事業を水道施設で山梨県内唯一、身延町が申請をいたしました。身延中央簡易水道、相又簡易水道、湯町簡易水道の3カ所です。災害査定の結果、査定額は1,260万8,400円で、国庫補助金の決定額が補助率50%で630万4千円。災害復旧事業債が充当率100%で620万円でありました。したがって、一般会計からの繰り入れは10万4,400円で済みまし。1,260万8,400円の事業を一般財源10万4,400円で実施したことになります。

さて本町では平成19年度から起債の繰上償還を実施しております。平成19年度603万円。平成20年度9,860万4千円。平成21年度1億9,979万6千円。平成22年度2億6,730万円を繰上償還してまいりました。さらに今議会でご議決いただきました補正（第7号）でご議決いただきましたが、今年度末2億3,160万円を実質繰上償還することとなります。

町長の「できる限り子や孫に借金を残さないように」や「1万6千人で借金をして1万人で返すことはよく考えるべきである」との考えをもとに、さらに町債の残高を抑制するよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

分かりました。町長をぜひ中心にして全員が一丸となって、将来の身延町をつくっていただき、邁進していただけたらと思います。ありがとうございます。

それで身延町ではいろんなところで情報開示がなされております。特にバランスシート、貸借対照表、いろんなものをかき集めると、それから見えてくるのは将来世代に残る資産はどのくらいあるか。町民1人当たりの資産、歳入額対資産比率、将来世代とこれまでの世代の負担は適切か。また純資産比率、社会資本等形成の世代間負担比率、財政の維持可能性は大丈夫か。また町民1人当たりの負債、資金収支計算書から見えてくること。これは財政に維持可能性があるか。どのくらい借金があるか等々いろんなことが分かってきます。ぜひこれからも情報開示をしていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

以上で2番目の財政についての質問を終わって3番目に移りたいと思います。

次に地域福祉の充実、暮らしを守るであります。平均寿命の伸びに加えて団塊世代が高齢化を迎えつつある中で、本町の高齢化率は平成22年国勢調査で38.2%であり、極めて高い高齢化率となっております。高齢者の一人暮らし世帯は998世帯、高齢者夫婦

のみの世帯は902世帯とこれも増え続けております。さらにリーマンショック以来、昨年の東日本大震災、株安、円高、雇用問題における働く場所の確保にも陰りが出ており、心の健康の不調を訴え、家に閉じこもる若者が大変多くなってきており、お年寄りから話を聞くのに実に切ない、陰に隠れたこれからの大きな課題も浮き彫りになってきております。

身延町地域福祉計画素案の説明を受けたところでありますが、計画立案をどのようなプロセスで目標を達成しようとしているのか、これから聞いていきますのでよろしくお願いいたします。

本格的な高齢者社会、高齢長寿命社会の到来の中で高齢者福祉の充実が課題となってきております。高齢者が元気で生きがいを持って安心して暮らせる長寿命福祉社会を構築するため、これらの変化に対応した高齢者福祉の充実が課題となってきております。

そこで質問をいたします。

元気ある高齢者をつくるための仕組みづくりについて具体的な考えがあるのかお聞きいたします。答弁をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

依田福祉保健課長。

○福祉保健課長（依田二郎君）

お答えします。

議員全員協議会でお配りした介護保険事業計画、高齢者福祉計画、身延町地域福祉計画でも説明させていただきましたが、高齢者の健康づくりや介護予防のための事業、地域包括ケアの推進、さらに高齢者の生きがいづくりのための事業として老人クラブ活動の推進、生涯学習の推進、高齢者スポーツレクリエーションの振興、就業支援等に取り組んでいく予定であります。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

ちょっと私の考え方を申し上げましたけども、この私たちの福祉会においては健康講話会と称しまして、町の福祉保健課、健康増進担当の職員、また総務課の防災担当による職員に来ていただきまして、指の体操とか口の体操あるいは防災に対する勉強会を開催しております。とにかく、この職員が汗をかきながら一生懸命指導してくれるものですから、知らず知らずのうちに参加者全員が笑顔でまた取り組んでおりまして、全員が指導者に釘付けになり、笑顔溢れる実にいい勉強会になりました。参加者も高齢者ですけども大変大喜びでありまして、特に若い人たちが自分たちのために一生懸命、努めてくれていることに感謝の念がありありとうかがえました。

ということは、これらのことを集落でなんとかならないかということも今後は考えていかなければならない。少しずつ会を増やしていくということもありますけども、集落内には教師の方々が大勢いらっしゃいますので、子どもとお年寄りの勉強会、算数でも理科でもなんでもいいですけども、1時間ぐらいでもいいから低学年児童とお年寄りとの勉強会、または園児と遊ぶ、こういうことがいい取り組みになると思うんでありますけども、高齢化の進展は要介護・要支援、高齢者の増加を招き、それを支える家族にとって大きな問題となります。住み慣れた地域で家庭で安心して暮らせるように、これから介護福祉をはじめとする高齢者福祉の充実が求められております。

一方、現在、要介護・要支援高齢者が年々増加し続けており、福祉負担の増大も懸念されているのが現状でもあります。このような中で保健医療、福祉分野が相互に連携した健康増進や高齢者の社会参加による生きがいつくりなどのより一層の推進が必要ではないかと思ます。元気な高齢者、自立した生活を支援していくことが大変、重要になってくると思ます。

それでは次に移りますけども、国民健康保険税、高齢化の進行および高度先進医療機器の充実等、医療内容の高度化により医療費が増大し医療費の適正化が問題となってきております。国民健康保険2年続けての保険税引き上げ、さらに一般会計からの借り入れでしのぐ。次はどのようなになるのか。加入者全員に公平かどうか。ここまでくると所得があり、また健康でいる被保険者も実に変なようになってくるのではないかと思われま。

昭和36年に全国で国民健康保険事業が実施されたことにより、国民すべてが公的医療保険に加入する国民皆保険が達成されて半世紀。しかし当時7割を農林水産業と自営業者を中心として発足した国民健康保険も、現在は無職者や非正規雇用者の低所得者の割合が増え、滞納も増加するなど制度にほころびが見えてきております。

昭和40年において被保険者の約7割を占めていた農林水産業と自営業者の割合は平成19年には2割を下回り1割に満たなかった。無職者の割合は5割に達したと。このような状況にもなっています。

これはちょっと自分のほうで調べたんですけど、2006年12月3日にNHKスペシャル「もう医者にかかれぬ行き詰まる国民健康保険」と題して放送がありました。保険料が高く払えない。保険証を取り上げられたため病院に行けない、当時、日ごろお年寄りの悩みや不安を聞くこと多いNHK生活・食料番組には当時こんな切実な声が多く寄せられているとありました。その背景には当時、全国で国民健康保険料が大幅にアップし、高齢者を中心に混乱が広がっている。原因は税制改革による所得税、住民税の増大。国はさらに国保財政立て直しのために保険料の滞納世帯を厳しく見直し、収納率を上げるさまざまな手立てを講じている。その結果、保険料が払えず保険証を返還させられる人も相次ぎ、病気になっても医者にかかれぬ人も増えているという内容でありました。

長年機能してきた国民健康保険制度が揺らいでいるのになぜ行き詰まっているのか、その構造的な問題点を明確化し、安心を取り戻すにはどうすればよいか。格差拡大の中でセーフティネットのあり方が問われているのも現状であります。

そこで質問に移りますけども、まず国保税を巡って自助努力を強化するとともに、今後の課題と誰もが払える税とするための町の見解と、県・国への対応がなされていれば答弁をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

佐野町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

お答えします。

今までの国保財政の運営につきましては、基金を投入して税率を抑えるという方針で事業を行ってきました。このことにつきましては、ある程度は理解できることと評価をしております。しかし、基金を全額取り崩してしまったことに対しましては、今現在大変なことになったということで痛感しております。

今後の課題としましては、今まで以上に医療費の抑制策を行っていくことが必要だと考えて

おります。具体的にはわれわれ関係する職員が保健師により医療費の分析をもとに研鑽を積むことでもあります。そして被保険者に対しましては、健診の重要性や生活習慣の見直しなどの疾病予防に重点を置いた事業の推進、生涯健康であることの必要性を示すとともに、各種のイベント等に出向きまして健診への参加、またジェネリック医薬品への変更および健康維持の必要性などをご理解していただくことによりまして、医療費の削減、そして税負担の抑制に結びつけていきたいと考えております。

また県では広域化の推進ということで、山梨県国民健康保険広域化等支援方針というものを策定しました。その後、県や市町村等の代表によります市町村国保広域化等連携会議等を開催し広域化についての検討を重ねてきております。

広域化に向けましては実施可能な事業から順次着手をということで、すでにレセプトの電子化に伴い平成23年の4月診療分から点検業務につきましては実施を始めておるところでございます。

また県内の多くの市町村が赤字を解消することが必要ということで共通認識しております。本町としましては医療費削減、税の確保の推進を図るとともに県や国に対しましては国民健康保険制度の構造および基盤強化策について抜本的な検討が必要との考えを今後、示していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

あと10分ないですね。

昭和以来87年、戦前、戦中、戦後の混乱を生き今の発展を築いてくださった方々、この方々はやっぱり鍬、三本歯、またはスコップ、背負子、朝4時起きでの電車通勤、家庭では冬の寒い朝に釜でお湯を沸かしてご飯を炊く。また冷たい水で、たらいに洗濯板でこすりながら洗う。今、足が痛い、腰が痛い等々出てきても決しておかしくないと思っております。

とにかく戦後の混乱期、日本は本当に貧しかったと思います。その貧しさをなんとかしようとして崇高な思いで関節をすり減らしながら、地域のあるいは国の発展を願い、ひたすら仕事に精を出し、そして今日の繁栄、私たちはその固い基盤の上に立って何不自由なく生活できることに対し感謝し、また恩返しをと思っておりますけれども、今これまで嘗々と蓄えてきた国の財政は膨大な借金、そして東日本大震災、円高さらに現在は少子化と労働力人口減、さらに若い層の心の健康に問題を抱え、引きこもる若者が増え高齢者にさらなる課題が重く申し掛かっているのも現状であります。なんとかこれらを改善する手立てを早急に構築していく必要があります。

国民健康保険においてはこれまで国保を抱える構造的な問題への対応、市町村国保の構造的な問題への対応のあり方、国保の目指すもの、広域化の方法、保険者はそして問題点と対応策、今後検討すべき課題等々さまざまな検討・提案がなされてきましたが一向に進んでいないのが現状かとも思っております。

先ほどの答弁にもありましたけれども、いろんな会議がありました。調べたところ平成17年3月には国民健康保険制度における都道府県導入に向けた基本的な考え方と称しての全国知事会、平成19年11月には国民健康保険事業の事務の広域化についての国民健康保険制度広域

化勉強会、山梨県国民健康保険広域化等指針方針第1次として山梨県福祉保健部、国保援護課の報告書、さらには第14回高齢者医療制度改革介護と称する国民健康保険に関する国と地方との協議が開催され、国保の運営のあり方も議題になってきております。

人口減少、少子高齢化、不況等々、安心して暮らせる誰もが払える税とするため積極的な提言とさらなる行動をもって臨んでいただくことをお願い申し上げまして、今回の私の一般質問はすべて終了いたします。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

以上で野島俊博君の一般質問は終結いたしました。

途中ではありますが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時10分でございます。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時10分

○議長（福與三郎君）

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

次は通告の2番、芦澤健拓君です。

芦澤健拓君、登壇してください。

芦澤君。

○4番議員（芦澤健拓君）

通告に従いまして質問させていただきます。

最初に町長就任後3年間の実績ということでお伺いします。

昨年の9月の議会におきましても同様の質問をいたしましたけれども、改めてお聞きいたします。これは今年が町長第1期目の最終年度ということで、いわば仕上げの1年間にどのような意欲で臨まれるのかをお聞きしたかったからであります。

町長ご就任のときに私、この混迷の時代に町長に敢然と立候補されて見事当選されたことを祝福し敬意を表した覚えがあります。この3年間というのは非常に世界的にもいろんなことがありまして、もちろん国内でも巨大地震と大津波による東日本大震災、福島第一原発の事故等、いろんなことがありました。

非常にそういう不安定な中で町長がいろいろとこういうこともやりたい、ああいうこともやりたいというふうに思われた施策が十分に実施できなかったのではないかなというふうに考えます。これは本当に町長、先ほどの質問の中で非常にいろんな実績を聞きまして大変評価をしたところでございますけれども、先ほどの議員の質問のように精密な、精緻な質問はできません。雑駁な質問になってしまうと思いますけれどもお許し願いたいと思います。

就任後初の12月議会で行財政改革について経常収支比率89.8%、県内ワースト4位の財政状況を改善するためにはまず職員の意識改革が必要であり、辞めてもらっては困るといわれるような職員になってほしいと訓示したというふうにおっしゃってございました。

先ほどの議員の質問とも重複する部分もございますけれども、職員の意識改革と能力の向上、これは町長ご自身のいろんな経験の中から生まれたお考えだと思いますけれども、職員の意識改革と能力の向上と、それに伴う行財政改革、これは町長のお考えのとおりに行進したのかどうか、この点についてまずお聞きしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

それではお答えをいたします。

選挙の際、私は行財政改革の断行について公平・公正・公開を原則として、現場第一主義の町政運営を行っていくこと。役場内部の意識改革をより進め、小さな役場・大きな集合集団を目指すこと。また子どもや孫の代に借金のツケを残さないように健全な財政の町にすること。それから先ほども言われましたとおりのこともお約束を申し上げてまいったところでございます。

就任後は行政改革大綱、ならびに集中改革プランの実行によりまして行政改革を進めてまいりました。平成22年の3月には第2次行政改革大綱を作成させていただき、町の総合計画や各種行政改革を意識して日常業務を行うこと。スクラップ・アンド・ビルドを継続的に行うこと。少ない経費で最大の効果を上げる努力を一層意識して行うこと。そして新たな基本理念として知恵と工夫による地域の発展を加えさせていただきました。

また推進項目も職員の意識改革から職員の構造改革の推進へと一歩踏み出した表現にさせていただきました。すでに決まっております施策の事務事業の見直しについても民間企業の製造過程で効率化を目指す改善の手法の導入を決め、目まぐるしく変化する社会情勢に対応するために取り組み期間を5年から3年に短縮させていただきました。

また集中改革プランも平成22年8月に行政改革実行プランに変え、取り組み方針として一人ひとりが改革実行の担い手であることを意識づけた内容にしたところでもございます。さらに地方自治体の職員として施策を企画・立案することは必須でありますので、本年度から企画・立案の技術を磨き、職員の意欲向上を図り知恵を出し工夫していく組織風土の定着に結び付けたいと考えております。

これを実行する中で財政面では就任時の経常支出率89.8%が平成22年度の決算では76.6%に改善されつつあります。また地方債の残高につきましても、平成20年度末の187億6,511万7千円が23年度の見込みですと169億1,478万5千円となる予定でございます。

なお、どうしても行われなければならない施策につきましては国や県、その他関連外郭団体の高率補助や助成を受けるなどはまだまだ十分ではありません。さらに資材、資源は使えば減りますが、人は資質を高めて使えば使うほど伸びるわけでございますので、職員は役場の財産でございます。そうあってほしいと願っているところですが、まだまだ十分ではありませんが効果は徐々には上がっていると、こういうように考えているところでございます。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

大変細かくご説明いただきまして、ありがとうございます。

そういう先ほどの同僚議員の質問の中でもよく分かりましたが、非常に町長ご就任以来、町の行財政が改革されて非常に良好になっているということは分かります。それを町長ご自身がどういうふうな評価をされているのかなということでお伺いいたしました。職員の意識改革と能力の向上が思いどおりにいっているのかどうかということについては、多少まだ疑問がある

部分があるかのようにお聞きしました。

先日、ある新聞のコラムにどこの職場でもパソコンに向かっている職員が多いと。もっと現場に出て仕事をする必要があるのかという意見が出ておりました。たしかに、そう言われてみると役場内でもほとんどの机のパソコンが開かれておまして、先日もある職員に聞いたところ、朝、画面を開いて7割がたはパソコンに向かって仕事しているのではないかというふうな答えが返ってきました。それから県の福祉保健部に文書を請求いたしましたところ、今は紙にしないで直接インターネットで見てもらおう方針なので、ネットで見えるようにしてくださいと言われました。そういう時代といえはそういうものなんだろうと思ひまして、ちょっとショックを受けたところでございますけれども、もちろん本町において現場での仕事がおろそかになっているというふうには思ひませんが、町長はその点についてどのようなお考えかをお聞きしたいと思ひます。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたします。

私も地方自治体の職員として長く勤めをさせていただきましたが、このようにあらゆる事務処理がパソコンで行われるようになるとは100%考えておりませんでした。これは時代の流れでそうなっても致し方ないなというふうには考えているところでございます。しかしながら役場の仕事は現場に行つて現状を把握する中で、その地域の町民の皆さんとお話をしながら解決策を見つけ、その後、対応する施策を立案し、予算を確保の上、事業を行つていく。このように現場に行かないと仕事は私は進まないと思ひます。

議員のお話のとおり、現場での仕事がおろそかになるようなことはあつてはなりませんし、私は就任時にもお話をさせていただきましたとおり、公平・公正・公開を原則として現場第一主義の町政運営を行つてまいります。こういう約束をいたしておりますので、今後もそのとおり進めていきたいなと、こういうふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

ぜひそのような方向でお願いしたいと思ひます。

次にこれは小中学校統廃合についての問題ですけども、いまだに後期計画が提示されていないという状況でございますけれども、先ほどつい先日、アンケート結果をお聞きしました。アンケートの結果を当然、今後の計画に生かしていこうという方針だろうと思ひますけれども、まずそのときにも申し上げましたけれども、今後の計画をまず明確に打ち出して、町民や議会の意見をよく聞いて通すべきところは通す、正すべきところは正すという方向で進むべきであると思ひますけれども、今後の身延町の教育方針を決めるのは町の重要な役目であると思ひますので、その点について町長の所信をお伺いいたします。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたしたいと思いますが、身延町の教育方針を定めるのはご案内のとおり身延町教育委員会、教育長に対する事務委任規則の第1条、(1)に身延町教育委員会は学校教育、または社会教育に関する一般方針を定めることとありますから、町の教育委員会の職務でもあるとこういうふうに思います。そうは言いましてもせっかくでございますので、お答えを申し上げたいと思います。しかしながら、この件につきましては、昨年身延町議会第3回定例会で答弁をしておりますが、もう一度お話をさせていただきます。

私は平成20年の10月24日に前依田町長からバトンを受けました。依田町長の在任時には学校の適正配置に向けた審議会が設置され、平成20年8月に答申がなされたことはご案内のとおりでございます。

教育委員会ではこの答申を受けて前期計画の策定に向けて取り組みを進め、平成21年1月に学校統合前期計画が作成されるに至りました。まさに私は前期計画策定の最中に町長に就任をさせていただいたわけであります。そしてこの学校統合前期計画により統合を進めたわけですが、ご承知のとおり身延小学校と豊岡小学校につきましては、計画どおり平成22年4月1日に下山中と身延中につきましては統合期日を1年延ばしまして、平成23年4月1日、西嶋小学校、静川小学校につきましては当初計画期日を2年延ばして平成24年4月1日に統合することとなりました。

保護者をはじめ関係者の皆さん、また議員の皆さんのご理解とご協力をいただく中で進めることができましたことは統合期日の変更はございましたけれども、大変素晴らしい結果であるなど、こういうふうにも思っているところでございます。幸い統合した学校の児童生徒は多くの同級生を得る中で楽しく充実した学校生活を送っていると聞いております。大変喜ばしい限りでもございます。

しかしながら統合計画はまだ道半ばであり、児童生徒の減少はなお続いている状況に変わりはありません。今後は前期計画を進める過程でいただいた意見や身延町議会で約1年間をかけて慎重に検討され、まさに正すべきは正し、通すべきは通し、そうした中で得られた1中3小の適正配置に関する意見書等をできるだけ生かす中で、後期計画を早期に作成すべく教育委員会の取り組みを促し、速やかな統合計画の推進を図らなければならないと考えているところでございます。

今後も議員各位のご理解とご協力をいただく中で、後期計画の推進を図ってまいりたいと考えております。ぜひともよろしくご協力をお願いしたいと思います。

以上を申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

私の聞き方が悪いのかどうかいろいろな過去の経緯までご説明いただきましたけれども、私が聞きたいのは今後の計画を明確に早めに打ち出して、それを町民や議会の前に公開してもらいたい、開示してもらいたいという内容でお聞きしたつもりでしたけれども、そのへんに齟齬があったようであります。

次に昨日、当初予算についてはお聞きして、非常に前年比9.2%減の79億2千万円という縮小予算であることが分かりましたけれども、そのこと自体が逆に言う町長の目玉政策とい

うか、町長の政策としてそういうふうな縮小、緊縮予算になっているんだなということが分かりましたので、この点についてはお伺いすることを避けたいと思います。先ほどの同僚議員の質問の中でも大体そのへんのことがよく分かりましたので次に移りたいと思います。

3番目の質問は「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」ということで聞くことになっておりますけども、ちょっとこれもあとあとまだいろんな質問がありますので、これは割愛させていただきたいと思います。議長お許しください。

次に国保特別会計の広域化ということで、お聞きしたいと思います。

12月定例会でも質問させていただきましたけども、本町の国保特別会計は先ほど町民課長に答弁の中にもありましたように基金を使い果たしてしまいまして、今年度は昨年度に引き続き2年連続で国保税率を引き上げると。その中で6千万円を補てんして、なお不足する4千万円を一般会計から法定外繰入を行うということで予算も立てられていると思います。この福祉政策は町の施策の大きな柱の1つでございますけども、同僚議員の質問にもありましたように国保皆保険制度そのものがもうすでに非常に厳しい状況に落ち込んでいるという。これは高齢化が進む当町では特に医療費が増大して、そのことによって国保特別会計が破綻寸前まで落ち込んでいるという状況でございます。高齢化が進んで高額医療が増大するのはしょうがないというふうに手をこまねていることは許されない状況であると思います。

このあたりで町を挙げ町民がこぞって高齢者の健康対策、医療費削減の方策を考えなければ国保は破綻してしまうのではないかと危惧しておりますけども、町として国保特別会計の立て直し策、高齢者の健康対策を具体的にどのようにお考えなのか改めてお聞きいたします。

○議長(福與三郎君)

佐野町民課長。

○町民課長(佐野文昭君)

お答えさせていただきます。

本町の国民健康保険の1人当たりの医療費につきましては合併以来、県内において平成21年度に3位となった以外は2位という高い水準であります。当時からも医療費抑制策を大前提に事業運営を進めてまいりましたが、県内でも過疎と少子高齢化が進んでいる地域という悪い条件が重なっていることもありまして、高くて厳しい状況に変わりはありません。

抑制策といたしましては、保健師による健診結果の状況や医療費分析をもとに特定健診、特定保健指導、健康づくり活動の推進を図ってきております。

今後におきましても、保健事業につきましては保健師を中心に健診結果の状況や医療費分析をもとに推進していくこととなりますが、特定健診の受診率が特に低い40歳から50歳代の男性の受診率向上を行うとともに生活習慣病予防に重点を置いた保健事業を展開していくこととメタボ解消メニューの各種教室等の事業の開催を計画しております。

早期に発見することによりまして治療も軽微で安価にできますので、積極的に健診していただけるよう受診勧奨をすすめていく計画でございます。

今までは医療費のかかった状況を医療費通知でお知らせをしてきました。予算のところでもちょっと説明させていただきましたが、24年度からはさらにジェネリック医薬品差額通知書を該当する被保険者へ送付しまして、現在、使用している薬をジェネリック医薬品に変更した場合の差額はこうなりますという通知を差し上げまして、変更を促し医療費の削減に結びつけを行う事業をはじめていきます。

以上の事業を実施していきますが、被保険者の皆さまに国保の状況や健診の必要性を理解していただき、健康に対する意識の改革を行っていただくことが大事だというふうにも考えております。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

いつも同じ答えなので、特に目新しい策ではないなというふうに思うんですが、高齢者が多くなっているというのはもう逃れようのない事実でありまして、当然いろんな疾病が増える、入院が増えるというのはしょうがないというふうに考えてしまうと、これで終わりなんですけども、町が今言ったようなこと以外に何かあるのかなというふうに考えてお聞きしたんですけども、特に大体いつ聞いても同じような方策しかないということで非常にちょっとこのへんが疑問点があるんですけど、町を挙げてやるという意識で考えていかないと本当に国保特別会計そのものが破綻してしまうという状況であることは目に見えておりますので、ぜひそのへん、よく本腰を入れてやっていただければと思います。

私たち議員は昨年12月に県の福祉保健部から担当者を招いて国保について勉強会を開きました。その際、国保特別会計を改善する1つの方策として後期高齢者医療広域連合と同様に県下市町村による広域連合化という方法がある。それが無理ならば峡南広域行政組合のような地域限定的な部分での広域化で運営していくことも可能ではないかということ提言されました。

後期高齢者のように市町村全体、県下市町村全体ということになりますと非常に問題のある自治体があるということで、ちょっと全体の連合は無理ではないかということで、その担当者もおっしゃっていましたが、峡南地域5町ですね、南部町、身延町、早川町、それから市川三郷町、富士川町、この5町、今現在、峡南広域行政組合を結成している5町が保険者になりまして、その国保をなんとか運営していくことはできないかということで考えましたけれども、先ほど町民課長の答弁の中にもありました国保運営の広域化と支援方針、山梨県市町村国保広域化と連携会議設置要綱というものが定められておりまして、部分的にレセプトの審査等の電子化を進めているという状況だということ伺いましたけれども、この峡南広域行政組合の5町で国保広域連合のようなものができないのかどうか、その点の可能性についてお伺いいたします。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

議員のおっしゃるとおり、国では市町村国保の都道府県単位化を進めるための環境整備として広域化等支援方針の策定を県の判断でできる旨の改正を行いました。これを受けて県では平成22年度に広域化支援方針を策定し、市町村国保広域化等連携会議を開催して、広域化についての検討を重ねております。

検討内容といたしましては国保事業の運営の広域化、または国保財政の安定化を図るための具体的な施策として事業運営の広域化等、財政運営の広域化等、県内の保険税の算定方式等の標準設定についてでございます。

広域化については昨年度、山梨県国民健康保険団体連合会において国保総合システムが本格

始動をされました。これにより実施希望の町村において統一された内容の業務が行われることになりました。そのことは先ほども話したとおりレセプト点検等を実施しているところでもございます。

さらに24年度からは先ほど課長が話しましたとおり、ジェネリックの医療差額通知の送付を実施することになっております。少しでも削減に結びつけばいいなど、こういうようにも思っているところがございます。

計算センターにおいて、国保関係の業務は被保険者の資格管理のシステムの運用が主であります。医療費通知においても連合会で実施しておりますが、峡南地域では計算センターで行っております。

さて、峡南地域の行政組合が主体とした国保広域連合についてでありますけども、今、県におきましては広域化等支援方針を策定し、広域化についての検討を重ねており実施可能な事業から順次着手をしていきたいと思います。しかし実質単年度収支の赤字解消につきましては、もし峡南地域が一緒になってもすべてが赤字の破綻寸前の町村でございますので解決になるのかな、これは大変厳しいところでもございます。したがって、峡南広域行政組合を主体とした国保の広域連合構想につきましては、県の広域化の動向を見守っていきたくてというようにさせていただきたいと思っております。

なお、県においても国の動向、社会保障と税の一体改革等の状況に注視しながら今後、必要に応じての方針の見直しを行うこととされておりますので国の動向を注視していくことが必要であるなというふうにも思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

母体が大きくなれば、それだけ国保の運営も多少はよくなるのではないかなということでお伺いしましたけれども、たしかにおっしゃるとおり5町で全体的に赤字であるということになるとメリットはあまりないのかも分かりません。ただ県の担当者の考えでいきますと、甲府市のように非常にひどい自治体があってそこが入れないということで、かなり県でまとめるのは難しいのではないかなというふうなお話でした。できるだけ少しでも母体を大きくするというところで考えていくと、峡南だけでなくもうちょっと広げてもいいのかなというふうにも考えますが、そのへんは今後また検討していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

去年の3月11日、町議会の委員会の審査が終わって2時46分に大地震が起きたわけですが、その原発の事故があのようにひどい状況になるということで大変その原発に対する安全神話というものが嘘だったんだということがよく分かりました。今後、原発による電力についてはあまり期待しないほうがいいのではないかなというふうに私は考えております。今まで31%もの電力を原子力エネルギーによる、原発による電力で補ってきたわけですが今後はわれわれ自身の生活もできるだけ節電しているんなもので補っていく、新エネルギーで補っていくというふうな方法で考えていくことが必要なんではないかなと。そういうことで新エネルギーについて、町でも考えて身延町地域新エネルギービジョン概要版というものが去年の2月に提出されたわけです。そういうエネルギー政策の転換について、町長がどういうふう

に基本的にお考えなのか、その点をまずお聞きします。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

原子力発電所から新エネルギーへの転換をどう考えるかということでしょうか。はい。

昨年の3月11日に発生しました東日本の大震災に伴いまして東京電力福島第一発電所事故が発生したことはご案内のとおりでございます。いまだに収束に至っておりませんし、その原因も現在、究明中であるというようにも思います。

平成23年度の第2回定例会でも私が失礼をさせていただきましたので、私の代理で総務課長が申しあげましたように現在、事故調査検証委員会委員長に就任しております畑村洋太郎先生は、自然や原子力という本来、制御しきれない対象物を完全に制御できると人間が思い込んだことが背景にあったのではないかとこういうようにも言っております。原子力については人間が完全に制御できないことを念頭において制御安全ではなく、本質安全第一で原発と考えるべきだとも言っております。

そういう中であって東北電力の女川発電所はほとんど被災をせず、壊滅的被害を受けた女川町の住民に対する配慮から女川発電所の一部を開放して、最大330人の町民が事務建屋の別館と体育館に避難をしたといわれております。

私は原発に対する知識については持ち合わせがございませんので、原因究明が終了するまではコメントは差し控えさせていただきますが、東北電力女川原発のような事例もあったことを申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

そうですか。非常に危険なものであるということはお分かりだと思いますけども、女川原発が直接的な被害を受けなかったということで、そういう原発もあるよということで考えていらっしゃるとすればちょっと私は疑問がありますけれども、それはお互いにそういうことを認め合わなければしょうがないというふうに考えます。

先ほど申しあげましたように、昨年2月に新エネルギービジョン概要版というものが出されて、その基本理念として本町は町民、事業者、町が一体となり、身延町の豊かな自然エネルギー資源を有効に利用し、環境と共生する活力のあるまちづくりを推進していきますというふうに謳っております。

また基本方針として、町民・事業者・町が三位一体となり新エネルギーの普及を推進していきます。新エネルギーを利用した循環型の新しいまちづくりを推進し、地域産業の活性化を目指します。新エネルギー推進に対する情報提供、啓発活動、支援体制等を整備していきまというふうに基本方針が謳われております。

本年度の当初予算で太陽光発電を設置する家庭に対して5万円を30戸、150万円という予算を計上しております。大体、太陽光発電を家庭で設置する場合200万円はかかると思われておりますが、その中で5万円というのがどうなのかなというふうに、少額すぎるんではないかと考えますけども、これは町の予算の中で考えていくことですのでそれを今さらどうこうというふうにはいかないかも分かりませんが、せめて設置費用の1割の20万円くらい

の補助をしていただければと思いますけども、この5万円で30世帯150万円の予算の中で、もし利用が非常に少なかった場合には20万円に増額して、7件分にするとかという、そういう考え方があるでしょうか、ないでしょうか、その点についてお伺いします。

○議長（福與三郎君）

樋川環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

それでは、お答えいたします。

5万円の増額なんですけども、これにつきましては県内各市町村の一律定額補助制度の状況を見ますと3万円と5万円という、どちらかでありまして、容量単位で補助している市町村でも限度額が5万円から10万円と定めている市町村が多いことから5万円としたわけですが、普及促進の観点から少しでも役に立てばという思いで補助金を交付する考えであります。

また年度の設置希望者数によって受け取る補助金の額に差異が生じることは公平性の観点から望ましくないと思いますので、設置希望者数によって補助金の額を変える考えはございません。

なお、予算以上に設置者が多くなった場合には補正対応をしたいと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

そうですか。1戸5万円というのが果たして有効なのかどうかということが、ちょっと私は疑問だったのでお伺いしましたけども、例えばこの5万円を町から補助していただいて、たしか県のほうで10万円の補助が出る制度があると思うんですが、それとバッティングした場合はどうなんでしょうか。

○議長（福與三郎君）

樋川環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

県の補助金交付要綱では、県は金融機関から設置費を借用した住宅太陽光発電設備の設置経費にかかる償還金の利子補給ということになっております。また、これについては年利1%として、融資を受けたとした場合の元利均等返済による償還期間の利子相当額10万円のいずれかということで、県については10万円が限度ということになっております。したがって、町はその半分という考えであります。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

ですから5万円を町でもらって、県の補助10万円は同時にいただけるのかどうかそのへんについてです。

○議長（福與三郎君）

樋川環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

設置して東電と契約して申請していただければ、すぐ出せるような格好になっております。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

できるだけ多くの家庭でこういう太陽光発電の装置を設置していただくことが望ましいと思いますので、その点については今後も検討をお願いしたいと思います。

現在、庁舎内にジェットヒーターというのが設置されておりますけども、非常に熱効率が高いというか、2階の会議室から廊下に出た途端に廊下のほうが暖かいというような、そういう非常に効果的だと思いますけども、この燃料もずいぶんかかるのではないかと思いますけども、これはどのくらいかかるのかということと新エネルギービジョンの基本理念で身延町の豊かな自然エネルギー資源を有効に利用し、観光と共生する活力あるまちづくりを推進していきますということで木材を利用したペレットストーブ等の購入を公共施設では特に導入を検討していったらどうかというふうに思いますけども、この点2点についてお伺いします。

○議長（福與三郎君）

樋川環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

お答えいたします。

1点目の庁舎内の1カ月の燃料代でございますが、庁舎の暖房使用については、その日によって使用時間は異なりますが、基本的には朝夕の気温の低い時間帯と税の申告等による時間外勤務時に使用しております。

暖房用の燃料としましてはA重油とジェットヒーター用の灯油を使用しております。1月分の使用料でございますが、A重油が1,600リットル使用で13万6千円。灯油代が795リットル使用で6万7,575円。合わせて20万3,575円でございます。

またペレットストーブの考えはということなんですけど、庁舎暖房用のA重油およびジェットヒーター用の灯油の熱量を単純にペレットに置き換えますと1月分はA重油1,600リットルですから、換算係数の2を掛けまして3,200キログラム。灯油に置き換えますと795リットル掛ける換算係数が1.9でございますので1,510キログラム。合わせて4,710キログラムのペレットが必要ということになります。これをペレットストーブに変えた場合、ペレット1キロ当たり45円として4,710キログラムを掛けますとペレットの燃料代は21万1,950円となりまして、現時点ではペレットストーブの燃料のほうが高いということになっております。

ただし今後、石油燃料の減少などによりA重油、灯油などの価格が高騰していく場合、経費の逆転は十分考えられますので状況を見ながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

新エネルギーにするということは要するに有限の石油とか、そういうふうなものを控えて、できるだけ無限の材料で、無限というのもちょっとあれですけども、特に本町の場合には7割

以上が山林ということで、そういう自然エネルギーについては特に問題がないというふうに思いますので、その金銭的なものだけではなくて、今、課長がおっしゃったように今後そういうものの導入もできるだけ考えていって、自然エネルギーによる暖房についても検討していただきたいというふうに思います。

それから現在、南部町が峡南衛生組合に可燃物の処理を委託するという協議を進めておりまして、聞くところによりますと最近その協定を締結したというふうに聞いておりますけども、県は2008年度から10年間の山梨県ゴミ処理広域化計画というので中巨摩以南の中間処理を1カ所に集約したいというふうにしております。現在、市川三郷の旧市川大門地区と旧三珠地区および富士川町の全域のゴミ処理を中巨摩広域行政組合の中間処理場で行っておりますけども、南部町が峡南衛生組合に加入して市川三郷町、富士川町が峡南衛生組合にゴミを持ってくるといふことになれば、非常にこれは広域行政組合と衛生組合が一致するという状況になりまして、先ほどお聞きいたしました国保の広域化もそうですけれども、今後その広域行政で一括しているんなことを進めていく。なんとなく峡南市構想のように感じられますけども、そんなことができるのではないかなというふうに考えます。

もちろんゴミを全部ここへ集約するということになりますと非常に量が増えますので、その前に生ゴミを堆肥化するということも当然考えていかなければならない、減量化を考えた上でこのことであると思います。

現在、米倉山ですか、県が1万キロワットのメガソーラーというのをスタートさせておりますけども、これについても政府は発送電分離というふうな動きを進めようとしておりますけども、この峡南広域行政組合において、このメガソーラーを設置して新エネルギーを導入することも可能になるのではないかとというふうに考えますけども、この点についてお考えをお伺いします。

○議長（福與三郎君）

樋川環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

それではお答えいたします。

広域化による新エネルギーの導入については、各町単独で行うよりメリットは大きいと思いますが、これにつきましては今後、峡南広域行政組合構成町の担当者会議等において、また話をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

時間がだいぶなくなってまいりましたが事業仕分けについてお聞きします。

民主党政権になって、はじめて事業仕分けという手法によっていろんな観点から行政庁の事業の見直しが行われるようになりました。先ほどの同僚議員の質問の中で、特に町では事務事業について、こういう事業仕分けを積極的に行っているというふうにお伺いしましたけれども、これについてはだから、先ほどの同僚議員の質問で大体理解いたしましたので、これは改めてお聞きしないことにいたします。

2番目に県の事業仕分けというのがアドバイザー会議というので行われておりまして、廃止、一部廃止、要改善、現行どおりという4つの結論を出す方式を採用しているということですが、これ自体が拘束力がなく、アドバイザー会議そのものが中途半端な存在であるというふうに考えられております。

東京都多摩市では決算特別委員会で5から10程度の事業を選定して審議会が評価を行い、市長に事業の見直しや廃止を求める方式を採用しているということです。先ほど伺ったとおり、本町では事務事業の改善について非常に積極的な取り組みをされているというので、特にそうすることで考えると必要ないのかなというふうにも思いますけども、例えば仮に議会の議員が事業評価あるいは委員会を設けて評価をするということを考えていくとしたら、それに対する対応はどのようにお考えでしょうか。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ただいま議会で事業仕分けということでございますけれども、委員会を設けてという考え方だけは分かりました。その他どのような仕分けをして、これをどのように使用するか。こういうことを議会の中でも決めていただかなければ、私どもでただ、やるからどうだということに対してのお答えはできませんのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

今、本当に議会もいろんなことで改革をしようということで考えておりまして、これも1つの私自身から議会に対する提案として考えておるわけですが、事業仕分けをできるのかどうかということも現在まだこういう方向でというものがまったく出ておりませんが、町でもし、そういうことを認めていただければということ为先にお伺いしたところです。

今後、議会がいろんな点で町と協働を進めていかなければならない事業というものも結構たくさんあるのではないかなというふうに考えておりまして、そういう意味でもその議会による事業評価を考えていったらどうかというふうに、これは私自身がまだ考えている段階で議会に諮ったわけでもなんでもありませんので、今後この点についてはいろいろ協議した上で改めてお伺いしたいと思います。

時間ですので以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

以上で芦澤健拓君の一般質問は終結いたします。

次は通告の3番、渡辺文子君です。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺君。

○10番議員（渡辺文子君）

私は3点について質問をしたいと思います。

まず1点目、防災対策についてということで質問いたします。

東日本大震災からもうすぐ1年となります。そしてそのあとに続いた台風でこの町内でも多くの被害が出ました。すぐ起こるかもしれない巨大地震に多くの町民の皆さんは不安を持って

おられ危機感も持っておられる中で、今まで同僚議員からも何回もこういう質問はされましたけども、ぜひ不安があって聞いてほしいということで今回質問をさせていただきます。

今までの同僚議員の質問の中にも同じような質問がいくつかあったんですけども、1点目は防災計画の見直し、これは見直しをせざるを得ない状況になっていると思います。その中でこの見直しがどうなっているのか。昨年の台風での被害もありましたし、いろんな状況が具体的になっている中で見直しがどうなっているのかということでお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

ただいまのご質問につきましては、平成23年第2回定例会で松浦隆議員と第4回定例会で芦澤健拓議員の質問に答弁したとおり、本町では平成18年の3月に身延町地域防災計画を発行し、これまでに平成19年、平成20年、平成22年と3回の見直しを行ってきました。見直しの経緯といたしましては山梨県地域防災計画が平成19年1月に改定され、さらに同年4月に町の行政組織の変更に伴い、平成18年3月発行の身延町地域防災計画を大きく見直しをいたしました。

主な見直しの内容は山梨県地域防災計画にならい、富士山火山に関して新たに第1章から第4章までの富士山火山編を設け富士山火山にかかる災害予防、災害応急対策および継続災害、復旧・復興に関する計画を体系的に整備いたしました。

次に資料編として一般災害編、地震編および富士山火山編に関係ある防災関係機関の連絡先や所在地、町の食料等備蓄状況、この計画に関連します条例、規則や協定等について可能な限り内容を更新いたしました。

そして国の動向としては内閣府の有識者会議が東海、東南海、南海地域について規模などの見直しを行い、地震の震源域を従来の2倍に拡大することなどを盛り込んだ中間報告をまとめたところであります。

山梨県におきましては、東日本大震災の教訓をふまえて、県をはじめ公共機関などの果たすべき役割を改めて見直し、関係機関連携のもと山梨県の防災体制をよりしっかりしたものにしていくため、山梨県に最も近い静岡県浜岡原発の事故を想定し、放射性物質の検査体制の構築や衛星携帯電話の整備、帰宅困難者の一時避難所の確保、通学路の安全性の検証など、県地域防災計画案の見直し案をまとめ、12月26日に開催された県防災会議で山梨県地域防災計画の修正案が決定され、本年1月に総務省に報告したところであります。

本町においては本年度、土砂災害警戒区域等の一覧や町内防災備蓄倉庫一覧、耐震性貯水槽設置箇所等、資料編の見直しを行っておりますが、県の地域防災計画が5年ぶりに改正されましたので、平成24年度に山梨県地域防災計画にならい、本編の必要な見直しを行っていくことといたします。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

その見直しなんですけども、今回のいろんな貴重な教訓があったと思うんですね。その中に

はこの見直しについてはどこかに委託をするとか、そういうような形でするのでしょうか。そのやり方について。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

先ほど答弁しましたように本町では平成18年に発行しております当時から、ぎょうせいに関わっていただいておりますので、今回の見直しにつきましてもぎょうせいさんをお願いする予定であります。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

もちろん町独自では大変だと思うんですけど、ただやっぱり細かいところ、住民の皆さんが今回、台風にしても大震災にしてもいろんな経験をされて、細かい地域の状況というのは、やっぱり地元の方が一番よく分かっているんじゃないかなと思います。そういう意味では業者さんに委託をするとおっしゃいましたが、十分、住民の皆さんのご意見を反映できるような委託の仕方をしていただかないと、生きたものにはならないんじゃないかなというふうに思うんですけども、それについてはどのような形でやる予定でいますでしょうか。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

本町も平成16年に合併して7年が経過しましたが、昨年度はじめて台風12号、15号という大きな災害に見舞われました。この教訓を生かしてそれぞれの部分を見直しする、町の防災計画の中に反映していきたいとこんなふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

では十分、住民の方たちから意見を聞く中で地域の現状に合ったものができ上がるということと期待をしています。

2点目の防災機能の強化事業について、先ほど食料の備蓄とかというふうにおっしゃったんですけども、今回の予算の中にも耐火の水を溜めておくものとか、そういう予算もあったんですけども、そういうような食料の備蓄とか、避難場所が学校になっている場合がかなりあって、公民館とか学校になっている場合があって、そこにもやっぱり、もちろん自分の食料ですね、自分でお水とか何日かはするんですけども、やっぱりそれ以上ということになると、行政でもそれは支度をしなければいけないと思うんですけども、そういう意味での食料の備蓄とかお水の問題とかという、そういうのは強化していかなければいけない問題だと思うんですけども、それも見直しをされていくということなんですけど、どういような形でやっていく方針なのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

防災機能の強化事業につきましては、平成24年度に消防関係では消防団員の消防学校入校による知識や総合技術の習得、また消防積載車や消防ポンプ車の更新事業を実施する予定であります。防災関係では耐震性貯水槽60立方級2基を新設し、防災備蓄用食料を1万食、入れ替える予定でもあります。

また先ほど言われましたように、昨年に引き続き防災備蓄用飲料水3千本を購入するとともに災害時の職員初動マニュアルや土砂災害ハザードマップを作成し、そして防災行政無線のデジタル更新の設計業務の事業を実施し、防災機能の充実強化を一層図っていきたいと考えております。

そして昨年3月11日の東日本大震災の発生を受けまして、災害に対する備えを一層強化していくために、平成24年度は総務課の交通防災担当職員をこれまでの2人体制から1人増員し3人体制として防災対策の強化を図っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

今回、国の予算、それから県の予算は防災、減災対策にかなりの額を計上してありますよね。そういう意味では、そういうときにこういう防災機能の強化事業を進めるチャンスだと思うんですね。食料の備蓄とか水の確保については点検とか、それから交換とかということも今後出てくると思うんですね。そういうことについてはどういうふうに考え、方針をお聞かせいただきたい。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

消費期限等、十分精査する中で年度ごとに先ほど言いましたように入れ替えは順次予定しております。それと併せまして、先ほど質問がありましたように一昨日、平成24年度の一般会計の予算を上程させていただきましたけども、その中で昨年度当初予算に比べて防災機能の強化、充実を図るために大きく増額の予算をさせてありますので、ぜひともご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

分かりました。3点目、個人住宅公共施設等の耐震化の現状と対策についてということで質問をします。

個人住宅については私、2、3年前だと思うんですけども、耐震化を診断をして必要だということの結果が出てもなかなかお年寄り、老人世帯なんかはお金が捻出できないということで、

大きな耐震工事というのはできないけども寝ている部屋とか昼間、例えば地震があった場合には外に逃げ出せるけども、夜、地震があった場合には、やっぱり出られないということで、安価なシェルターなんかは私は一番適しているのではないかということで、一般質問もさせていただきました。

昨年の5月の広報にいろんな災害対策ということで載っていて、耐震シェルターというようなことで載っているんですけども、やっぱりお年寄りの話を聞いても、すごく不安な思いでいるけれどもなかなか大規模な耐震にはお金が出せないということで、シェルターを利用したいんだけど今まではそんなに必要性とか感じていなかったんだけど、ここに来ていろんな問題が起こって危機感が増しているということで、こういうお話も出てきているんだと思うんですね。そういう意味では耐震工事に比べると安いということなんですけども、今回の予算に出ていましたけども、限度額が24万円という、県の資料にもなんかそういう予算があったと思うんですけど、それらはどういうふうになっているのか。この前1件そういうシェルターを設置されたという方がいたという報告を受けたんですけど、その後の状況について、そのシェルターについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

耐震シェルターについて、お答えをさせていただきます。

耐震シェルターは県、それから町の補助制度がございまして、補助事業費の対象額36万円のうち県が3分の1、町が3分の1、施主さんが3分の1ということで、24万円の補助が受けられます。1件の実績があったということで、そのお宅の耐震工事は6畳間の和室をシェルターで囲っている状況にあります。そこの申請書を見ますと、おおむね40万円弱で工事ができたということで、補助金を24万円いただくと非常に安価で有効的な対策が講じられたのかなというふうに考えております。それぞれの家庭でどこに設置をするかでだいぶ設置金額は変わると思いますけども、耐震改修や耐震補強よりも安価で改修ができ、安全確保ができるというふうに認識してございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

その報告のあった1件ということで、その後はまだないということで理解してよろしいでしょうか。

それと先ほどの太陽光の場合は、県と町と一緒に15万円というふうに理解したんですけど、この場合は3分の1ということで、3分の2で限度額が24万円ということで理解をしていいのかなのか。

それと大体、その場所にもよると思うんですけども、40万円ぐらいでできるものなのでしょうか。それについてお聞かせいただきたい。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

昨年、実績のあったお宅のところは40万円ということですので、具体的には施主さんのほうで見積もりをとっていただいているということになります。そうはいいても先ほど申したとおり、耐震改修や補強のように広範囲ではありませんので、とんでもなくお金がかかるとは思っておりません。今のところそういう申し出等の話はございません。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

昨年の5月の広報みのぶに載っているんですけども、その後やっぱり、いろんなことで心配の方もあるので、ぜひ何回も住民の皆さんに宣伝をしていく、こういうものがあるんだと。実際問題、こういうふうに乗っていても知らなかったとか、そういうのがあればいいのにといい声もお聞きしていますので、やっぱりこういう宣伝はいろんな折につけて何回もしていく必要があると思いますけども、その広報についてはいかがでしょうか。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えをします。

耐震改修や補強につきましては、まず住民の皆さんのお宅がどのような状況にあるかの耐震診断をしていただく必要があります。毎年、初区長会でこのへんの事業の説明をして、区民の皆さんが集まるときには周知をしていただきたいというようなお願いをしております。

それから平成22年度には地震のハザードマップの保存版を配布させていただきました。その中で想定される地震や日ごろの備え等の注意点が明記をされております。また、先ほど議員が申されたとおり広報にも記載されているということで、このへんのことにつきましては粘り強くPRをしていきたいと思っています。

それから今年度は地区を絞って、県、町の担当者、それから建築士会の協力をいただきまして、ローラー作戦を昨年12月に切石地区34戸を実施しました。今月、西嶋地区を3月12日に38戸の予定をしております。引き続きいつ起こってもおかしくないといわれる大地震に対応できますようにPRは粘り強くしていきたいというふうに考えております。

それから来年度からは耐震診断の事業は単なる耐震診断だけではなく、改修をすると概算このくらいの見積もり額になるとか、工事内容等の説明を行って、きめ細かな対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

いろんなことをやっていただいて、ローラー作戦なんかもしていただいているというのは知らなかったの、ぜひ大変だとは思いますが町民の命を守るという意味でも大切なことなので、ぜひ引き続きこの努力をしていただきたいと思います。

それから公共施設の耐震化の現状と対策ということで、これはやっぱり多くの方たちが集ま

るところということで、これは避難所も一緒になっている部分もあると思うんですけども、この公共施設の耐震化についてどういうふうになっているのかということでお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

公共施設等の耐震化の現状と対策についてでございますけども、地域防災計画での答弁となりますが、見直す前の身延町地域防災計画の資料編においては避難所が38カ所ありますが、そのうち耐震化の対策が実施済みの避難所が34カ所で耐震化の対策が済んでいない避難所が4カ所あり耐震化率は89.5%であります。見直し後の状況につきましては、次の通告書4の中でお答えしたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

避難所については次に通告しているんですけども、ほかの公共施設、学校はそれで済んでいるということなんですけども、公民館とかそういうような公共施設については、もちろん本庁舎とか支所とかそういうのも含めてどうなんでしょうか。たぶん大丈夫だと思うんですけど。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

先ほどは地域防災計画上の中の公共施設等ということで、その中には公民館も入っている数字であります。それから庁舎につきましては本庁舎、両支所等につきましても耐震化は済んでおるところでございます。そのほかの公共施設等につきましては、今のところそのへんの状況の把握についてはできていないところが実情でございます。今後そのへんにつきましては進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

それはやっぱりできていないでは済まないんじゃないかなと思うんですね。公共施設というのは多くの人たちが集まる場所で、だから公共施設なんですけども、そういうところの耐震化というのは即調べてなっていなかったらやるようなことを即、それは早急に対策をとるべきだというふうに思いますけども、早急にしていきたいと思いますんですけども、どうでしょうか。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

そのように努めてまいります。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

それは本当に早急をお願いいたします。

4点目ですね。避難場所の指定と耐震化について、さっきの耐震化については昨年の同僚議員の質問の中で38カ所あって4カ所まだやられていなくて89.5%というのは昨年の質問の中で答弁がありまして、その後その4カ所についてはどうなったのかというのがちょっと心配です。それと避難場所の指定ということなんですけども、今回の台風のときに避難場所の指定というのがかなり地域によっては問題があったんじゃないかなと。それを含めて見直しをされるんだと思うんですけども、竹之島では氾濫する川を渡って避難所へ行かなければいけないとか、それから湯町にしても川が氾濫しているのにもかかわらず温泉会館まで行かなくては行けないとか、それから下田原の場合は静川小学校なので橋を渡って行かなければいけないと怖いというような、話を聞いているだけでも、そのほかにもあると思うんですね。そういう意味ではこういうのもやっぱり、今度住民の皆さんの意見を聞きながら防災計画、見直しをされているということなんですけども、そういうのも十分考慮して指定を考えていただけると思うんですけども、その今の現状について町で今把握をしているのかということと、それから避難場所が全部耐震化されているのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

身延町地域防災計画では避難場所、避難所と避難地を合わせたことをいいますが、避難所を38カ所指定し、避難地が75カ所指定してあります。小原島ほか6地区、粟倉、上沢、大庭、本町、仲町、新町は避難所として旧下山中学校体育館を指定されておりましたが、廃校により解体されたため、下山小学校体育館に見直し、耐震化の済んでいない横光公民館も耐震化された横根中の農作業準備休憩施設、桜清水の集会所に見直しを移したところであります。このように施設の状況等により避難所、避難地は今後も必要に応じて随時見直しを行ってまいりたいと思います。

ただし、見直しについては地域防災計画にもありますように避難場所の指定にあたっては、避難地については災害に対し安全な公園広場などを充てて、避難所については災害に対し安全な施設であることはもとより給食施設を有するもの、または比較的容易に搬入給食し得る場所を選定するように考慮するものとされております。

見直し後の地域防災計画では避難所が37カ所になりますが、その中で耐震化の対策が実施済みの避難所が34カ所で耐震化の対策が済んでいない避難所が3カ所あり、耐震化率は91.9%でございます。

この耐震化の済んでいないところにつきましては、先ほどの話にもありましたように、これから区長会とか地区の会合等の中で意見を聞く中で、また公共施設等の状況も見る中で、これらにつきまして見直しを進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

分かりました。随時その防災計画の見直しを待つのではなくて、やっぱり不都合があったら、そこで随時直していくということをしていかないと、なんかあった場合には困るので、それは続けていただきたいということで、避難地と避難場所ということで、いろんな条件があるとは思いますが、避難所においてはそこである程度の生活をしなければいけないということで、そういう条件もあると思うので、そこもやっぱり耐震化は大きな問題で早急に進めて、1カ所減ったから91.9%になったということの数字のからくりなので、それは3カ所は残っているということですので、ぜひそれは進めていただきたいと思います。

では5番目、液状化の被害が心配される地域についてということで、これも住民の方からうちの地区は液状化が心配されると言われているんだけど、町では対策はちゃんととっているのかということも言われて、私もちょっと甲府とかは液状化が心配されるというふうに思っていたんですけども、まさか身延町内にそういう液状化が心配されるところがあるとはちょっと知らなかったもので、その液状化の被害についてはどういうふうに認識をされているのかということでお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

ただいまのご質問につきましても、平成23年の第4回定例会で芦澤健拓議員の質問に答弁したとおり、液状化現象については身延町地域防災計画の第1章の地震編の概要の第4節、被害想定の項において山梨県は平成8年の3月に山梨県地震被害想定調査報告書を発表し、東海地震、南関東直下プレート境界地震、山梨県内および県境に存在する活断層による地震に関する被害をまとめました。しかし東海地震については、平成13年12月に国の中央防災会議が新たな想定震源域や想定震度分布の公表、強化地域の見直し、再指定、東海地震対策大綱の策定などを実施したことから、これらの経緯、動向をふまえて県も新たに平成17年5月に平成17年山梨県東海地震被害想定調査報告を発表いたしました。県が発表した平成17年山梨県東海地震被害想定調査報告書は平成15年と16年の2カ年計画で実施した被害想定調査をまとめたものであります。この報告書によると、県内でマグニチュード8.0規模の地震が発生すると県全体では人的被害が最も大きい場合、死者は371人にのぼりケガ人も6千人を超すと想定をされております。また強い揺れや液状化による建物の全壊・半壊も3万7,800棟を超すとしています。

身延町の場合には、人的被害が最も大きい時間帯が東海地震の予知情報がない場合の冬の朝の5時で、死者の数は88名。ケガ人については374人と想定されております。また強い揺れや液状化による建物の全壊・半壊は3,600棟を超すとしております。地震度、液状化の被害想定結果として、町の中央部から南部にかけて震度6強が見られ、一部地域で震度7が想定されております。逆に北部では震度6強、震度5強が分布するが、広範囲にわたって震度6弱が想定されております。

液状化については市川三郷町の町界から中央部を通過して、南部町の町界まで富士川流域に液状化が見られ、極少と想定されております。

今後、山梨県地域防災計画の動向を見ながら見直しが必要であれば修正をしていきたいと考

えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

県だかで液状化のマップをつくるというような話、資料があったと思うんですけど、それはいつですか。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

今回の県の地域防災計画の見直しの中で、この液状化につきまして液状化マップを平成24年度につくることになっております。そのできた段階で、県ではホームページで公表することになっておりますので、それらを注視する中で本町の地域防災計画の中に反映をしていきたいと、このように考えております。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

分かりました。それと同時にその液状化が危険、被害が心配されるところにはその液状化に対する工具みたいな、そういうものもやっぱり配置をするということで理解してよろしいですね。いろんな、液状化で半壊とか倒壊をした場合にいろんな工具が必要ではないですか。そういうものをそこに配置するというようなことも検討されるんですかね。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

現段階ではそこまでの状況は考えておりませんので、県の液状化マップで身延町のどの部分にそこがプロットされているかという状況を見る中で、町の防災計画のほうに反映をさせていってきたいというふうに考えております。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

当然そういう地域にはそれなりの対策をとるということで理解してよろしいということですね。分かりました。

それと防災対策についての最後の質問なんですけども、災害危険個所の対策について。そうでなくてもこの町は本当に危険なところがいっぱいあって、この前も300号線上からバイクで通っていた人が上から落石があって、意識を失って倒れていたところをトラックが来て、助けてもらったというような話も伺って、地震がなくても雨が降らなくてもそういう危険の状態の町なんだという認識はあるんですけども、いざ災害になった場合にはこれがまたますます危険な場所になってしまうということで、いくつもあると思うんですけども対策についてはどのような方針でいかれるのか。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

身延町内の災害危険箇所については、身延町地域防災計画の資料編に災害危険箇所関係という項目として、見直す前の箇所ではありますが、次のように記載がされております。崩壊土砂流出危険地区は534カ所で山腹崩壊危険地区は153カ所、土砂災害警戒区域は急傾斜地の崩壊が125カ所、土石流が84カ所、地滑りが24カ所あり、合計で233カ所です。土石流の危険箇所、溪流地区は259地区で、地滑り危険地区は28地区、急傾斜地の崩壊危険箇所は211カ所、急傾斜地崩壊危険指定箇所は78カ所、湛水防除施設が西嶋と八日市場の2カ所にあります。

町内はこのように多くの災害危険箇所等がありますが、今後関係機関に随時安全対策が講じられますようお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

これだけ多くあるとなかなか大変だなと思いますけども、やっぱり今回の予算の中にもかなりのところでこの対策がとられているなどは思っているんですけども、優先順位を決めて危険なところから早急に対策をとっていただきたいと希望するしかないなので、ぜひこのことについてはお願いをいたします。

次には2点目、義務教育費の保護者負担の軽減についてということでお尋ねをいたしたいと思います。

長引く不況のもとで1世帯あたりの平均所得が落ち込んで、当然、生活困難な家庭が増えていきます。その中で子どもの教育費、もうすぐ新年度を迎えますけれども、子どもの教育費の負担ということで、多くの保護者の方たちが頭を抱えているということで、子どもが少ないという現状もありますけども、やっぱり2人、3人となると重なってしまうと大変ということもよく聞きます。そういう中で義務教育の保護者負担の軽減については、お隣の町の早川町では今年から3つの小中学校で給食費や修学旅行、それから社会科見学の費用、問題集などの教材費の無償化に踏み出すという話です。少子化対策と並行して検討されたようですけども全国紙にも先進的な取り組みだと大きく報道をされました。早川の場合は年間8万円の保護者の負担が軽減されるという話で全国からも県内からも早川の取り組みを評価する声も多く聞いています。

その中でやっぱりこの今、不況の時代だからこそ教育費、保護者負担を軽減する動き、これが必要ではないかなというふうに思っているんですけども、それについて町独自の軽減策の検討はされているのかどうなのかということでお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

佐野教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

町独自の軽減策を検討しているかとのご質問でございますが、これは早川町の取り組み事例をお示しになってのご質問だと思います。

本町におきましても町の実情をふまえながら現在、多くの町独自の保護者負担軽減に関する事業を実施しております。例えば修学旅行の経費にかかる補助金、スキー・スケート・自然教室等校外行事にかかる補助金、遠距離通学補助金、クラブ活動等の充実のための選手派遣費補助金等、各種補助金事業、また校外授業を実施する場合の民間バス借上やあじさい号の使用、また社会科見学等における電車賃やバス代等の交通費の町費負担、体験学習等の体験料の町費負担等、多くの町独自の保護者負担軽減事業を実施しています。

そのほかにも子育て支援課関係では学童保育事業、中学生までの医療費の無料化等を実施し、保護者の経済的負担の軽減に努めています。また毎年、次年度予算の編成にあたりましては、保護者負担の軽減という観点を十分踏まえる中で予算編成に当たっております。例えば平成23年度の予算でございますが、柔道着や相撲のまわしについて、備品購入費として予算化したわけでございます。これは学習指導要領の改定に伴う平成24年度、武道の必修化に対応するためのものであり、保護者負担が生じないように検討した結果の予算化でございます。

今後もそのときどきの教育環境の変化等を考慮する中で、将来的な財政的見通し等もふまえながら可能な範囲で保護者負担の権限について検討実施したいと考えております。

以上答弁といたします。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

もちろん教育費についてはご努力をされているのは分かります。予算書を見れば、いろんな公費が入っています。ただどもその公費が入っていても保護者の負担はこの不況の中で大変な思いをされている方がいるからこそ、それ以上のいろんなお隣の早川に触発されてではないですけれども、そういう意味でやっぱり教育費は無償ということで憲法にも保障されているわけですから、それに一歩ずつでも二歩でも近づくような努力、これ以上の努力を私はしていただきたい、この町に住んでここで育っていく子どもたちのためにぜひできる限りのことをしていただきたいというふうに思っています。

やっぱりいろんなところと比較をする中で、いろんなところが給食費をタダにしている、戦後からすぐにタダにしているところとか、そういうふうにその町独自でできることって、いろんなことをしているところがあるんで、教育にお金はかかるんですけども、でもやっぱり今、不況だからこそ、できることはしていただきたいという思いで、この質問をさせていただきました。できる限りしていただけるというような、先ほど答弁だったので、これはこれでお願いをしたいということと言うしかないのかなというふうに思いますけれども、あと2点目の、こういう時代だからこそ、やっぱり就学援助制度、もっと使いやすくするために改善が必要だというふうに思っているんですね。これはこの問題については、私、今まで何回も質問をしてきました。いろんな一般財源化されたあと、独自できちっと努力をされているということは評価はしつつももっともっと多くの方たちに困っている、本当に困っている方たちが使いやすいような制度にしていく必要があるのではないかなという思いで質問をさせていただきました。そのためにいくつかの改善が必要ではないかなということで、いくつか質問をさせていただきたいと思います。

以前、新入学学用品費、小学校1年生と中学1年生、これは入学が終わってしまってから支給をするということで、本当にその必要な時期に準備金があると本当に助かるのではないかと

ということで質問をしたと思うんですけども、これに関しての検討、それから修学旅行も修学旅行から帰ってきてお金をもらっても、そのために親が一時立て替えなくてはいけないということで大変で就学援助をもらう家庭にもかかわらず立て替えがあるということで、これを改善していただきたいという以前にこういう質問をしたんですけど、この件についてはどういう検討がされたのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

千須和教育委員長。

○教育委員長（千須和繁臣君）

お答えします。

1点目、新入学の学用品費を4月の支給にというふうな質問でございました。それについてはいろいろ検討したわけですけども、6月議会の答弁でお答えしたような答えになるわけなんですけども、町民の所得割、税の所得割が非課税であるということが認定の要件の大きな1つとなっております。そのために所得が確定する日が6月ということになりますので、第1回目の支給は7月ということになるわけです。

それから2点目の給食費についての質問でございますけども、この給食費については滞納が出ないように毎月支給をというふうな質問でございますけども、就学支援制度の対象者について滞納が生じた場合には援助費の支給と同時に滞納額は納付していただいておりますから滞納額が増えていくということはありません。したがって、年間3回の支給になります7月、12月そして翌年の3月というふうな支給ということにいたしたいと、そんなふうにお答えさせていただきます。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

修学旅行については。

○議長（福與三郎君）

近藤学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

修学旅行につきまして、立て替えがないようにあらかじめ支給ができないかというような、前の一般質問であったと思います。修学旅行につきましては実施後に、その修学旅行にどのくらいかかったのかという部分を含めまして、実績に基づきまして各学校において精算を行うわけでございます。修学旅行において児童生徒1人当たり、経費がどのくらいかかったのかという部分が明確になるわけございまして、それについて町の補助金を除いた保護者負担分をこの事業におきまして支給をするという形になっております。

例えばちょっと具体的にイメージが湧きますようにご説明させていただきますと、中学校の修学旅行で1人当たりの旅行費用、例えば海外の修学旅行へ行ったというふうな状況の場合については25万円かかったとしますと、まず修学旅行の補助金交付要綱、これを適用いたしまして、補助金が2分の1で上限が10万円という形になっておりますので、まず10万円を差し引きます。残りの15万円が一般の保護者の負担になるわけでございますけども、この部分を就学援助の対象者につきましては、この15万円ですね、これを就学援助の援助費として支給するという形になるわけでございます。

この修学旅行の援助費の支払いの時期につきましては、修学旅行終了後の年間3回の支払い月がこれは要綱で規定されているわけでございますけれども、それに最も近い支払い月に支給するという事となっております。このことにつきましては身延町立学校要保護、準要保護の認定および就学援助事務取扱要綱に規定されております。この要綱に沿いまして事務を進めたいとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

その要綱にしたがって事務を進めるのはそうなんですけども、これは申請だから淡々とそういう事務を進めるんでしょうけど、どうしたらお金の心配をしなくて学校生活が送れるか。保護者にしても苦しい生活の中で、本当に教育にはお金をきちんと出すということはあると思うんですけども、少しでもその負担を軽くするために教育委員会や町はどうしたらいいのかという、その視点は私は足りないような気がするんですね。だから答弁が、この前の答弁と全然進歩していないし、現実にはほかで修学旅行のときに立て替えをしないで済むようにやっているところもあるし、給食費も立て替えをしないでやっているところもあるし、新入学の学用品費もちゃんとその前に3月に出ているところもあるんです。そういう意味ではどうしたら、そういうような制度を、町民のために使えるようにするのかということはやっぱり、淡々と事務をするということも必要かも分からないんですけども、どうしたら使いやすくていいのかということも工夫を、やっぱりいろんなところを町で集めて工夫もしていただかないと、全然あとからもらっても、そのときに大変だからほしいという思いがあると思うので、ぜひそれは今後、同じ答弁はいらないですので、どうしたら親も子もお金の心配をしないで、学校に楽しく行けるようにするのか。そういうお金の心配をしている子どもたちがいっぱいいると思うんですね。今の時代に、どうしたら、その子どもたちを助けることができるのかということを考えるのが町であり教育委員会であると思うので、ぜひそれはお願いしたいと思います。

時間がないので、あとちょっと続けたいと思います。

外国人の移住者がいるということで、この前、本町ではフィリピン人と中国人が多いという話も伺ったんですね。ほかの町村を見ると南アルプス市では4カ国語、中央市では何カ国語か、やっぱりそういうふうになっているんですね。そういう意味ではやっぱり外国人の案内所というものを、外国人は喋ることは喋られるんですけど、字を読んで理解するということがなかなか大変だということを知ったので、ぜひそれも検討していただきたいと思うんですけど、これはいかがでしょうか。時間がないので端的にお願いします。

○議長（福與三郎君）

近藤学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

このことにつきましては学校の教職員の先生方のご協力をいただいて、この制度の内容の周知に努めて、現状、本町におきましては4世帯の該当する世帯があるわけでございますけども、この制度内容はご理解をいただいております。

この制度の内容を理解した上で申請をしたいということであれば、学校の先生を通じて申請をするような対応をしていきたいと、このように考えております。

○議長（福與三郎君）

渡辺君、残り時間は5分です。

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

では、これについてはこれで。そのほかあったんですけど、申請書を分かりやすく、私も気が付かなかったんですけど、ちょっとプライバシーにかかることもあるので、これを分かりやすくしていただきたいというのと、あと口座支給振込手数料の保護者負担はあるのかどうかという、ここの確認をちょっとだけします。

○議長（福與三郎君）

近藤学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

町から保護者の口座に振り込む場合については、公金ということで無料となっておりますので保護者の負担はございません。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

ありがとうございました。

次に3、最後の質問なんですけども、JRの東海による無人化計画というのは公共交通機関として社会的責任を放棄していると私は考えるんですけども町長の考え方はどうでしょうか。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

昭和62年に日本国有鉄道がJR各社に分割民営化されたこと、これにつきまして公共交通機関であります、JR各社は民間事業者であることも疑いはありません。

今回のJR東海による下部温泉駅無人化の経営判断は、誠に残念でなんとか撤回してほしいという思いは変わりございません。しかしながら分割民営化の経緯を思い起こせば、JR各社は高い公共性と利潤の追求という、ともすれば両立困難な命題を突きつけられているわけであり、公共交通機関であることを理由にして、一方的に社会的責任を放棄したと決めることはできないと私は考えております。

終わりでございます。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

今、分割民営化の話がされたんですけども、そのときにJR、いくつか全国で民営化されたときに、採算部門と不採算部門を抱き合わせして、分割したという経過があるんですね。だから一方的にリニアを今、進めていて、負担もリニアにはするけれども、こういう駅を、乗降客が少ないということで、一方的に無人化にするということは、今までの分割民営化のときの経緯を私は忘れていないかというふうに思っているんですね。もちろん儲けも必要だとは思いますが、でもそのときの経過の中で儲けられるところと儲けられないところを一

緒にして分割したわけですから、そういう意味では公共交通機関としての責任をきちっと果たすべきだというふうに私は思いますけども、これは見解の相違なのでこれ以上、話をしてもしょうがないかなというふうに思います。

それで2点目に・・・。

○議長（福與三郎君）

時間経過をしましたので、その質問で終了してください。

○10番議員（渡辺文子君）

ちょっと延長できないですか。

○議長（福與三郎君）

すでに2分、延長してあります。

○10番議員（渡辺文子君）

それで共産党としては、この2月24日に日本共産党の巨摩地区委員長の花田さんと、それから市川三郷の市之瀬さん、私で下部温泉駅、鯉沢口無人化計画を撤回するよう指導することを求める要請書を持って国土交通省に要請に行って、やっぱり住民がいろんなことで駅を自分たちの駅だということでトイレの掃除をしたり、花を飾ったりということでそういうことをしているということを、努力しているということを伝えていただくとともにこの民営化、要請書を伝えていただきたいということでいってきました。

先ほど町長おっしゃったように民間だから、その判断は会社に任せるといようなことをおっしゃっていましたが、国民の安全性を守るのも国の責任なのでそのところをぜひお願いを、要請をしていただきたいということで伝えてきました。

すみません、なんだか時間がなくて、配分が悪くて質問にはちょっとならなかったですけど以上で終わります。

○議長（福與三郎君）

以上で、渡辺文子君の一般質問は終結いたします。

質問の途中ではありますが、ここで昼食のために暫時休憩いたします。

再開は1時といたします。

休憩 午後12時08分

再開 午後 1時02分

○議長（福與三郎君）

休憩前に引き続きまして、一般質問を行います。

一般質問の前に1件ご報告がございます。

千須和教育委員長および佐野教育長におかれましては公務のため、午後から欠席の申し出がございました。ご了承を願いたいと思います。

次は通告の4番、望月明君です。

望月明君、登壇してください。

望月明君。

○2番議員（望月明君）

通告に従いまして、一般質問を行います。

町内の森林の保全整備につきまして質問いたします。

第1点、本町の森林面積は2万4,341ヘクタールということで、全町面積の約80%を占めております。そのうち国有林が305ヘクタール1.3%。公有林7,382ヘクタール30.3%。私有林1万6,654ヘクタール68.4%。また手の加えられた人工林は9,360ヘクタール40%となっております。

近年、町内の里山や公有林、私有林等の荒廃が進んでいるといわれております。それは木材価格の低迷、あるいは林業労働力の減少、さらには高齢化といった理由によって放置山林が増加しているというようなことがいわれております。こうした現状につきまして、町長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えいたします。

本町の森林面積は町の総面積の80%を占めています。私有林と公有林の割合はそのうちの7対3になります。私有林のうちスギ、ヒノキを主体とした人工林は、昭和30年代以降に植林され伐採期の延長化により樹齢31年以上が人工林面積の88%を占めています。木材価格の推移を昭和55年と平成22年を比べてみますとヒノキについては昭和55年1立方メートル当たり4万3千円に対して、平成22年では8,100円で下落率は81%。スギについては昭和55年1立方メートル当たり2万2,700円に対して、平成22年では2,700円で下落率は88%という価格資料が山梨県林業公社より出ています。望月議員のご質問のとおり木材価格の低迷、林業労働者の減少と高齢化等が主因で山林の荒廃が進んでいます。このまま過密な森林が増え森林の持ついろいろな機能である土砂災害防止、水源涵養機能等の役割が十分発揮できなくなると考えます。

昨年の台風12号、15号が本町を直撃しましたが、至るところで土砂や立木の流出があり、森林の荒廃化や保水力の低下を思い知らされたところでございます。

森林の公益的機能を維持するためには森林所有者による手入れだけでなく、国、県、町の行政および森林組合が森林整備事業として積極的取り組み荒廃した森林の間伐を進め、針葉樹と広葉樹が交じり合った本来あるべき森林機能の保全と再生などの対策が必要と考えております。以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

そこで2番目の質問といたしまして、2、3年来ですが国あるいは県の交付金あるいは補助金による森林保全あるいは整備が先ほどありましたような森林組合などを通して行われておるわけですが、これは県の事業ということでやっておるわけですがけれども、この事業が町内で実施あるいは実施中の地域、またこれまでどのくらいの面積がそのような、行われてきたかということについてを質問いたします。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えします。

ご質問の国・県の交付金による事業は大きいもので3つあります。1つ目は水源の涵養、災害の防止など森林の持つ公益的機能の維持・向上を図るため、民有林の間伐などの整備を行う環境公益林整備支援事業で、身延町森林組合、峡南森林組合に委託して行いました。補助率としては100%でした。この事業は平成18年度から21年度までの4年間で合わせて398ヘクタールを実施し、事業費は3,092万円で整備を行いました。平成21年度以降この事業は廃止となりましたので現在は実施していません。最終である平成21年度の整備地区名は常葉、市之瀬、杉山、大炊平、清沢、下部、湯之奥、車田、大磯小磯、釜額、日向南沢、遅沢、飯富、江尻窪、樋之上、相又、横根中、大城、大島、上八木沢の20地区を整備しました。

2つ目は集落周辺の森林の間伐などの整備を行い、獣害の軽減を図る目的で行った里山エリア再生事業で身延町森林組合、峡南森林組合に委託をして行いました。補助率は68%でした。この事業も平成18年度から21年度までの4年間で合わせて86ヘクタール。事業費2,485万3千円で整備しました。平成21年度以降この事業も廃止となりましたので現在は実施していません。最終である平成21年度の整備地区名は清子、梅平の2地区を整備しました。

3つ目は作業道の補修、施業区域面積把握のための測量、獣害被害の確認、森林育成の確認のための森林整備地域活動支援交付金で身延町森林組合、峡南森林組合、山梨県林業公社に委託をして行いました。補助率は事業内容によって異なりますが、75%から100%です。この事業は新町合併以前からある事業で、平成20年度から23年度までの4年間の実績では4,492ヘクタール。事業費では2,754万9千円でした。平成23年度の整備地区名は相又、清子の2地区を行いました。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

ありがとうございました。このような整備が行われてきておるわけでありますけども、今回、平成24年度の山梨県の予算を見ますと、森林環境税を利用しての4億2,372万円を森林の保全事業に充てると発表しております。ただいまのような、森林面積の多い本町におきましてはそれに応じた森林の保全、あるいは整備の事業があつて然るべきと思っております。この事業の拡大、あるいは推進のために県のほうへ働きかけ、町内の森林の整備に従来以上にこの事業を行っていただきたいと、このように思っております。これにつきましての今後の見通し、これをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えします。

森林には災害の防止、水源の涵養等の多くの公益的機能があります。県ではこの重要な役割を果たす森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくため、平成24年4月から森林環境税を導入し、それに国費等の上乗せを行い、公益的機能が発揮される森林づくりを進めることとしております。

県が目指す森林づくりの方向は荒廃森林5万8千ヘクタールをおおむね20年で整備し、5年ごとに事業の見直しを行うことにしています。3つの基本施策として 多様な公益的機能の維持増進を図る森づくり。荒廃した民有林の間伐を進め、針葉樹と広葉樹が交じり合った森林に再生する。住民等の共同による里山林の整備。 として木材、木質バイオマスの利用促進。学校施設の例として勉強机、イスなど県産材の利用の支援。林内に残されている間伐材等の未利用材のバイオマス資源等としての活用の推進。例としてペレットストーブの燃料用ペレットへの支援。 として社会全体で支える仕組み。森づくり活動や地球温暖化対策等の情報の提供。普及啓発、環境教育の推進。地域住民やボランティア、NPO等が自ら企画実施する活動の支援などです。

20年間の総事業費は96億2千万円で、その内訳は国費等が34億9千万円。森林環境税が61億3千万円です。平成24年度県の事業費は4億2,372万円でその内訳は国費等が2億3,270万円。森林環境税が2億2,045万円です。県は森林環境税を活用した森林保全事業の交付要綱の説明会を平成24年度に入ってから行う計画でいると聞いております。町の平成24年度当初予算案には反映されておりません。今後、峡南林務環境事務所の指導を受け身延町森林整備計画に基づいてこの事業にあたりたいと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

ありがとうございました。県の計画に基づいて町も今後こうした事業を取り入れて森林の整備のために努力をしていってほしい、このように願うところであります。

次に4番目になりますが、こうした事業、県の事業としての森林整備でありますけども、町独自でこうした事業ができないものか。財政難の折柄、例えば県が行っている森林環境税というようなものを設定して、そういったものに頼らざるを得ないというようなことになると思うわけですが、そのような可能性があるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えします。

森林整備の必要性和実施については、先ほどの質問に答えたとおりでございます。多額の費用がかかり、継続して行わなければならない、この事業は国・県の補助対象事業等を取り込み、計画的に進めてまいります。町としては緊急的に行わなければならない保全整備以外は単独事業として実施する計画はございません。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

分かりました。以上で森林保全整備に関する質問を終わりたいと思います。

次は定住促進対策についてであります。

この質問につきましては過去、同僚議員あるいは私自身、何点か取り上げてきておりますが、

今回新たに質問をいたすところであります。

定住促進対策といたしましては、町としてこれまでさまざまな施策がなされてきたわけですが、とりわけ企業誘致という問題につきましては、継続しているものと思っているわけですが、前回、平成20年に私が一般質問で取り上げたときに岐阜プラスチック株式会社とサンセット工業この2社の誘致については答弁があったわけでありまして。その後、今日までの企業誘致への取り組みとその成果、また今後の見通しについて質問したいと思いますが、中部横断自動車道の開通が数年後に迫っているところでございます。これを控えまして誘致のための絶好の機会であると考えられるわけでありましてこれに関してお答えを願いたいと思います。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

それではお答えいたします。

定住促進のためには雇用就労の場の創出が不可欠となります。交通環境の整備や町税の優遇措置等により有利な条件を提示した企業誘致は重要ですが、景気が思うように回復していない状況や円高による企業の海外進出等が行われている中で厳しい状況にあり、積極的な誘致活動を行っていけない状況にあります。しかしながら、厳しい状況下でも町内に進出を考えている企業がありましたら、最大限に協力するとともに各種助成事業の導入にも積極的にお手伝いしたいとの姿勢は変わっていません。

このような中、先月、東京のIT企業が大野の空き家工場でキノコの生産を行いたいとの話がありました。地元の協力を得ていただく中で町も協力したいと考えていますので、ご承知いただきたいと思っております。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

先ほどの答弁であるわけでありまして、景気低迷というようなことが最も大きな要因ではあると思っておりますが、中部横断道開通というようなことを1つのきっかけとしまして、取り組む、どういう方向にどういうことで取り組むかということで、その点はいかがでしょうか。中部横断自動車道の開通、これをいい契機として。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

非常に中部横断自動車道の開通には、交通環境の整備ということで非常に有効になるわけですが、ただ先ほどお話ししたように景気が思うように回復していけない状況とか、あと円高による企業の海外進出等が行われた中で非常に厳しいと、そういうことをご理解いただきたいと思いますが、町も先ほど申したように進出してくる企業がありましたら最大限に協力したいと思っております。あとは県のほうの情報等も聞きながら状況を判断する中で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

今後とも引き続き、その誘致についての努力を怠らないようお願いしたいと思います。

2番目に入りたいと思いますが、やはり労働力確保、あるいは定住策の一環の中で地場産業の維持、あるいは振興という点につきまして質問したいと思います。

町の産業経済の発展のみならず、この定住促進、人口減少、そうした歯止めに地場産業をより充実・発展することにあると思っておりますけれども、これまでその地場産業の育成・発展のために町のとってきた施策をお聞きしたいと思います。そしてまた地場産業の現状あるいは問題点、今後の対策の見通し等について回答をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

定住促進の観点からの地場産業について、お答えしたいと思います。

定住のための条件として働く場所や住む場所、医療機関や商業施設、子育て環境等、いろいろあると思われませんが、誇れるものがあることも要素ではあるように感じます。身延山であったり、千円札の富士であったりさまざまなものがある中、地場産品なども含まれるのではないのでしょうか。

地場産業の振興への対応はどうかとご質問ですが、今年1月配布されました山梨県政だよりふれあいをご覧になられた方々には西嶋和紙の素晴らしさを書道家の方のインタビューから感じ取っていただけたのではないのでしょうか。この企画は県の広聴広報課から町の広聴広報担当に話があり実現したもので、町ではいろいろな機会を通して身延町の素晴らしさを発信しています。ブログの身延ライフもその1つで民間企業の無料サイトを利用させていただき、毎日500人以上の方たちにご覧いただいております。

さて23年度の当初予算で特産品のネット販売の費用を計上させていただきましたが、ようやく販売を始めております。このネット販売はたとえ売れなくても大きな宣伝効果があるように思いますが、今後、販売にも力を入れ地場産業の振興に役立てたいと考えています。機会がありましたら町のホームページからご覧ください。これからも、関係する課とともに地場産業の振興に努力してまいりたいと考えています。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

西嶋和紙につきましては、いろんな施策がとられてきておりますけれども、これとのタイアップ、和紙の里とのタイアップ等によって、より一層の和紙工業の発展を願っているところではありますが、印章業はだいぶ停滞しているように感じますが、この印章業についてはいかがでしょうか。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

定住促進の観点からの印章業の振興ということなんですが、ちょっと大変申し訳ありません。印章業に対する施策についてはちょっと政策室のほうは今、行っておりません。ただ、これから関係する課とともにそのあたりも調査しながら町のブログや、また関係するネット販売等で

宣伝等ができるかどうか検討してまいりたいと思います。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

分かりました。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

次に3番目に入りたいと思います。

最近の町営住宅の需要と供給という点について質問をしたいと思います。

まず町営住宅への入居状況につきまして、それぞれ各場所別に伺いたいと思います。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えをさせていただきます。

本町が管理する町営住宅は身延地区に7つ、それから中富地区に7つ、下部地区に2つ、計16団地。それから町有団地が相又に1つございます。合計で17の団地がございます。現在、管理戸数は303戸であります。そのうち本年2月末日現在、入居戸数は255戸、政策的に空き家として24戸、それから純然たる空き部屋が24戸ございます。団地別には今、ちょっと資料を持っていないので詳しくは申し上げられませんが、現在255戸の入居がされております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

入居状況によりますと、303中255ということで、まだ空いている状況はあるわけでありませうけれども、これに対しまして町営住宅への入居希望者については、どのように把握されておりますか。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えをします。

今現在、入居の希望者は待っている人はございません。問い合わせは何件かございます。

ちなみに本年度に町営住宅、町有住宅の出入りを報告させていただきます。退去した世帯は15世帯。それから新たに入居をした世帯が19世帯ありました。そのうち町内からの入居が5世帯。町外からが14世帯ということで町営住宅の入退去がございました。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

入居希望者というものがつかめていないということですが、実際問題として303中255ということで空き家はあるわけですが、この空いている部屋があるわけですが、結局、入居の問題はこの住宅への入居制限というものがあるのではないかと思うわけであ

りますけども、次の質問に入りますが、いわゆる所得制限による入居の規定ですね。これは従来と変わっていないものかどうか。また変える見込みもないかどうか。前回の私の質問、同じような質問がありましたけども前回と変わらないかどうか。新しい情報があるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えをします。

町営住宅の入居制限でございますけども従来と変わる予定はございません。ただし議案第10号で地域主権の一括法に伴いまして公営住宅法の一部改正され、収入基準が条例に委任をされます。県営住宅でも同様ですけれども、今までの収入基準を利用していくことで県のほうから示されております。

まず住宅に困窮をしていることが明らかであること。世帯を構成していること。それから申込者と同等以上の収入がありまして町税等の完納で県内に居住をしている連帯保証人が立てられること。その連帯保証人は公営住宅に入居している人、入居を予定している人は連帯保証人にはなれないということです。先ほど言いました収入基準も一定の制限を、今までと同様に掛ける必要があるということで理解をしています。それから町税等の滞納をしている方は入居ができません。同居人もすべて同様でございます。それから世帯全員の方が暴力団の構成員でないということの制限がございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

さまざまな条件をクリアすること自体が大変だということも入居できないものがあるということの事実であると思っております。

そこで、次の質問に入りたいと思います。

先ほどの答弁にもありましたように、町内の町営住宅の中には入居の余裕のあるところがあるわけでありまして。いろいろな理由、住宅そのものが老朽化して古い状況にあると。あるいは場所的に利用しにくいとか、いろいろな理由があると思えます。

そこで町営住宅はやはり住宅としての立地条件のよいところ、すなわち通勤、あるいは買い物、あるいは医療機関のあるところ等々、そうした利便性の高いところが求められているものであります。そういう利便性というものを考えて、住宅というものもやはりそういった立地に、合ったところへ建てるべきではないかと。また、そういった地域に実際に住宅があっても老朽化してしまったということが現にあるわけでありまして。

町内にはそうした老朽化住宅が相当数あるわけでありまして、そこで私の提案でありますけども、先ほどの立地条件等々を考えますと現在、飯富地区にある町営住宅でありますけども、これが非常に老朽化しております。住んでいる家族も非常に少ない状況にあります。空き家も多くなっているところでありまして。そこで、この飯富における町営住宅ですが、やはりこれは立地条件の非常にいいところでありまして、住宅としてなんとか改築等を試みてやってみてもらえないのかということでございます。

旧中富町時代から基金として、中富地域町営住宅建設基金というものがあります。その金額を確認しましたら1億1千万円というのが残っているわけでありまして。この資金ではとても、その建築資金としては無理だと思いますが、それを一部として建設の方向にってもらえればありがたいなとこういうように感じておりますけれども、この点につきまして答弁をお願いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えをさせていただきます。

たしかに管理をしている住宅の中では、老朽化の進んでいる住宅が先ほど指摘があった飯富団地のほかにたくさんございます。古くなったから維持をしていくのは当然でございますけれども、今後どのようにしていくのか、修繕もしたり建て替えもしたりということで総体的に考えていかなければなりません。住宅需要、それから財政的なこと等々を考えながら立地も考えながら総合的に判断をして今後進めていきたいと、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

突然の提案で、ちょっとここでお答えは無理だと思いますが、先ほどのいろんな条件、立地条件等々を考えながら、ひとつ総合的にお考えのほどをお願いしたいと思います。

続きまして4番目ということでございますが、定住促進というようなことからその一環として、コミュニティビジネスの起業促進という点につきまして質問したいと思います。

町内にこうしたコミュニティビジネスの起業促進、あるいは事業おこしということで努力をされていると思いますけれども、そのこれまでのさまざまな方策をとられて、その実現に努力しているものと思っておりますけれども、現在のその状況とまた今後の見通しにつきまして質問をしたいと思います。この問題もやはり中部横断自動車道の開通等々と併せて、こうしたビジネスの起業が可能ではないかというようにも考えておりますが、併せてお答えを願いたいと思います。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

町ではコミュニティビジネスへの起業促進に関連した補助金などは用意してありませんが、町民の皆さまがみずから町内に眠っている資源を活用するために知恵を出し合い取り組むコミュニティビジネスを応援するとともに、新たに起業しようとする町民の皆さまには町も同じテーブルについて最大限の協力をを行い雇用・就労の場をつくりだしていきたいと考えています。

現に富士川で行われていますラフティング事業も昨年6月に株式会社富士川倶楽部として再出発し名実ともに企業化がなされました。また精力的に活動しています農事組合法人や町民有志が地域の特産品の販売施設の運営を始めたり、遊休農地を大手企業の社会貢献活動を利用して復活させたグループが表われるなど新たな動きがはじまっています。これらのグループの今後の活動に期待するとともに他の新たな動きに波及することを願っています。

なお、NPO富士川下り研究会も業務の一部を富士川舟運株式会社として動き始めていますが、町も中部横断道沿線地域活性化富士川下りプロジェクトの一員として運行開始に向け、協力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

定住促進対策として、主に4つの面について質問してまいりました。まだまだ、不十分な質問ではありましたが、これらを聞きまして町の活性化、定住促進のために町の努力をお願いいたしまして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

以上で望月明君の一般質問は終結いたしました。

次は通告の5番、草間天君。

草間天君、登壇してください。

草間天君。

○8番議員（草間天君）

新エネルギーという言葉が数年前から呼ばれています。しかし今の日本は石油による火力発電と原子力発電から脱却することは大変難しい問題だと考えられます。これらのエネルギーをゼロに近づけることは不可能に近いことです。新エネルギーについて今回、私は水力発電の可能性について質問させていただきます。

新エネルギービジョンが策定され1年が経ち、町として具体的な推進状況については同僚議員が質問しています。太陽光発電によるパネル設置の補助金制度以外に政策をしていることがあるのか、お伺いします。

○議長（福與三郎君）

樋川環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

それではお答えいたします。

新エネルギービジョンの中で、身延町で導入の可能性が一番高いエネルギーは太陽光ということで、今回、住宅用太陽光発電システムを設置したのに対して、平成24年度から補助金の交付を行うものでありますが、現時点において太陽光発電以外は考えておりません。

なお今後、状況に応じて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

草間天君。

○8番議員（草間天君）

無限にリサイクルされる水を利用する水力発電はCO<sub>2</sub>排出量が極めて少ないクリーンなエネルギーであります。山梨県における小水力発電事業では都留市、北杜市、南アルプス市等があります。3月2日には都留市では元気君3号を本格稼働しました。上流の水をスクリーンに受けて発電するもので、地形をほとんど選ばず設置できる特徴があります。県地域クリーンエネルギー導入促進事業費補助金を活用してできました。本町の下部川では水資源が豊富な地域

であります。去年の台風では下流で水害を受けましたが、上流では落差と水量といい、水力発電に適していると思います。町内の河川を利用して小水力発電を推進する考えがあるのか、お伺いします。

○議長（福與三郎君）

樋川環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

それではお答えいたします。

小水力発電につきましては来年度、山梨県の小水力発電開発支援室で小水力発電モデル施設として、身延町大城川の砂防ダムの落差を利用した発電所の建設に向けて詳細設計に着手していただくことになりました。順調にいきますと、運用開始は平成26年度の予定と聞いておりますが大城川小水力発電所の実現に向けて本町でも協力していきたいとは考えております。

今後においては、この大城川小水力発電所の運営における経済性や管理面等の状況を参考にしながら町内の河川を利用した小水力発電施設の整備が可能なのかを検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

草間天君。

○8番議員（草間天君）

電力事業が独占事業であることが問題にされています。日本の電力供給は東電をはじめ、従来電力会社に地域別に区分されており発電と送電の業務を行っています。そのために独占企業であり安全面・コスト面においても競争相手がいません。そのことを考えれば河川の年間を通しての水量や落差を調査する必要があると思いますがお伺いします。

○議長（福與三郎君）

樋川環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

先ほど申し上げましたが、大城川の小水力発電所の運用が平成26年度の予定と聞いております。その施設の状況を参考にしながら、今後、町で小水力発電事業を行っていくための条件が整った場合には年間を通じて発電に必要な流量、流速の調査は必要と思います。その時点において具体的な調査の検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

草間天君。

○8番議員（草間天君）

水力発電については即戦力的エネルギーが無限に湧いてくるものであります。ファッションに例えればプレタ・ポルテのようでありますから、早い時期に推進してもらうことを要望しまして私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（福與三郎君）

以上で草間天君の一般質問は終結いたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

これもちまして、本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（秋山和子君）

それでは相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時52分

平成 2 4 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 1 4 日

平成24年第1回身延町議会定例会（4日目）

平成24年3月14日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 付託議案に対する委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 委員長報告に対する討論
- 日程第4 委員会付託議案に対する採決
- 日程第5 委員会の閉会中の継続調査
- 追加日程第1 追加提出議案の報告並びに上程
- 追加日程第2 追加提出議案の説明
- 追加日程第3 追加提出議案に対する採決
- 追加日程第4 切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員選挙について
- 追加日程第5 議会活性化等調査検討特別委員会委員の選任について

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	野 島 俊 博	2番	望 月 明
3番	河 井 淳	4番	芦 澤 健 拓
5番	松 浦 隆	6番	深 沢 脩 二
8番	草 間 天	9番	川 口 福 三
10番	渡 辺 文 子	11番	穂 坂 英 勝
12番	伊 藤 文 雄	13番	望 月 広 喜
14番	望 月 秀 哉	15番	福 與 三 郎

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	赤坂次男
会計管理者		串松文雄	財政課長	笠井一雄
政策室長		丸山優	町民課長	佐野文昭
税務課長		佐野勇夫	身延支所長	千頭和勝彦
下部支所長		渡辺明彦	教育委員長	千須和繁臣
教育長		佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課長		佐野正美	福祉保健課長	依田二郎
子育て支援課長		稲葉義仁	建設課長	藤田政士
産業課長		竹ノ内強	土地対策課長	滝戸文昭
観光課長		熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課長		遠藤庄一		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 秋山和子

録音係 依田光太

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（秋山和子君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（福與三郎君）

本日は大変にご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第4号により執り行います。

日程第1 付託議案に対する委員長報告を求めます。

はじめに、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長、松浦隆君。

○総務産業建設常任委員長（松浦隆君）

それでは総務産業建設常任委員会の審査結果をご報告申し上げます。

（以下、総務常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（福與三郎君）

次に教育厚生常任委員会委員長、報告を求めます。

教育厚生常任委員長、河井淳君。

○教育厚生常任委員長（河井淳君）

それでは、今定例議会におきまして、教育厚生常任委員会に付託されました議案について、審査結果報告をいたします。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（福與三郎君）

以上で各委員長報告は終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務産業建設常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので質疑を終結いたします。

次に教育厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

いくつか質問をさせていただきます。

議案第8号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について質問いたします。

本条例は45%、介護保険料が上がる条例です。このことについて住民負担が上がるということで質疑があったかどうか。そしてその状況はどうなのかということが1点。

それから議案第27号 平成24年度身延町一般会計予算について、歳出の第10款教育費の中で下山地区公民館について、旧下山小学校跡地から下山中学校の跡地にと変更になりましたけど、このことについて住民の合意はできているのかどうかということも1点。

それから議案第28号 平成24年度身延町国民健康保険特別会計予算について、これも値上げの中で住民負担が上がるということについての論議はどうなったのか。同じく議案第29号 平成24年度身延町後期高齢者医療特別会計予算についても値上げについて、これは今まで扶養されていた方、無年金の方たちにとっても一人ひとり加入するということで、一人ひとり保険料を払わなければいけないということで、この値上げについてはどういう審議が、経過があったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

身延町介護保険条例の一部を改正する条例について、そして議案第27号 平成24年度身延町一般会計予算について、下山公民館の関係について、それから議案第28号 身延町国民健康保険特別会計予算について、税率アップの問題。議案第29号 身延町後期高齢者医療特別会計予算についての税率アップの問題。この4件について、可決の経過を委員長報告してください。

河井君。

○教育厚生常任委員長（河井淳君）

それでは審査の内容についてご説明いたします。

まず議案第28号 身延町国民健康保険特別会計予算についてでございますけども、こちらは全員協議会の中でも担当課より十分な説明がございまして、また議員の中から運営協議会に出席しておりまして、その中でも議員のほうから特別会計についてのあり方、その他いろいろ論議が出されまして最終的な結果として値上げがやむを得ないというような状況であるということが委員会の中でも話が出ております。その結果として認めるべきというふうに決しております。

それから議案第29号 平成24年度身延町後期高齢者医療特別会計予算につきましても担当課のほうから説明がございまして、対象となる人数の増加、それから医療費等の伸び等々からこのような結果になっているというような説明を受けております。それに対しても委員会としては可決すべきというふうに認めております。

それから議案第30号 平成24年度身延町介護保険特別会計予算についても同様に説明を受けておりまして、23年度の・・・。

○議長（福與三郎君）

河井委員長、30号はございませんので27号、それから8号について。

○教育厚生常任委員長（河井淳君）

すみません。

議案第8号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例についてですけども、こちらにつきましては保険税を上げるという条例でございまして、これにつきましても前年度の収支から県から3千万円近くの借り入れをしなければ運営が成り立たないという状況になっておりまして、保険税を上げなければ運営ができないという説明を受けております。

この借入分を返済の分、合わせて先ほど話がありましたような、かなり大きな体系となっておりますが、これにつきましても国保会計と同様に基金を取り崩して保険税のアップを今まで抑えてきたということがあります。そして基金が底をついてしまって、さらに借り入れをしなければならぬという状況に介護保険のほうもなっておりますので、今回の改定については今まで低く抑えすぎていた部分の反動がきているのかなというようなこともございまして、委員会としても認めるべきというふうに決しております。

それから議案第27号 身延町一般会計予算についての下山地区の公民館についてでありますけれども、これも過去に説明をいろいろ受けておりますけれども委員会の中でも住民の合意は得られているのかというような質疑がありまして、当局側のほうの説明からも100%ということではないが大方の同意を得ているというふうに考えているという説明を受けております。

以上でそのような内容から委員会の中でも認定すべきというふうに認めております。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので質疑を終結いたします。

日程第3 委員長報告に対する討論を行います。

最初に、総務産業建設常任委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

議案第7号 身延町税条例の一部を改正する条例について反対討論をいたします。

平成25年1月1日から退職所得にかかる個人住民税の10%、税額控除の廃止。平成26年度から平成35年度まで町民税均等割500円が増えるという条例です。県民税を含めると1千円の増加です。今、円高のデフレ、長引く不景気のもとで失業、廃業、倒産、就職難など町民生活の実態は深刻です。そんな中でのこれ以上の住民負担は認めることができません。

○議長（福與三郎君）

他に賛成討論の方。

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

私は議案第7号 身延町税条例の一部を改正する条例について賛成の立場から討論をいたします。

まず退職所得に関わる個人住民税の10%で税額控除の廃止ということになりますと、これは説明のとおり昭和41年に導入されたこの10%の税額控除は退職所得の現年課税による1年早い徴収であるということで、運用損益が損なわれるということの理由でありますので、最近の金利情勢等をふまればこれは致し方ないと私は考えます。

それともう一つありますけれども、町民税均等割500円増につきましても賛成の討論をいたします。まず、これを考える前に防災の心構えとは何か。これを考えるためには災害とは何か考える必要があると思います。では災害とは地震や台風や洪水や土砂崩れなどで人が亡くなっ

たり、家が壊れたり、火災が起きたりなどの被害が出ることであるが、生活の観点からはご飯を食べて風呂に入って布団に寝てそしてトイレに行けるという当たり前の日常生活ができなくなるということであります。ではそういうことにならないようにするためには普段から何をしておけばよいのか。何をすればよいのかということを考えてそれへの備えをしていくことが肝要だと考えます。

自分は、家族は、お隣は、地域では、自治会では、会社では、学校は、市町村は、県は、国は等々、それぞれの立場でそれぞれの人が機関が備えることであり、それぞれの人にそれぞれの防災があります。そうしてまさか自分が、地域が、町がこんな目と言わないようにしましょうということであります。

同僚議員の町民税アップに対する考え、また人を思う気持ちはよく伝わってきますが、私はこのたびの東日本大震災、また阪神淡路大震災をはじめとする過去の災害、近々では昨年台風12号、15号による災害等、これらに学び、特に要援護者の対策の充実を含めた町の防災力強化が必要であると強く思うところであります。

然るに正しく恐れて、しっかり備えるために東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に関わる地方税の臨時特例債に関する法律の趣旨を尊重し、これを東日本大震災の契機として地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、町民税均等割500円増の賛成討論といたします。

それと、あとは県民税のほうでございますけども、平成23年9月、山梨県の森林保全を目的とした新税の考えによりますと、今、このわが国は東北地方太平洋沖地震による未曾有の被害から、地元住民をはじめ国民が総力を挙げて復興に取り組んでいるところであります。本県といたしましても被災地への救護、支援活動を迅速、的確に展開するとともに大規模災害から県民の命・財産を守るため災害に強い県土づくりをはじめ、さまざまな防災対策に積極的に取り組んでまいります。

こうした中において土砂災害の防止や洪水の緩和、地球温暖化防止などの公益的機能を持つ本県の貴重な財産である森林を中長期的な視点に立って適正に整備・保全していくことは県民が安全で安心して暮らしてく上で極めて重要であります。そのため将来にわたって森林の持つ公益的機能が発揮される健全な森づくりに広く県民一人ひとりの協力をお願いするものでありますとしております。

そして環境問題はこの地球に住む全員が取り組まなければなりません。未来からの預かりもの、この地球が満足する環境づくりにまい進するため、山梨県また県議会を尊重し、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので討論を終結いたします。

次に教育厚生常任委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

議案第8号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について反対討論をいたします。

3年ごとに改定される介護保険料は第4期と比べると第5期は45%の値上げです。この大幅な値上げは、所得の低い高齢者の生活を一層深刻にします。また普通徴収の人たちに保険料滞納が広がり、制度の破綻につながりかねません。現在でも介護保険料、利用料が高くお金が心配で必要なサービスが受けられないと聞きます。家でみたくてもみることができないのに特養に入れられない。一人暮らしでもなかなか特養に入れられない。要介護4、5の人たちが自宅で待機をせざるを得ない多くの実態があります。保険料を支払っても利用できない多くの高齢者がいます。国に負担割合の引き上げを求めるとともに一般会計からの繰り入れをし、介護保険料の軽減をすべきです。すでに浦安市など全国で約3割の自治体では一般会計からの繰り入れをし介護保険料の軽減をしています。

議案第27号 平成24年度身延町一般会計予算、10款教育費、4項社会教育費、2目公民館費に計上された下山地区公民館建設に伴う調査測量および基本設計等業務予算について反対討論をいたします。

下山地区公民館は建設計画が下山地区の住民に示されて、すでに8年になります。どうしてそんなに時間がかかったのかが問題です。私は下山地区に行き、聞いた方は私たち年寄りにとって公民館は集まりやすい場所にあっていつでもみんなで集まって手芸をしたり、談話会をしたり、保健師さんに来てもらって健康教室を開いてもらいたいと願っていたんです。新しい下山小学校のところでは私たち年寄りは公民館へ行くまでにくたびれてしまいます。それに今、災害を考えた場合、高台で年寄りが自分の足で行ける場所に公民館を建設してほしいと、これまで以上に思うようになったんですよと話してくれました。

行政にとって一番大切なことは町が公民館を建設する場合、その地域の人々が一番よいと思う場所へ建設することではないでしょうか。貴重な財政の中から町が建設する公民館ですから利用する地元の住民の願いが実現できる場所ではなくてはならないのではありませんか。お年寄りに諦めさせて町の方針を強要してはならないと思います。下山地区の人々、特に高齢者の皆さんの思いに沿って努力することが行政の務めではありませんか。公民館は地域の人々が集まりやすい場所ではなくてはならないと思います。そして地区公民館はもしものときの避難場所にもなります。お年寄りが歩いて行きやすく高台であることも必要でしょう。住民の皆さんの声を聞き、私自身いろいろ考えても下山地区公民館建設の町の姿勢は理解できません。

議案第28号 平成24年度身延町国民健康保険特別会計予算について反対討論いたします。

本年1月24日に国民健康保険税条例の一部を改正する条例が可決された具体化です。年金生活者、失業者が加入する国保はもとより、もともと適切な国庫負担なしでは成り立たない医療保険です。国保の財政悪化と国保税の高くなる大きな原因は国の予算削減で国保に対する国の責任の後退です。

本町においても21年度の所得階層別状況を見ると所得なしの世帯が763世帯で29.59%、80万円から100万円の世帯が1,365世帯で全体の52.9%で半分以上を占めています。長引く不況の中で住民の生活は大変厳しい現状です。多くの方から払うのが大変、払いきれないという切実な声を聞いています。こういう中で昨年につき2年連続の値上げです。住民の負担はすでに限界です。住民のこれ以上の負担を増やすのではなく、一般会計からの繰り入れをすべきです。その一方で医療費の問題も早急に対策をするべきです。住民健診を受け

やすくする努力とともに予防に積極的に取り組むべきです。

議案第29号 平成24年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について反対討論をいたします。

廃止するといっていた後期高齢者医療制度が存続され続け、本年度から保険料の値上げです。2年ごとの改定で1人当たり平均保険料6万7,987円が6万9,608円となり1,621円上がりました。保険料は無年金の方、家族に扶養されていた方を含め、すべての後期高齢者が支払っています。高齢者数や医療費の増大に応じて自動的に値上げをされていくほど高齢者いじめの後期高齢者医療制度は今すぐ廃止をすべきです。

議案第30号 平成24年度身延町介護保険特別会計予算について反対をいたします。

この予算は議案第8号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例の具体化ですので反対いたします。

以上です。

○議長（福與三郎君）

議案第8号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の方の討論を求めます。

望月明君。

○2番議員（望月明君）

まず介護保険条例についてですけども、国の指導によってこういった制度が出てきているわけですけども、それぞれの段階に分けて保険料を徴収し、そしてそれぞれの病弱の方に対応しているというものでございまして、その仕組みそのもの、妥当な線で努力して今日にきている。さらに介護保険料が上がるといことにつきましても、該当者がどうしても増えてきている。高齢化が進んでいるためにこの介護料も上がってきているという現状でございまして、これを町として少ない財政の中からどうしていったらいいのかということに苦慮しているわけでございますけれども、今回、値上げになったということにつきましてもやむを得ない状況であるというように考えざるを得ない。町のほうからの説明もそのように聞いております。そういうようなことで、私ども議員としましても町民の負担を減らしてもらいたいという気持ちは十分あるわけですけど、ただいまの仕組みを考えましてもやむを得ない状況であるというところから、私ども賛成したというわけでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

議案第27号 身延町一般会計予算、下山地区公民館調査および設計業務費について賛成の方の討論を求めます。

望月明君。

○2番議員（望月明君）

ただいまの下山地区内の場所的なものがまず出ましたけども、これにつきましては遠方に造られるというようなことで、その点、私どもも質問でやりましたけども、住民等のそうした話し合いも委員会として努力してきております。話し合いも100%ではありませんけども、折り合いがついているというようなことを聞いております。

なお不十分な点、今後、地域の人たちの理解を得ていくと、こういうようなことでございまして委員会の決めた中学校跡地、こうしたところへの意見ということについてやむを得ないで

はないかというように考えているところであります。

あと金銭的な反対でしたか、一応そんなことで場所的なことにつきましてはそのような賛成討論ということにいたしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

議案第28号 平成24年度身延町国民健康保険特別会計予算について、賛成の方の討論がありましたらお願いをいたします。

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

国保会計につきましては、先ほど委員長からも話がありましたように細かく打ち合わせをしまいいりました。われわれも一応、協議会の委員としてこの税率の引き上げに最終的にはしぶしぶ賛成したということですが、この国保会計というが国保の制度そのものを維持していくためには、今回のこういう値上げがどうしても必要であると。常に渡辺議員がおっしゃっているように一般会計からの法定外繰入、これがあればなんとかなるのではないかとことですけれども、これは要するに借金ですから要するに国保の被保険者だけでなく、一般の町民に負担をかけるということになると思います。そういう意味で非常にわれわれも苦しい判断でございましたけれども今回、税率の引き上げに賛成してまいりました。

今後もこういう国保制度というものを維持していくためには同じような道を辿っていくことになるかも知れません。これを潰してもいいということであれば、そんな値上げも考えなくてもいいわけですが、その渡辺議員の立場からするとそういうすべての値上げ、税率の引き上げに反対するということがご自分のお立場かも知れませんけれども、私はそういうふうな正義の味方的な捉え方ですべてを捉えることはできないというふうに考えます。

それから後期高齢者につきましても、私が出向させていただいておりますけれども、たしかにこの制度はすでに廃止の方向で動いているはずなんですけれども、とりあえず今はまだあるわけで、この保険料が引き上げになるということも、これについてもやはり制度の維持という意味で必要なことであると思います。介護保険についても同じです。こういうものをすべて税率の引き上げとか保険料の引き上げとかに反対することはたやすいんですが、これをどういうふうにして維持していくのか。そういうことを考えていかなければわれわれの立場はないと思います。そういう意味で常に反対をする、引き上げに反対をするというのは非常に逆に安易な立場であるように私には考えられます。そういう意味で今後この制度を維持していくための有効な手立てを提案していただくことを希望して賛成討論を終わります。

○議長（福與三郎君）

議案第28号および議案第29号および議案第30号についての賛成討論が行われました。

他に討論はございませんか。

（ な し ）

他に討論がないので討論を終結いたします。

日程第4 委員会付託議案に対する採決を行います。

議案第7号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第7号 身延町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第8号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって、議案第8号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第9号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第9号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第10号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第10号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第11号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第11号 身延町下部奥の湯温泉条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第27号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって、議案第27号 平成24年度身延町一般会計予算については原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第28号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって、議案第28号 平成24年度身延町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第29号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって、議案第29号 平成24年度身延町後期高齢者医療保険特別会計予算については原

案のとおり可決決定をいたしました。

議案第30号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって、議案第30号 平成24年度身延町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第31号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第31号 平成24年度身延町介護サービス事業特別会計予算については原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第32号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第32号 平成24年度身延町簡易水道事業特別会計予算については原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第33号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第33号 平成24年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算については原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第34号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第34号 平成24年度身延町下水道事業特別会計予算については原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第35号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第35号 平成24年度身延町青少年自然の里特別会計予算については原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第36号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第36号 平成24年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算については原案のとおり可決決定をいたしました。

議事の途中ではありませんけども、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時10分といたします・・・。

大変失礼をいたしました。

もう1件でございますけども、財産の取得について原案に賛成の諸君の挙手を求めます・・・  
大変失礼をいたしました。暫時休憩を取り消しまして、もう1件、議事の進行を図ります。

議案第49号 財産の取得についてでございますけれども、委員長報告のとおりこれに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員でございます。

よって、議案第49号 財産の取得については原案のとおり可決決定をいたしました。

議事の途中でありますけども、暫時休憩といたします。

再開は10時10分といたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時10分

○議長(福與三郎君)

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

日程第5 委員会の閉会中の継続調査について議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長、議会活性化等調査検討特別委員会委員長より所管事務調査について議会議事規則第75条の規定によりお手元に配布いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

各委員会から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りをいたします。

本日、追加議案が提出されました。

これを日程に追加し追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加日程第1として議題にすることに決定いたしました。

追加日程第1 追加提出議案の報告ならびに上程を行います。

同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
上程いたします。

追加日程第2 追加提出議案に対する説明を求めます。

同意第1号について、望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので提出案件の提案理由についてご説明を申し上げます。

今回の追加提出案件は人事案件が1件となっております。それでは説明を申し上げます。

同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町清子3321番地

氏 名 片田公夫

生年月日 昭和23年2月8日

平成24年3月14日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由についてでございます。

平成24年6月30日に委員の任期が満了しますので、その後任委員を推薦する必要が生じました。ついては委員候補者の推薦にあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見が必要でございます。

これが、この議案を提出する理由であります。

以上でございます。

なお、同意第1号につきましては7月1日付けの法務大臣委嘱に向け、4月の中旬には法務局に候補者を推薦する必要があることから、本定例会に追加提案をさせていただきました。よろしくご審議の上ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（福與三郎君）

町長の説明が終わりました。

お諮りいたします。

同意第1号は人事案件でありますので質疑・討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

追加日程第3 追加提出議案に対する採決を行います。

同意第1号について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員でございます。

よって同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦については山梨県南巨摩郡身延町清子3321番地、片田公夫氏、昭和23年2月8日生まれを推薦について同意することに決定いたしました。

追加日程第4 切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員選挙についてでございます。

お諮りいたします。

切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員の任期が平成24年3月31日で満了しますので、切坂山恩賜県有財産保護組合同規約第6条の規定により選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、選挙を行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

この選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員については山梨県南巨摩郡身延町八坂214番地4、今福誠氏、昭和2年3月17日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町八坂107番地、今福正孝氏、大正14年2月15日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町八坂360番地、今福歳男氏、昭和12年10月18日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町八坂325番地、今福益行氏、昭和14年2月19日生まれの4名を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました4名を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました4名が当選いたしました。

追加日程第5 議会活性化等調査検討特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会活性化等調査検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって1番 野島俊博君、13番 望月秀哉君の2名を指名したいと思います、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

ここで町長よりあいさつをいただきます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

大変お疲れさまでございます。

平成24年身延町議会第1回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつをさせていただきます。

本定例会は去る3月5日に開会され、本日までの10日間、福與三郎議長のもとで私どもの提案いたしました45件の提出案件につきまして、ご熱心にしかも真摯にご検討をいただき、ただいますべての提案議案につきましてご可決・ご同意をいただき、閉会を迎えることができました。議員の皆さまのご苦勞とご協力に敬意と御礼を申し上げたいと存じます。

本議会でご議決いただきました平成24年度予算につきましては、子や孫にできる限り借金を残さないよう職員ともども知恵を出し合って、これの執行に最善を尽くしてまいります。と同時に町民の皆さまから一点の疑義も持たれることのない行政運営を行ってまいります。議員の皆さまには今後も厳しいご指導をいただければ幸いです。

弥生3月も半ばでございます。今まさに季節の変わり目であります。議員の皆さまには年度末のご多用と合わせて健康に留意をいただき、住民福祉のためますますのご活躍をいただけますことをご祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

町長のあいさつが終わりました。

これをもちまして、本定例会の会議に付議されました事件はすべて議了いたしました。

会議規則第7条の規定によって閉会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定いたしました。

会期10日間、議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

これからは日増しに春らしくなり桜の開花も間近であります。各位におかれましてはくれぐれもご自愛をいただき、町政発展になお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。平成24年身延町議会第1回定例会を閉会といたします。

大変にご苦勞さまでございました。

○議会事務局長（秋山和子君）

それでは相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時23分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長秋山和子が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上